

R 6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調

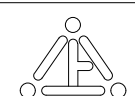
< 図 面 目 録 >

通し番号	図面番号	図 面 名	縮 尺	通し番号	図面番号	図 面 名	縮 尺	通し番号	図面番号	図 面 名	縮 尺
01	P-00	表紙、図面目録	NON	16	AC-10	空調・換気設備 2階平面図(2) (改修後)	1/100	31	AC-25	空調仮設工事 1階平面図	1/150
02	共-01	営繕工事共通仕様書(1)	NON	17	AC-11	空調・換気設備 3階平面図(1) (改修後)	1/100	32	AC-26	空調仮設工事 2階平面図	1/150
03	共-02	営繕工事共通仕様書(2)	NON	18	AC-12	空調・換気設備 3階平面図(2) (改修後)	1/100	33	AC-27	空調仮設工事 3階平面図	1/150
04	共-03	営繕工事共通仕様書(3)	NON	19	AC-13	空調・換気設備 4階平面図(1) (改修後)	1/100	34	AC-28	空調仮設工事 4階平面図	1/150
05	機特-01	機械設備工事特記仕様書(1)	NON	20	AC-14	空調・換気設備 4階平面図(2) (改修後)	1/100	35	AC-29	空調仮設工事 R・PH階平面図	1/150
06	機特-02	機械設備工事特記仕様書(2)	NON	21	AC-15	空調・換気設備 R・PH階平面図 (改修後)	1/100	36	AC-30	各種参考図	NON
07	AC-01	付近見取図、配置図	1/300	22	AC-16	空調・換気設備 1階平面図(1) (改修前)	1/100	37	AC-31	工事中仮設計画	1/300
08	AC-02	空調・換気設備 機器表 (新設)	NON	23	AC-17	空調・換気設備 1階平面図(2) (改修前)	1/100	38	AC-32	概略工事工程表-1 (参考図)	NON
09	AC-03	空調・換気設備 機器表 (既設)	NON	24	AC-18	空調・換気設備 2階平面図(1) (改修前)	1/100	39	AC-33	概略工事工程表-2 (参考図)	NON
10	AC-04	空調設備 系統図 (改修後)	NON	25	AC-19	空調・換気設備 2階平面図(2) (改修前)	1/100	40	AC-34	概略工事工程表-3 (参考図)	NON
11	AC-05	空調設備 系統図 (改修前)	NON	26	AC-20	空調・換気設備 3階平面図(1) (改修前)	1/100	41	AC-35	支障物件確認図	1/300
12	AC-06	換気設備 系統図 (改修前後)	NON	27	AC-21	空調・換気設備 3階平面図(2) (改修前)	1/100				
13	AC-07	空調・換気設備 1階平面図(1) (改修後)	1/100	28	AC-22	空調・換気設備 4階平面図(1) (改修前)	1/100				
14	AC-08	空調・換気設備 1階平面図(2) (改修後)	1/100	29	AC-23	空調・換気設備 4階平面図(2) (改修前)	1/100				
15	AC-09	空調・換気設備 2階平面図(1) (改修後)	1/100	30	AC-24	空調・換気設備 R・PH階平面図 (改修前)	1/100				


課 長	副 課 長	課長補佐	主査兼係長	係 長	課 員	担 当

徳島県県土整備部営繕課 設計 R6.5	竣工 Rxx.xx	工 事 名 R 6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調	図 名 表紙、図面目録	縮 尺	A3	NON	図面番号 AC-00	作図年月 2023	株式会社 ^{かみ} 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966
					A2	NON			

<p>I. 工事概要</p> <p>1. 工事名称 R 6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調</p> <p>2. 工事場所 徳島市北矢三町 1 丁目</p> <p>3. 建物概要</p> <table border="1"> <tr><td>建物名称</td><td>徳島県立徳島中央高校学校</td></tr> <tr><td>構造・規模</td><td>鉄筋コンクリート造 4 階建て</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td></td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>西棟：2,888.76㎡</td></tr> <tr><td>消防法施行令別表第1の区分</td><td>7 項</td></tr> </table> <p>4. 工事種目</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>種 目</th><th>工 事 概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>空調調設備</td><td>図示位置に空調機器を設置し、配管・ダクト工事を行う工事一式。</td></tr> <tr><td>換 気 設 備</td><td>図示位置に換気機器を設置し、ダクト工事を行う工事一式。</td></tr> <tr><td>撤 去 工 事</td><td>図示位置の不要となる機器等の撤去一式。</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>5. その他 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。</p>	建物名称	徳島県立徳島中央高校学校	構造・規模	鉄筋コンクリート造 4 階建て	敷地面積		延床面積	西棟：2,888.76㎡	消防法施行令別表第1の区分	7 項	種 目	工 事 概 要	空調調設備	図示位置に空調機器を設置し、配管・ダクト工事を行う工事一式。	換 気 設 備	図示位置に換気機器を設置し、ダクト工事を行う工事一式。	撤 去 工 事	図示位置の不要となる機器等の撤去一式。										<p>7. 下請負人の選定</p> <p>8. 施工体制台帳及び施工体系図</p>	<p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）</p> <p>(1) 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。</p> <p>(2) 施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>(3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(4) 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。</p> <p>(6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。</p>		<p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p> <p>◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある中木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。</p> <p>◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。</p> <p>◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。</p> <p>◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。</p> <p>◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。</p>
建物名称	徳島県立徳島中央高校学校																														
構造・規模	鉄筋コンクリート造 4 階建て																														
敷地面積																															
延床面積	西棟：2,888.76㎡																														
消防法施行令別表第1の区分	7 項																														
種 目	工 事 概 要																														
空調調設備	図示位置に空調機器を設置し、配管・ダクト工事を行う工事一式。																														
換 気 設 備	図示位置に換気機器を設置し、ダクト工事を行う工事一式。																														
撤 去 工 事	図示位置の不要となる機器等の撤去一式。																														
<p>II. 営繕工事共通仕様書</p> <p>1. 適用基準</p>	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 木造建築工事標準仕様書 令和4年版 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 敷地調査共通仕様書 令和4年版 <p>また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） 建築改修工事監理指針（令和4年版） 電気設備工事監理指針（令和4年版） 機械設備工事監理指針（令和4年版） <p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 質問回答書（②から⑤に対するもの） 補足説明書 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） 図面 公共建築工事標準仕様書等 	<p>9. 電気保安技術者等</p> <p>10. 施工中の安全確保</p>	<p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 <p>◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p>	<p>11. 交通安全管理</p> <p>12. 発生材の処理等</p>	<p>◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請業者を指導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと さし柵装備車、不表示車は使用しないこと 過積載車両、さし柵装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと 過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。</p> <p>(4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。</p> <p>(5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。</p> <p>(6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。</p> <p>(7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎アスベスト</p> <p>(1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。</p> <p>既存の分析調査結果の貸与（あり・なし）。</p> <p>(2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 調査結果は3年間保存すること。 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。 																										
	<p>徳島県県土整備部営繕課</p>	<table border="1"> <tr><td>工事名</td><td>R 6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調</td></tr> <tr><td>図名</td><td>営繕工事共通仕様書（1）</td></tr> </table>	工事名	R 6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調	図名	営繕工事共通仕様書（1）	<table border="1"> <tr><td>縮尺</td><td>A3</td><td>NON</td></tr> <tr><td></td><td>A2</td><td>NON</td></tr> </table>	縮尺	A3	NON		A2	NON	<table border="1"> <tr><td>図面番号</td><td>共-01</td></tr> <tr><td>作図年月</td><td>2023</td></tr> </table> <p>株式会社 ^{かみ} 上設計</p> <p>管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信</p> <p>〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7</p> <p>tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966</p>	図面番号	共-01	作図年月	2023													
工事名	R 6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調																														
図名	営繕工事共通仕様書（1）																														
縮尺	A3	NON																													
	A2	NON																													
図面番号	共-01																														
作図年月	2023																														

<p>13. 材料・製品等</p>	<p>(3)表示、掲示は次のとおり行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。 また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。</p> <p>(1)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</p> <p>(4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。</p> <p>(5)受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(6)受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>(7)受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法令等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>◎県産木材の原則使用 (1)受注者は、工事的目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2)「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a)徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b)(a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p>	<p>14. 化学物質を発散する建築材料等</p> <p>15. 施工</p>	<p>(3)受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4)受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5)県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎横仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の原則使用 (1)受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2)受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 徳島県内の工場で加工、製造された製品 <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないが、発散が極めて少ないものとする。 (2)保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びブスチレンを発散しないが、発散が極めて少ないものとする。 (3)接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないが、発散が極めて少ないものとする。 (4)塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないが、発散が極めて少ないものとする。 (5)(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないが、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に滞漏のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p>	<p>16. 建設機械等</p> <p>17. 遠隔臨場の試行</p> <p>18. 工事看板等</p> <p>19. 仮設トイレ</p> <p>20. 設計変更箇所確認</p> <p>21. 工事検査及び技術検査</p>	<p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8建設省経機発第249号最終改正平成14.4.1国総経第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。</p> <p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 (1)区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 (2)当初請負金額が200万円未満の工事</p> <p>◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快通トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千円以上の工事 原則として「快通トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快通トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快通トイレとは、洋式トイレのうち、防災対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> <p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千円以上5千円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千円未満	—	1回	3千円以上5千円未満	—	2回	5千円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																		
3千円未満	—	1回																		
3千円以上5千円未満	—	2回																		
5千円以上1億円未満	1回	2回																		
1億円以上	2回	3回																		
<p>徳島県県土整備部営繕課</p>	<p>工事名 R 6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調</p> <p>図名 営繕工事共通仕様書（2）</p>	<p>縮尺 A3 NON A2 NON</p>	<p>図面番号 共-02 作図年月 2023</p>	<p style="text-align: center;">かみ  株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 tel 0883-62-3955 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 fax 0883-62-3966</p>																

22. 完成図等	<p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p> <p>◎電子納品：対象</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類 ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による） ・工事写真（電子データ2部） ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部） ・保全に関する資料 ・その他監督員が指示する図書（必要部数）</p> <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1" data-bbox="344 703 780 787"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p> <p>◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ		<p>(4)受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>(5)受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>(6)受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>		
区 分	サ イ ズ												
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ												
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ												
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ												
23. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県GALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>												
24. 火災保険	<p>◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）</p> <p>(1)対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>(2)付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>(3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>(4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>(5)その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p>												
25. 公共事業労務費調査	<p>◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p>受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>												
26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	<p>(1)受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（（2）に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。</p> <p>(2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。</p> <p>(3)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p>												

徳島県県土整備部営繕課	工 事 名	R 6 営 繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調				図面番号 共-03	 株式会社 上設計 <small>かみ</small> 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966
	図 名	営繕工事共通仕様書（3）	縮尺	A3 A2	NON NON	作図年月 2023	

III. 機械設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手續などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は（標仕<1>1.1.3）により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事業業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事業業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事業業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事業業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事業業 <ul style="list-style-type: none">・ アクリルゴム系塗膜防水工事業業 ・ 合成ゴム系シート防水工事業業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事業業 ・ セメント系防水工事業業 ・ シーリング防水工事業業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事業業 ・ FRP防水工事業業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事業業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 <ul style="list-style-type: none">・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業 <p>サッシ施工</p> <ul style="list-style-type: none">・ ビル用サッシ施工作業 <p>ガラス施工</p> <ul style="list-style-type: none">・ ガラス工事業業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事業業 <ul style="list-style-type: none">・ カーベット系床仕上げ工事業業 <p>表装</p> <ul style="list-style-type: none">・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事業業
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業

（注）表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 他工事との工事区分

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表」による。

4. 施工条件

施工条件は次にによる。
・ 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
・ 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
・ なお、学校運営に大きく影響する停電・断水の工程は、原則1か月前に施設管理者に協議を持ちかけ、作業日及び手順について調整を図ること。
・ 登下校の時間を確認し、その時間に入出場、資材の搬入・搬出をしないこと。
・ 関連工事との取合いが多いことから、建築・設備の総合図の取りまとめや、現場の進行管理等、本改修工事の全体調整は入念に行い、現場納まり上のトラブルや工程の遅延防止等に努めること。
・ 学校運営を継続しながらの改修工事となるため、工事範囲内外を問わず、関わる全ての場所において、整理整頓、清潔の保持、仮設物の点検を日常的に実施する等、学校関係者（生徒・職員・来校者等）の安全・衛生の確保に努めること。
・ 工事着工前に設備配管等を十分に調査し支障のある場合は関係者に連絡して適切な処理をすること。
・ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

5. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕<1>1.3.9「発生材の処理等」により行う。

発生材の処理等の種類毎に次の処分場を指定する。						
種 類	処分許可業者の会社名（処分区分）	優良	所 在 地 処 分 地	運搬距離（km）	処分費（税抜、円）	単位
コクリト(無筋)	(有)吉野川ポンプ(処分区分)		徳島市応神町東貞方字北野7-2 徳島市応神町東貞方字西中須49-1	4.3	1,200	t
コクリト(有筋)	(有)吉野川ポンプ(処分区分)		徳島市応神町東貞方字北野7-2 徳島市応神町東貞方字西中須49-1	4.3	1,500	t
アスファルト	(有)吉野川ポンプ(処分区分)		徳島市応神町東貞方字北野7-2 徳島市応神町東貞方字西中須49-1	4.3	1,100	t
金属(処分)	三木資源(株)	○	徳島市昭和町8丁目27番地 徳島市昭和町8丁目27番地	7.4	0	t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	14.1	5,640	t
廃プラスチック	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	14.1	35,000	t
汚泥	宮崎基礎建設(株)	○	鳴門市大麻町三俣字津久田61番地1 鳴門市大麻町三俣字津久田4-1、5-7	9.4	13,500	t
ｱｽﾌﾞﾙ含む有材	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	85.0	36,000	m3

（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者（以下「優良産業廃処分業者」という。）」であることを示す。

・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が優良産業処分業者に認定されているとき、処分場を変更する場合は、原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

- 建設発生土の処理
 - ・ 構外に搬出し適切に処理 ※土壤検査を本工事で（ ・ 行う（箇所） ・ 行わない） ○ 構内敷きならし
 - ・ 構内の指示場所（図示）に集積
- なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。
[最終処分場の指定] ※残土搬入前に下記処分場へ問合せ、受入れの可否について確認すること。
- ・ 処分場名：
 - ・ 所在地：
 - ・ 処分単価（税抜）： 円
 - ・ 運搬距離： kmを見込んでいる。

(3) 有価材の処理（鉄骨・軽量鉄骨）

- ・ 有価材（鉄骨・軽量鉄骨）

- ・ 古物商で適切に処理すること。

6. 養生等

- 本工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。
- 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	
保管場所	
注意事項	

7. 機材の品質等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー（簡易貫流ボイラー含む）、 鑄鉄製ボイラー（鑄鉄製簡易ボイラー含む） 鋼製小型ボイラー（小型貫流ボイラー含む）、 鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）、 無圧式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）
冷凍機	チリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニット含む）、 吸収冷温水機
冷却塔	冷却塔
空調和機	ユニット形空調和機、ファンコイルユニット（カセット形含む） コンパクト形空調和機、パッケージ形空調和機、マルチパッケージ形空調和機 ガスエンジンヒートポンプ式空調和機
空気清浄装置	エアフィルター（パネル形、折込み形、袋形）、 自動巻取形エアフィルター、電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器（回転形・静止形）、全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機（多翼形送風機）、斜流送風機、軸流送風機、消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、水中モーターポンプ、立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸込口、風量ユニット（定風量・変風量）
自動制御	自動制御システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形、ボルト組立形）
	密閉形隔膜式膨脹タンク（給湯用）
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム ハロゲン化物消火システム
厨房機器	厨房システム
鑄鉄製ふた	マンホールふた、弁根ふた

- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.6により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

8. 施工調査

- 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

9. 総合試運調整

- 総合試運転調整の項目は次によるものとし、試運転調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。（監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2を参考にする。）
 - 風量調整
 - ・ 水量調整
 - 室内外空気の温湿度の測定
 - ・ 室内気流及びじんあいの測定
 - ・ 飲料水の水質の測定
 - ・ 雑用水の水質の測定
 - 低圧屋内配線、弱電流電線の絶縁抵抗測定

2章 共通工事・関連工事

1. 耐震施工（参考図書：建築業設備耐震設計・施工指針（2014年版））

- 設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
 - ・設計用水平地震力
 - 機器の重量（kN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
 - ・設計用鉛直地震力
 - 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 - ・施設の種類、地域係数
 - ・施設の分類（○ 特定の施設　・ 一般の施設）
 - ・地域係数（○ 1.0　・ 0.9）
 - ・重要機器
 - ・ 給水機器（　）
 - ・ 排水機器（　）
 - ・ 換気機器
 - ・ 空調機器
 - ・ 熱源機器
 - ・ 防災設備
 - ・ 監視制御装置
 - ・ 危険物貯蔵装置
 - ・ 火を使用する設備

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器

上層階、屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中層階	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

（注）
・ 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。

- 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。（ ・ ）
 - ・ 試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
 - ・ 試験箇所数 1ロットに対し3本とし、ロットから無作為に抜き取る。
- 配管・ダクトの吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したのとする。

3. 非破壊検査

- はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

4. 仮設工事

- 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
 - ・ 既存電力利用（ ・ できる ○ できない）、電力料金（ ○ 有償 ・ 無償）
 - ・ 既存用水利用（ ・ できる ○ できない）、用水料金（ ○ 有償 ・ 無償）
- 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
 - ・ 同用地は、（ ・ 図示の場所に ○ 用意していないので業者に）設けること。
- 足場その他
 - 足場及び作業構台の類を（ ・ 本工事で設置する ○ 関連工事が設置するものを無償で使用できる）。
 - ※足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（建築標仕<2>2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし、監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。

徳島県県土整備部宮繕課

工事名 R 6 宮繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調

図 名 機械設備工事特記仕様書（1）

縮尺	A3	NON	図面番号
	A2	NON	機特-01
			作図年月
			2023
			〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
			管理建築士 一級建築士 第2322623号 上柿 重信
			tel 0883-62-3955
			fax 0883-62-3966

5. 配管工事

(1) 配管材料については、次表による。

用 途	名 称	番 号	備 考
冷水・温水・冷温水	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304
	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
冷却水	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
膨張・空気抜・補給水	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
蒸気(往)	配管用炭素鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
蒸気(還)	圧力配管用炭素鋼管(黒 Sch 40)	JIS G 3454	STPG370
油・油用通気	配管用炭素鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
冷 媒	○ 冷媒用断熱材被覆鋼管	JGDA 0009	ポリエチレン保温材(難燃性)
空調用排水	○ 硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741又は6742	VP(30φ以下はJIS K 6742を使用してよい)
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	耐火二層管(内管VP)		
	結露防止層付硬質ポリ塩化ビニル管		
(屋内)			
給 水	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD (管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
	給水用高密度ポリエチレン管	PWA 005, JP K 002	
	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
排水・通気	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	耐火二層管(内管VP)		
排水	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	JIS K 9798	RS-VU
給 湯	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA (管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
(地中埋設)			
(コンクリート内)	ポリブテン管	JIS K 6778	
	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JIS K 6776	HTVP
消 火	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
ガ ス	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)		
(地中埋設)	ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	SGP

(注) 表中の○印のある配管材料を本工事に適用する。

- 冷媒管に使用する断熱材被覆鋼管の断熱厚さは、液管は10mm以上、ガス管を20mm以上とする。
- 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3)
- 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
- 地中配管は次による。(標仕<2>2.7.1、監理指針<2>2.7.1、標準図【機材2】)
 - 排水管 標仕の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遣り方にならない敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。
 - 排水管以外 管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う。
- 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。(標仕<2>2.9.1)

6. 保温・塗装工事

- 保温工事
 - 空調対象室部分(天井内を含む)に設置する全熱交換器の外気取入用ダクト及び排気用ダクトの保温は25mm厚とする。
 - 厨房用排気ダクトの断熱(隠べい部) ・ I・(イ)・IX (又はH・(イ)・IX) ・ 行わない
 - 冷媒管の保温外装は次による。
 - 屋内露出 ・ 合成樹脂製カパー (A1・(ロ)・I) ○ 保温化粧ケース (・ 耐熱性樹脂製 ・)
 - 屋外露出 ・ ステンレス鋼板 (E2・(ロ)・I) ○ 保温化粧ケース (・ ステンレス鋼板製 ・ 高耐食性溶融亜鉛めっき鋼板製 ○ 耐熱性樹脂製 ・)
 - 空気調和機、ファンコイルユニットの排水管の保温は、標仕<2>3.1.5の排水管の項による。
- 塗装工事
 - 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。(○ 屋内隠蔽部分)
 - 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(○ 屋内(機械室・隠蔽部を除く) ・)
 - 屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装不要とする。
 - 硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。

7. その他共通事項

- 支持金物等
 - 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとす。
- 用途等の表示
 - 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕 <1>1.7.4)
 - なお、屋外及び水気のある場所(井内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- 制御配線、計装配線等
 - 使用する電線及びケーブルは、標仕<4>1.5.1 表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

3章 空調と設備・換気設備

1. 設計用温湿度条件

	外気条件		室内(調整目標値)				
	温度(DB)	湿度(WB)	一般系統		温度(DB)	湿度(WB)	
			温度(DB)	湿度(WB)			
夏季	9:00	31.3℃	69.1%	26.0℃	50%	℃	%
	12:00	33.9℃	59.3%				
	14:00	34.5℃	56.8%				
	16:00	34.1℃	57.7%				
冬季	1.7℃	62.1%	22.0℃	40%	℃	%	

2. 配管勾配

ドレン管の横走り管の勾配は、原則として1/100とする。

3. 弁類

- 図面に記載なき弁類は、JIS-5Kとする。

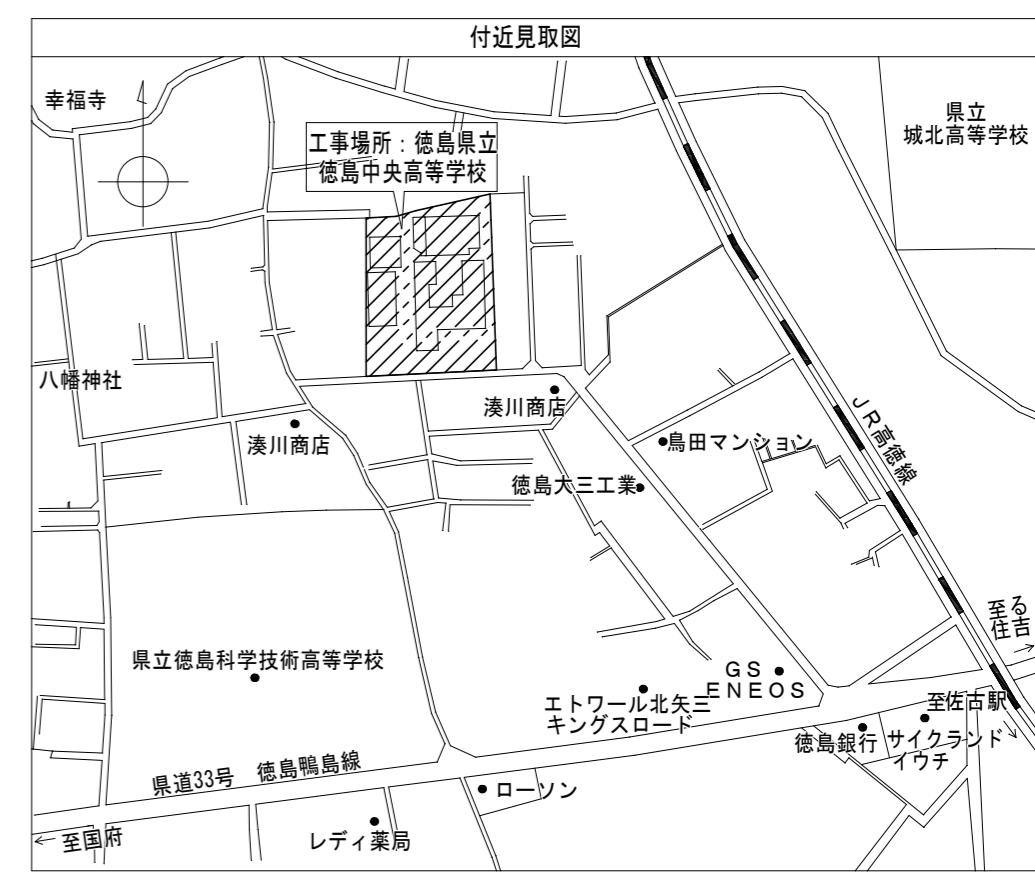
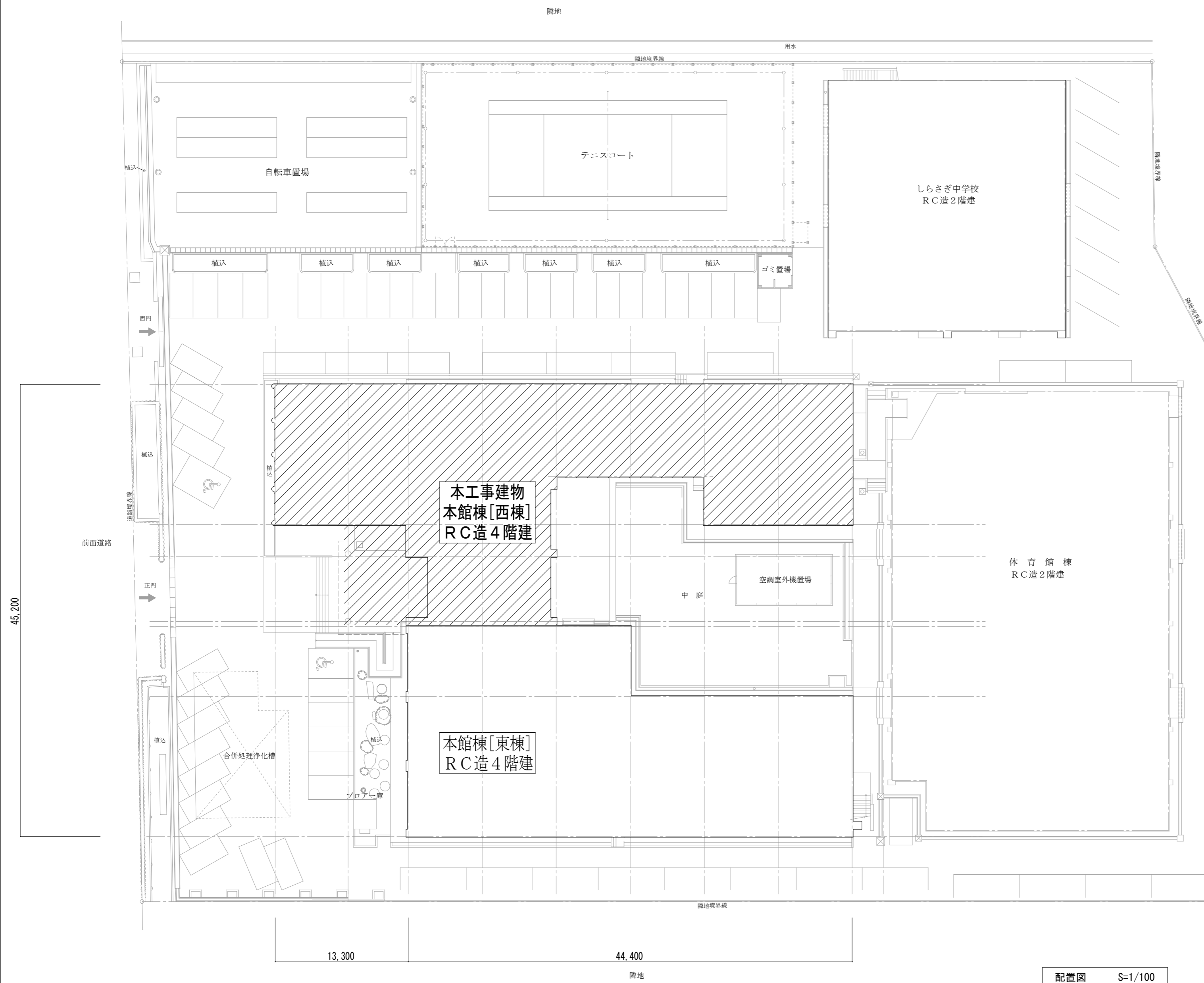
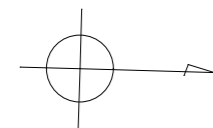
4. ダクト・制気口・ダンパー

- ダクト
 - ダクトの区分 (○ 低圧ダクト ・ 高圧1ダクト(範囲は図示) ・ 高圧2ダクト(範囲は図示))
 - 長辺の長さ1,500mm以下の長方形低圧ダクトの工法
 - (○ コーナーボルト工法 (○ 共板フランジ工法 ・ スライドオンフランジ工法) ・ アングルフランジ工法)
 上記以外の長方形ダクト及び厨房排気ダクトは、アングルフランジ工法とする。
 - 厨房用ダクトの板厚は「火災予防条例準則の運用について」を適用する。
 - ダクトの防火区画貫通部は標準図【施工42】ダクトの防火区画貫通部施工要領による。
- 吹出口・吸込口
 - ボックス (○ 亜鉛鉄板製 ・ グラスウール製) とする。
- チャンパー等
 - 線状吹出口には(長さ+100mm)×幅300mm×高さ300mmの接続チャンパーを設ける。
 - シーリングディフューザーの接続は、標準図【施工47】吹出口及び吸込口ボックスの例 による。施工が困難な場合はフレキシブルダクトを使用してもよい。
 - 外壁に面するガラリにチャンパー等を設ける場合は、雨水等の滞留のないように施工する。
 - 吹出口接続チャンパーには消音内貼りをする事。
 - 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は、外形寸法とする。
 - 吹出口接続チャンパー以外の内貼りしたチャンパーには点検口を取付ける。点検口の大きさは、図面に記載なき場合、原則として400mm×600mmとする。
- ウェザーカバー
 - 材質 (○ ステンレス製 ・) ・ 塗装 (○ 指定色塗装 ・ 耐重塩害仕様)
 - 付属品 (○ 網 ・ 防火ダンパー(図示による) ・ 別図による)
- ベントキャップ
 - 材質 (○ ステンレス製 ・) ・ 形状 (○ 深形 ・ 丸形防風板覆い付)
 - 塗装 (○ 指定色塗装 ・ 耐重塩害仕様指定色塗装)
 - 付属品 (・ 水切り ○ ガラリ ・ 網 ・ 防火ダンパー(図示による) ・ 別図による)

9. パッケージ形空気調和機(マルチ形、ルームエアコン、ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機を含む)

- 冷媒管口径、電気配線サイズは製造者の標準仕様とする。
- 屋内機、屋外機間の電気配線(アース共)は冷媒管と共巻きとする。
- 冷媒はオゾン層破壊係数ゼロのものとする。
- 補助電気ヒーター又は加湿器を組込む場合は、送風機とインターロックする。
- 屋外機の防振措置は、図示による。

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調				図面番号	かみ 株式会社 上設計	
	図名	機械設備工事特記仕様書(2)				機特-02	管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信	
		縮尺	A3	NON	作図年月	〒779-4101 tel 0883-62-3955		
			A2	NON	2023	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 fax 0883-62-3966		



45.200

13.300

44.400

配置図 S=1/100

ハッチ部分は今回工事範囲建物とする。

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調	図面番号	AC-01	
	図名	付近見取図、配置図	縮尺	A3	1/428
			A2	1/300	作図年月
					2023

かみ
株式会社 上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

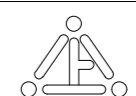
既設機器リスト

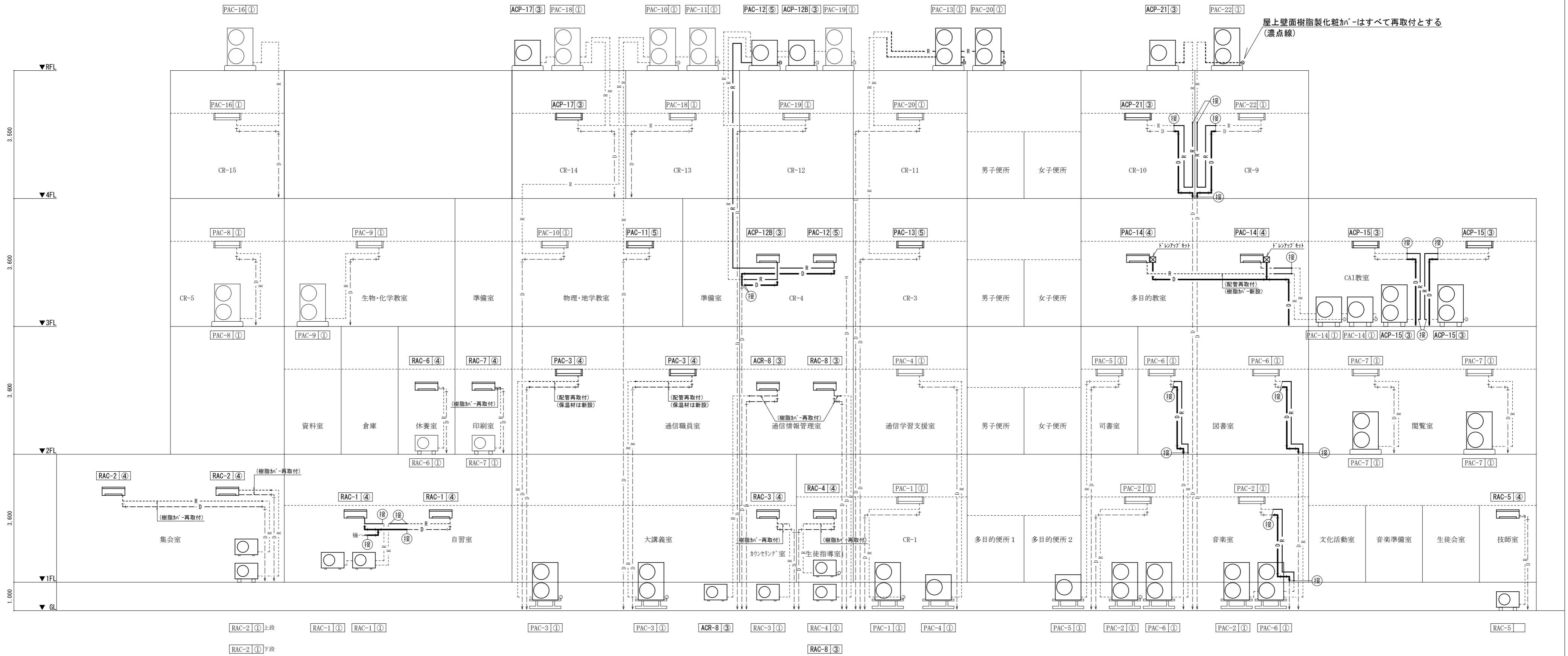
記号	機器名称	仕様	参考寸法 高さ×幅×奥行 (mm)	参考重量 (kg)	冷媒	設置場所		備考	
						階	室名	既設品番	改修内容
PAC-01	空気熱源ヒートポンプ式 パナソニック エアコン	天吊(露出)形 冷房: 10.0 kW 暖房: 11.2 kW	235 × 1586 × 690 1340 × 900 × 320	35 (内) 90 (外)	R410A	1F	CR-1	東芝 AIC-AP1127H-1 ROA-AP1125HS	室内機: ① 室外機: ①
PAC-02	空気熱源ヒートポンプ式 パナソニック エアコン	天吊(露出)形 冷房: 12.5 kW 暖房: 14.0 kW	235 × 1586 × 690 1340 × 900 × 320	35 (内) 90 (外)	R410A	1F	音楽室 × 2台	東芝 AIC-AP1407H ROA-AP1405HS	室内機: ① 室外機: ①
PAC-03	空気熱源ヒートポンプ式 パナソニック エアコン	天吊(露出)形 冷房: 12.5 kW 暖房: 14.0 kW	235 × 1586 × 690 1340 × 900 × 320	35 (内) 90 (外)	R410A	2F	通信制職員室 × 2台	東芝 AIC-AP1407H ROA-AP1405HS	室内機: ④ 室外機: ①
PAC-04	空気熱源ヒートポンプ式 パナソニック エアコン	天吊(露出)形 冷房: 12.5 kW 暖房: 14.0 kW	235 × 1586 × 690 795 × 900 × 320	35 (内) 71 (外)	R410A	2F	通信学習支援室	東芝 AIC-AP1407H-1 ROA-AP1405H	室内機: ① 室外機: ①
PAC-05	空気熱源ヒートポンプ式 パナソニック エアコン	天吊(露出)形 冷房: 5.6 kW 暖房: 6.3 kW	235 × 1270 × 690 890 × 900 × 320	29 (内) 59 (外)	R410A	2F	司書室	東芝 AIC-AP637H ROA-AP635HS	室内機: ① 室外機: ①
PAC-06	空気熱源ヒートポンプ式 パナソニック エアコン	天吊(露出)形 冷房: 10.0 kW 暖房: 11.2 kW	235 × 1586 × 690 1340 × 900 × 320	35 (内) 90 (外)	R410A	2F	図書室 × 2台	東芝 AIC-AP1127H ROA-AP1125HS	室内機: ① 室外機: ①
PAC-07	空気熱源ヒートポンプ式 パナソニック エアコン	天吊(露出)形 冷房: 10.0 kW 暖房: 11.2 kW	235 × 1586 × 690 1340 × 900 × 320	35 (内) 90 (外)	R410A	2F	閲覧室 × 2台	東芝 AIC-AP1127H ROA-AP1125HS	室内機: ① 室外機: ①
PAC-08	空気熱源ヒートポンプ式 パナソニック エアコン	天吊(露出)形 冷房: 12.5 kW 暖房: 14.0 kW	235 × 1586 × 690 1340 × 900 × 320	35 (内) 90 (外)	R410A	3F	CR-5	東芝 AIC-AP1407H ROA-AP1405HS	室内機: ① 室外機: ①
PAC-09	空気熱源ヒートポンプ式 パナソニック エアコン	天吊(露出)形 冷房: 14.0 kW 暖房: 16.0 kW	235 × 1586 × 690 1340 × 900 × 320	35 (内) 90 (外)	R410A	3F	生物・化学教室	東芝 AIC-AP1607H ROA-AP1605HS	室内機: ① 室外機: ①
PAC-10	空気熱源ヒートポンプ式 パナソニック エアコン	天吊(露出)形 冷房: 10.0 kW 暖房: 11.2 kW	235 × 1586 × 690 1340 × 900 × 320	35 (内) 90 (外)	R410A	3F	物理・地学教室	東芝 AIC-AP1127H ROA-AP1125HS	室内機: ① 室外機: ①
PAC-11	空気熱源ヒートポンプ式 パナソニック エアコン	天吊(露出)形 冷房: 12.5 kW 暖房: 14.0 kW 冷房: 10.0 kW 暖房: 11.2 kW	235 × 1586 × 690 1340 × 900 × 320	35 (内) 90 (外)	R410A	3F	物理・地学教室	東芝 AIC-AP1407H ROA-AP1125HS	室内機: ⑤ 室外機: ① ※室内機は物理・地学教室へ
PAC-12	空気熱源ヒートポンプ式 パナソニック エアコン	壁掛形 冷房: 5.6 kW 暖房: 6.3 kW	290 × 1050 × 238 595 × 795 × 300	13 (内) 42 (外)	R32	3F	CR-4	グイン FAP63DJ RZRP63BDV	室内機: ⑤ 室外機: ①
PAC-13	空気熱源ヒートポンプ式 パナソニック エアコン	天吊(露出)形 冷房: 10.0 kW 暖房: 11.2 kW 冷房: 12.5 kW 暖房: 14.0 kW	235 × 1586 × 690 1340 × 900 × 320	35 (内) 90 (外)	R410A	3F	CR-3	東芝 AIC-AP1127H ROA-AP1405HS	室内機: ⑤ 室外機: ① ※室内機は物理・地学教室へ
PAC-14	空気熱源ヒートポンプ式 パナソニック エアコン	壁掛形 冷房: 7.1 kW 暖房: 8.0 kW	365 × 1170 × 295 740 × 950 × 330	21 (内) 59 (外)	R32	3F	多目的教室 × 2台	三菱 PK-RP80KA16 PUZ-ERMP80SHA10	室内機: ④ 室外機: ①
PAC-15	空気熱源ヒートポンプ式 パナソニック エアコン	天吊(露出)形 冷房: 12.5 kW 暖房: 14.0 kW	240 × 1630 × 640 1340 × 900 × 320	44 (内) 86 (外)	R410A	3F	CA1教室 × 2台	東芝 AIC-P1400H ROA-P1400H	室内機: ③ 室外機: ③
PAC-16	空気熱源ヒートポンプ式 パナソニック エアコン	天吊(露出)形 冷房: 12.5 kW 暖房: 14.0 kW	235 × 1586 × 690 1340 × 900 × 320	35 (内) 90 (外)	R410A	4F	CR-15	東芝 AIC-AP1407H ROA-AP1405HS	室内機: ① 室外機: ①
PAC-17	空気熱源ヒートポンプ式 パナソニック エアコン	天吊(露出)形 冷房: 10.0 kW 暖房: 11.2 kW	235 × 1590 × 690 990 × 940 × 320	38 (内) 75 (外)	R410A	4F	CR-14	グイン FHP112AC RZYP112AA	室内機: ③ 室外機: ③
PAC-18	空気熱源ヒートポンプ式 パナソニック エアコン	天吊(露出)形 冷房: 12.5 kW 暖房: 14.0 kW	235 × 1586 × 690 1340 × 900 × 320	35 (内) 90 (外)	R410A	4F	CR-13	東芝 AIC-AP1407H ROA-AP1405HS	室内機: ① 室外機: ①
PAC-19	空気熱源ヒートポンプ式 パナソニック エアコン	天吊(露出)形 冷房: 12.5 kW 暖房: 14.0 kW	235 × 1586 × 690 1340 × 900 × 320	35 (内) 90 (外)	R410A	4F	CR-12	東芝 AIC-AP1407H ROA-AP1405HS	室内機: ① 室外機: ①
PAC-20	空気熱源ヒートポンプ式 パナソニック エアコン	天吊(露出)形 冷房: 12.5 kW 暖房: 14.0 kW	235 × 1586 × 690 1340 × 900 × 320	35 (内) 90 (外)	R410A	4F	CR-11	東芝 AIC-AP1407H ROA-AP1405HS	室内機: ① 室外機: ①
PAC-21	空気熱源ヒートポンプ式 パナソニック エアコン	天吊(露出)形 冷房: 10.0 kW 暖房: 11.2 kW	235 × 1590 × 690 990 × 940 × 320	38 (内) 75 (外)	R410A	4F	CR-10	グイン FHP112AC RZYP112AA	室内機: ③ 室外機: ③
PAC-22	空気熱源ヒートポンプ式 パナソニック エアコン	天吊(露出)形 冷房: 12.5 kW 暖房: 14.0 kW	235 × 1586 × 690 1340 × 900 × 320	35 (内) 90 (外)	R410A	4F	CR-9	東芝 AIC-AP1407H ROA-AP1405HS	室内機: ① 室外機: ①
RAC-01	ル-ムエアコン	壁掛形 冷房: 7.1 kW 暖房: 8.5 kW	295 × 798 × 239 619 × 799 × 299	11 (内) 40 (外)	R32	1F	自習室 × 2台	パナソニック CS-718CEX2-W CU-718CEX2	室内機: ④ 室外機: ①
RAC-02	ル-ムエアコン	壁掛形 冷房: 7.1 kW 暖房: 8.5 kW	295 × 798 × 339 709 × 859 × 319	16 (内) 41 (外)	R32	1F	集会室 × 2台	日立 RAS-VL71H2 RAC-VL71H2	室内機: ④ 室外機: ①

記号	機器名称	仕様	参考寸法 高さ×幅×奥行 (mm)	参考重量 (kg)	冷媒	設置場所		備考	
						階	室名	既設品番	改修内容
RAC-03	ル-ムエアコン	壁掛形 冷房: 4.0 kW 暖房: 5.0 kW	285 × 780 × 239 540 × 780 × 289	8 (内) 28 (外)	R32	1F	カンペリン'室	パナソニック CS-406CF2-W CU-406CF2	室内機: ④ 室外機: ①
RAC-04	ル-ムエアコン	壁掛形 冷房: 4.0 kW 暖房: 5.0 kW	290 × 799 × 232 550 × 800 × 285	9 (内) 29 (外)	R32	1F	生徒指導室 I	三菱 MSZ-GV4018S-W MUCZ-G4018S	室内機: ④ 室外機: ①
RAC-05	ル-ムエアコン	壁掛形 冷房: 2.5 kW 暖房: 2.8 kW	285 × 770 × 233 550 × 675 × 284	8 (内) 20 (外)	R32	1F	技師室	グイン F25ZTES-W R25ZES	室内機: ④ 室外機: ①
RAC-06	ル-ムエアコン	壁掛形 冷房: 2.5 kW 暖房: 2.8 kW	285 × 780 × 239 530 × 655 × 275	8 (内) 21 (外)	R32	2F	休憩室	パナソニック CS-259CF CU259CF	室内機: ④ 室外機: ①
RAC-07	ル-ムエアコン	壁掛形 冷房: 4.0 kW 暖房: 5.0 kW	290 × 799 × 232 550 × 800 × 285	9 (内) 29 (外)	R32	2F	印刷室	三菱 MSZ-GV4019S MUCZ-G4019S	室内機: ④ 室外機: ①
RAC-08	ル-ムエアコン	壁掛形 冷房: 5.0 kW 暖房: 6.0 kW	280 × 799 × 189 540 × 780 × 286	7.5 (内) 34 (外)	R410A	2F	通信情報管理室 × 2台	パナソニック CS-H508A2-W CU-H508A2	室内機: ③ 室外機: ③
RAC-09	ル-ムエアコン	壁掛形 冷房: 6.3 kW 暖房: 7.5 kW	305 × 870 × 219 540 × 780 × 289	12.5 (内) 34 (外)	R410A	3F	CR-4	パナソニック CS-X638A2-W CU-X638A2	室内機: ③ 室外機: ③
HU-1	コンベ'クター	床置形 エレメント: L=1200mm	500 × 1200 × 210	21.7	—	1F	自習室 × 2台 集会所 × 5台		②
HU-2	コンベ'クター	壁掛形 エレメント: L=1300mm	550 × 1300 × 130	27.5	—	1F 3F	CR-1 × 2台 多目的教室		②
HU-3	コンベ'クター	壁掛形 エレメント: L=1700mm	550 × 1700 × 130	33.9	—	2F	通信学習支援室 × 2台		②
HU-4	コンベ'クター	壁掛形 エレメント: L=2300mm	550 × 2300 × 130	42.2	—	2F 3F	休養室、印刷室 多目的教室		②
LF-1	全熱交換形換気扇	壁掛2h'イク'取付 壁スイッチタイプ (強)75m3/h (弱)42m3/h 7-ド' × 2、付属品共	265 × 550 × 185	6.0	—	1F 2F 3F 4F	1F × 12台 2F × 8台 3F × 7台 4F × 6台		①
LF-1	全熱交換形換気扇	壁掛2h'イク'取付 壁スイッチタイプ (強)75m3/h (弱)42m3/h 7-ド' × 2、付属品共	265 × 550 × 185	6.0	—	1F 2F	自習室、集会室 司書室		④
LF-1	全熱交換形換気扇	壁掛2h'イク'取付 壁スイッチタイプ (強)75m3/h (弱)42m3/h 7-ド' × 2、付属品共	265 × 550 × 185	6.0	—	1F 2F 3F 4F	音楽室、技師室 図書室 × 2台、閲覧室 多目的教室、CA1教室 CR-9		⑤
FE-1	窓枠取付換気扇	窓枠取付タイプ 羽根径: 20cm ウエザ'ガード、付属品共	320 × 320 × 154	3.4	—	2F	倉庫		③
FE-2	窓枠取付換気扇	窓枠取付タイプ 羽根径: 25cm ウエザ'ガード、付属品共	370 × 370 × 150	3.9	—	1F	技師室		③
FE-3	窓枠取付換気扇	窓枠取付タイプ 羽根径: 30cm ウエザ'ガード、付属品共	420 × 420 × 170	4.6	—	3F	生物・化学教室 × 3台 物理・地学教室 × 2台 準備室		③
FE-3	窓枠取付換気扇	窓枠取付タイプ 羽根径: 30cm ウエザ'ガード、付属品共	420 × 420 × 170	4.6	—	3F	多目的教室 × 2台 CA1教室 × 2台		②
FE-4	天井換気扇	天井埋込形 屋外7-ド'、付属品共	261 × 390 × 390	5.0	—	1F~4F	男女便所 計: 8台		③

改修内容及び図中記号の記入例

室名	機器記号	改修内容
	①そのまま (既存のまま)	
	②撤去のみ	
	③撤去/新設 (既設機器撤去→機器新設)	
	④取外し/再取付 (取外し→室内へ仮保管→同位置へ再取付)	
	⑤移設 (取外し→室内へ仮保管→図示位置へ設置)	

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調			図面番号	AC-03	
	図名	空調・換気設備 機器表 (既設)	縮尺	A3	NON	作図年月	2023
				A2	NON		
				 株式会社上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966			



空調設備 系統図 (改修後)

記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

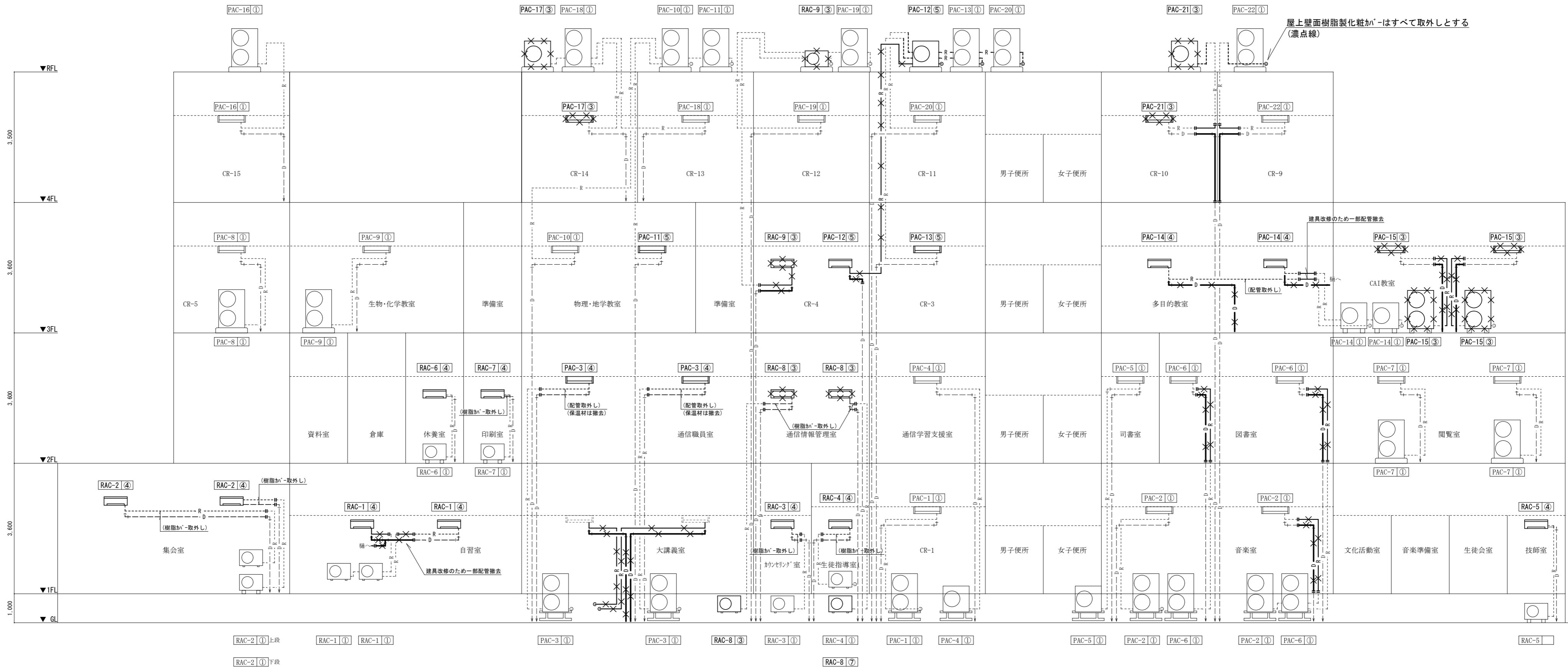
※表記の冷媒管サイズは参考値とする

【注記】

- ・ 図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
- ・ 配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
- ・ 配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと

改修内容及び図中記号の記入例

室名	機器記号	改修内容
	Ⓐ	そのまま (既存のまま)
	Ⓒ	撤去のみ
	Ⓓ	撤去/新設 (既設機器撤去→機器新設)
	Ⓔ	取外し/再取付 (取外し→室内へ仮保管→同一位置へ再取付)
	Ⓕ	移設 (取外し→室内へ仮保管→図示位置へ設置)



空調設備 系統図 (改修前)

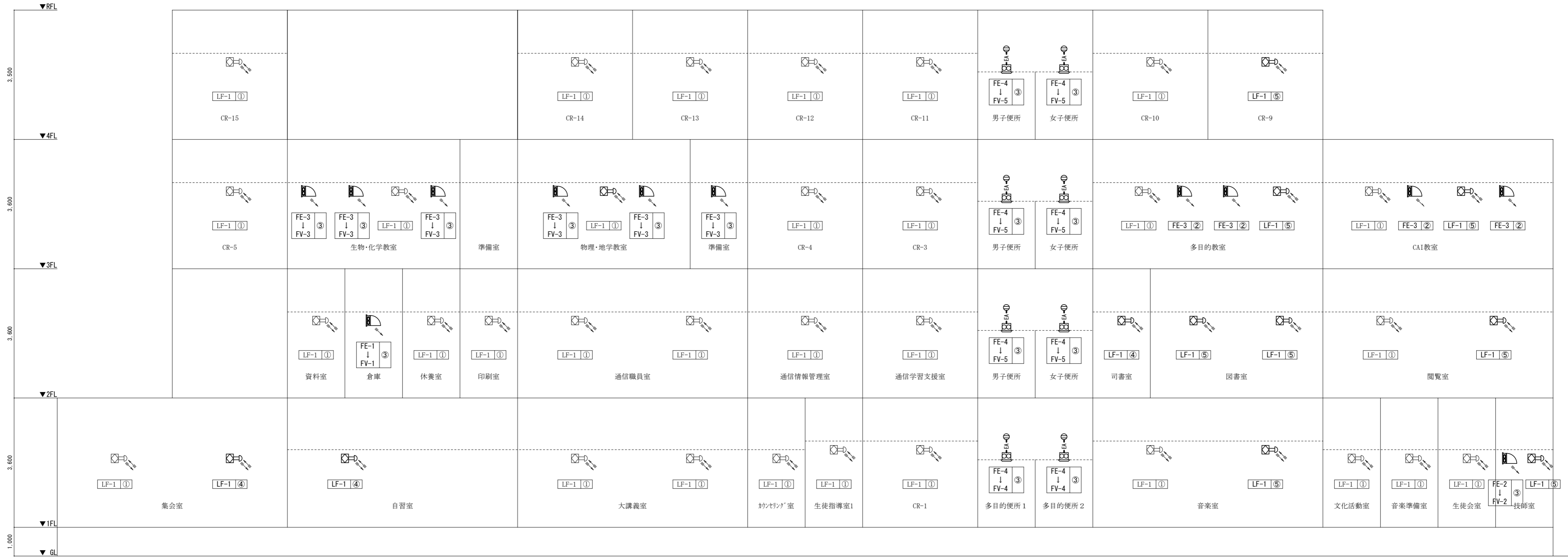
記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

※表記の冷媒管サイズは参考値とする

- 【注記】
- ・ 図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
 - ・ 配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(モルタル補修)は本工事に含む
 - ・ 撤去配管の支持金物は全て撤去
 - ・ 配管切離し後末端は「ラ」止め又は「キャップ」止め処理とする
 - ・ 明記無き配管であっても不要な露出配管はすべて撤去
 - ・ 蒸気配管は露出部はすべて撤去すること。

改修内容及び図中記号の記入例

室名	機器記号	改修内容
	①	そのまま (既存のまま)
	②	撤去のみ
	③	撤去/新設 (既設機器撤去→機器新設)
	④	取外し/再取付 (取外し→室内へ仮保管→同位置へ再取付)
	⑤	移設 (取外し→室内へ仮保管→図示位置へ設置)



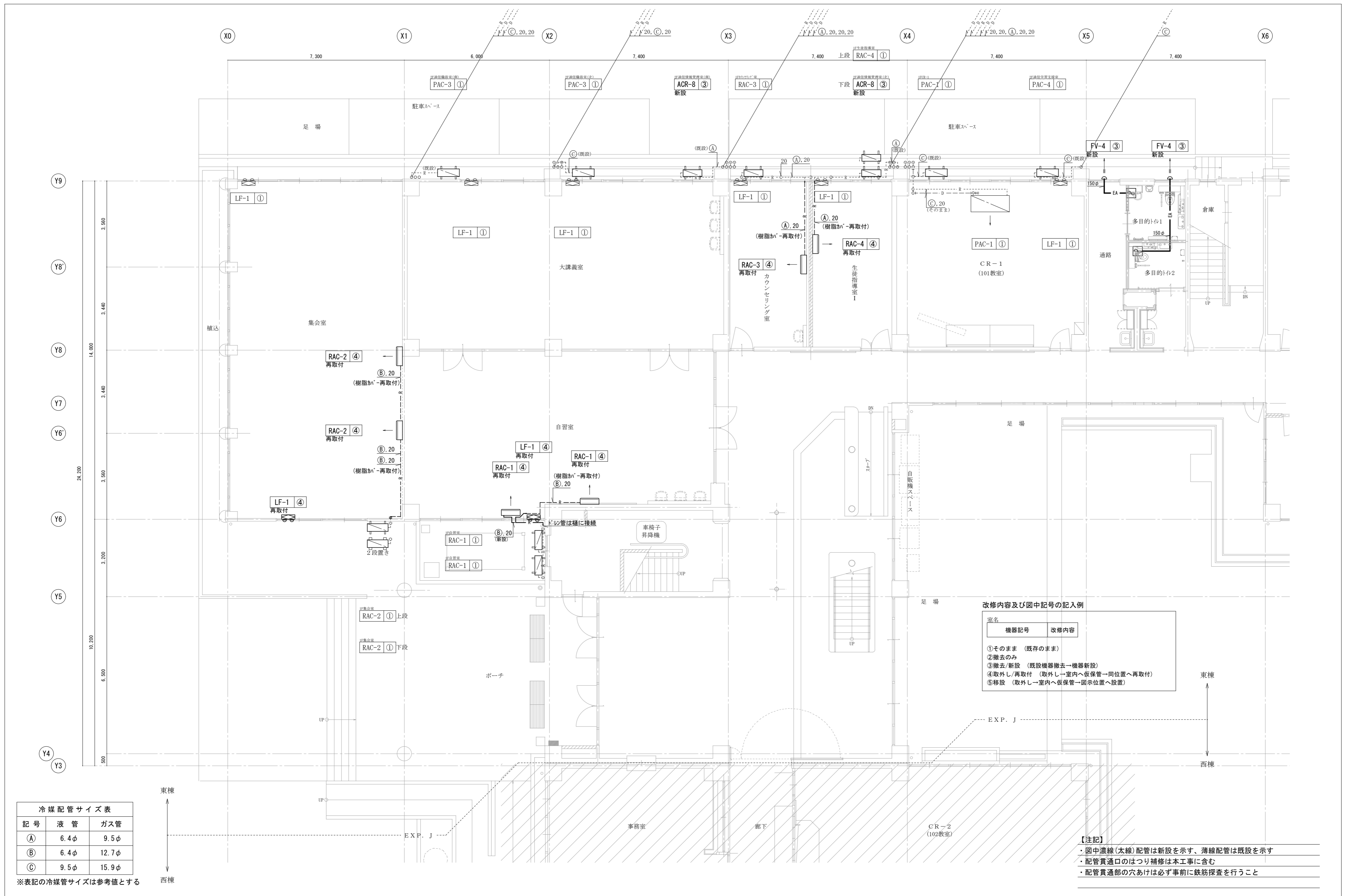
換気設備 系統図 (改修前後)

改修内容及び図中記号の記入例

室名	機器記号	改修内容
		①そのまま (既存のまま)
		②撤去のみ
		③撤去/新設 (既設機器撤去→機器新設)
		④取外し/再取付 (取外し→室内へ仮保管→同位置へ再取付)
		⑤移設 (取外し→室内へ仮保管→図示位置へ設置)

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調			図面番号	AC-06	
	図名	換気設備 系統図 (改修前後)	縮尺	A3 NON A2 NON	作図年月	2023	

株式会社 上設計 かみ
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

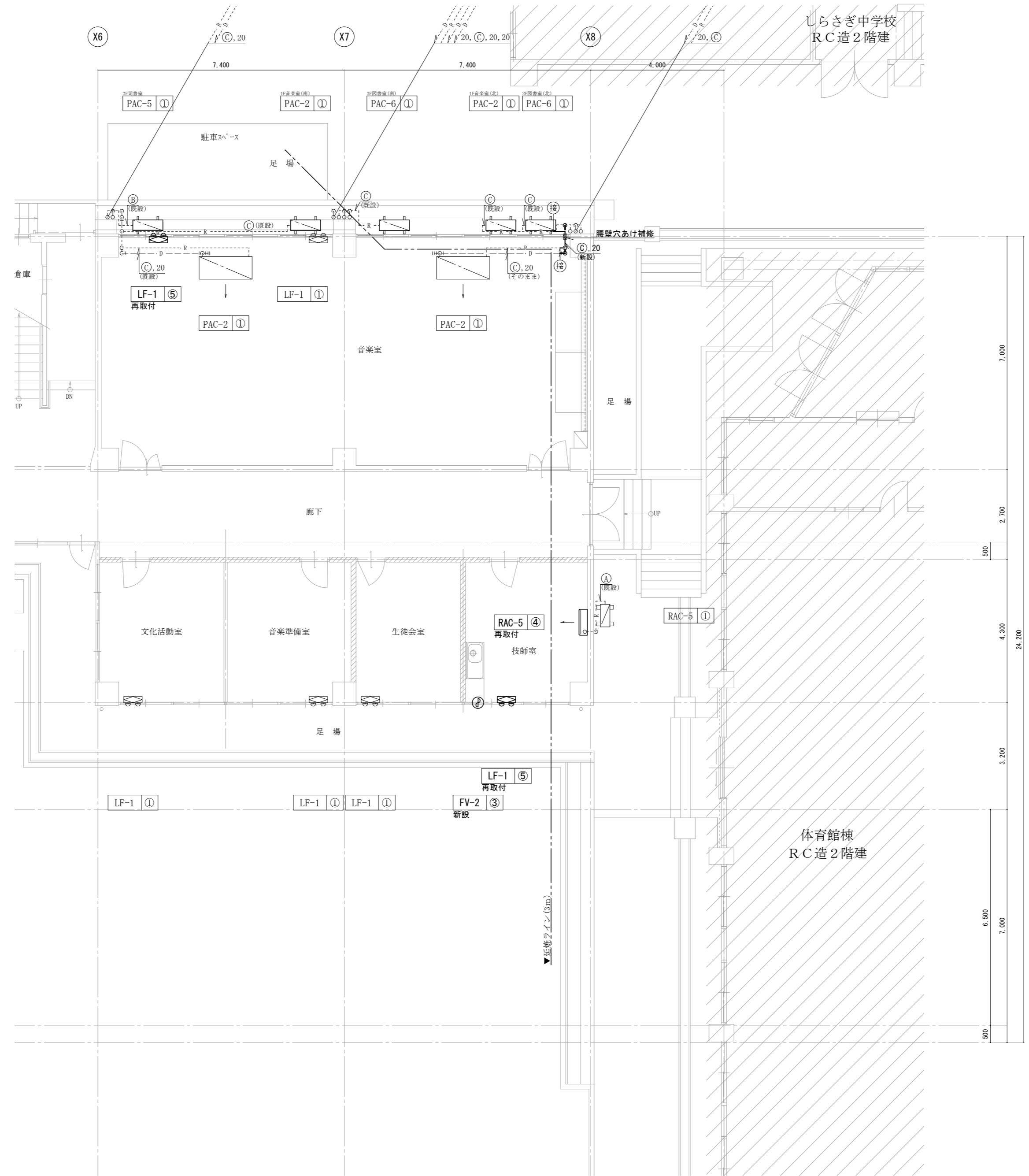


記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

※表記の冷媒管サイズは参考値とする

記号	改修内容
①	そのまま (既存のまま)
②	撤去のみ
③	撤去/新設 (既設機器撤去→機器新設)
④	取外し/再取付 (取外し→室内へ仮保管→同位置へ再取付)
⑤	移設 (取外し→室内へ仮保管→図示位置へ設置)

【注記】
 ・図中太線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
 ・配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
 ・配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと



改修内容及び図中記号の記入例

室名	機器記号	改修内容
	①	そのまま (既存のまま)
	②	撤去のみ
	③	撤去/新設 (既設機器撤去→機器新設)
	④	取外し/再取付 (取外し→室内へ仮保管→同位置へ再取付)
	⑤	移設 (取外し→室内へ仮保管→図示位置へ設置)

記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

※表記の冷媒管サイズは参考値とする

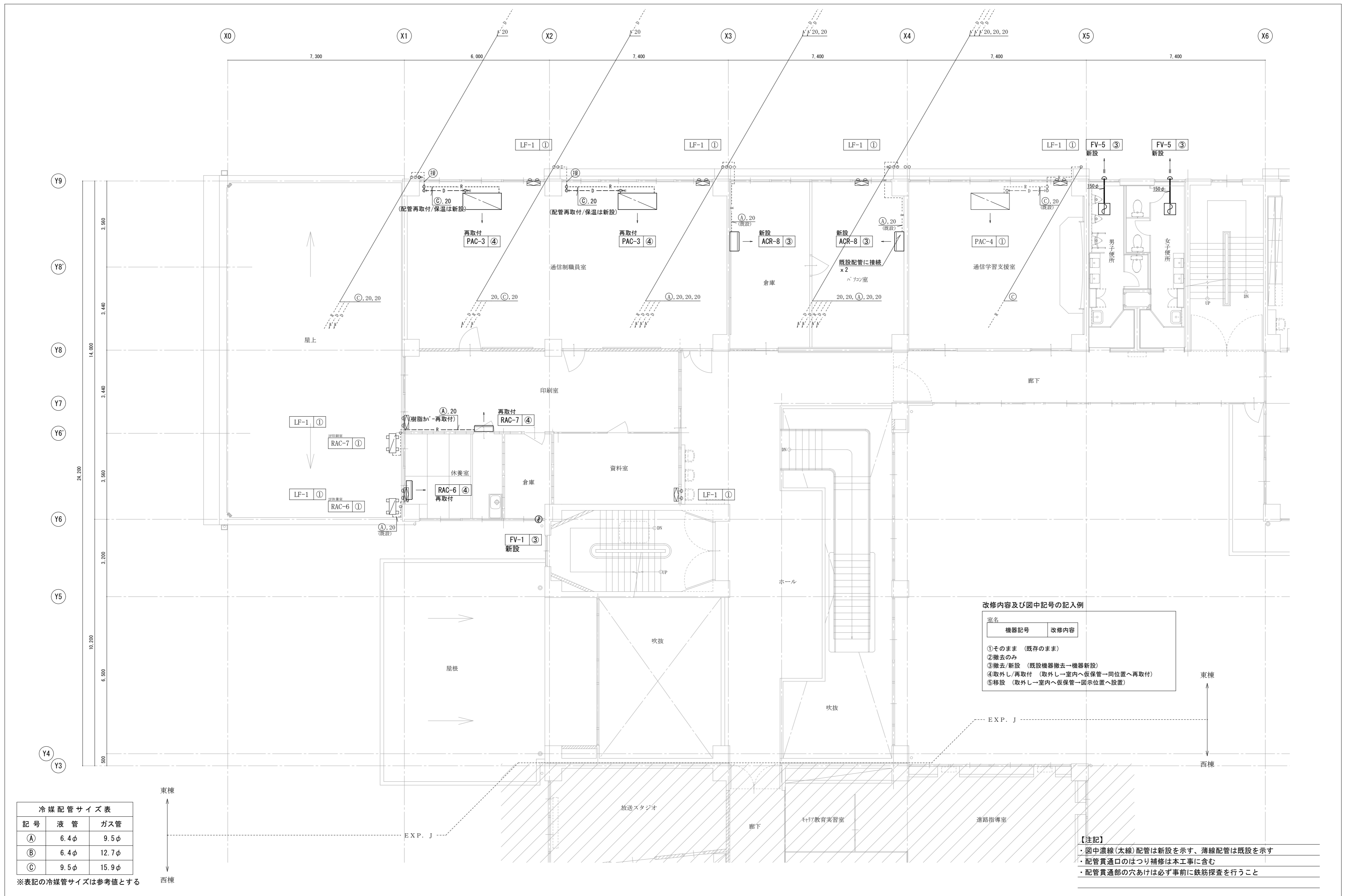
- 【注記】
- ・ 図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
 - ・ 配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
 - ・ 配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調		図面番号	AC-08
	図名	空調・換気設備 1階平面図(2) (改修後)	縮尺	A3 1/141 A2 1/100	作図年月 2023

株式会社 上設計 かみ

管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信

〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

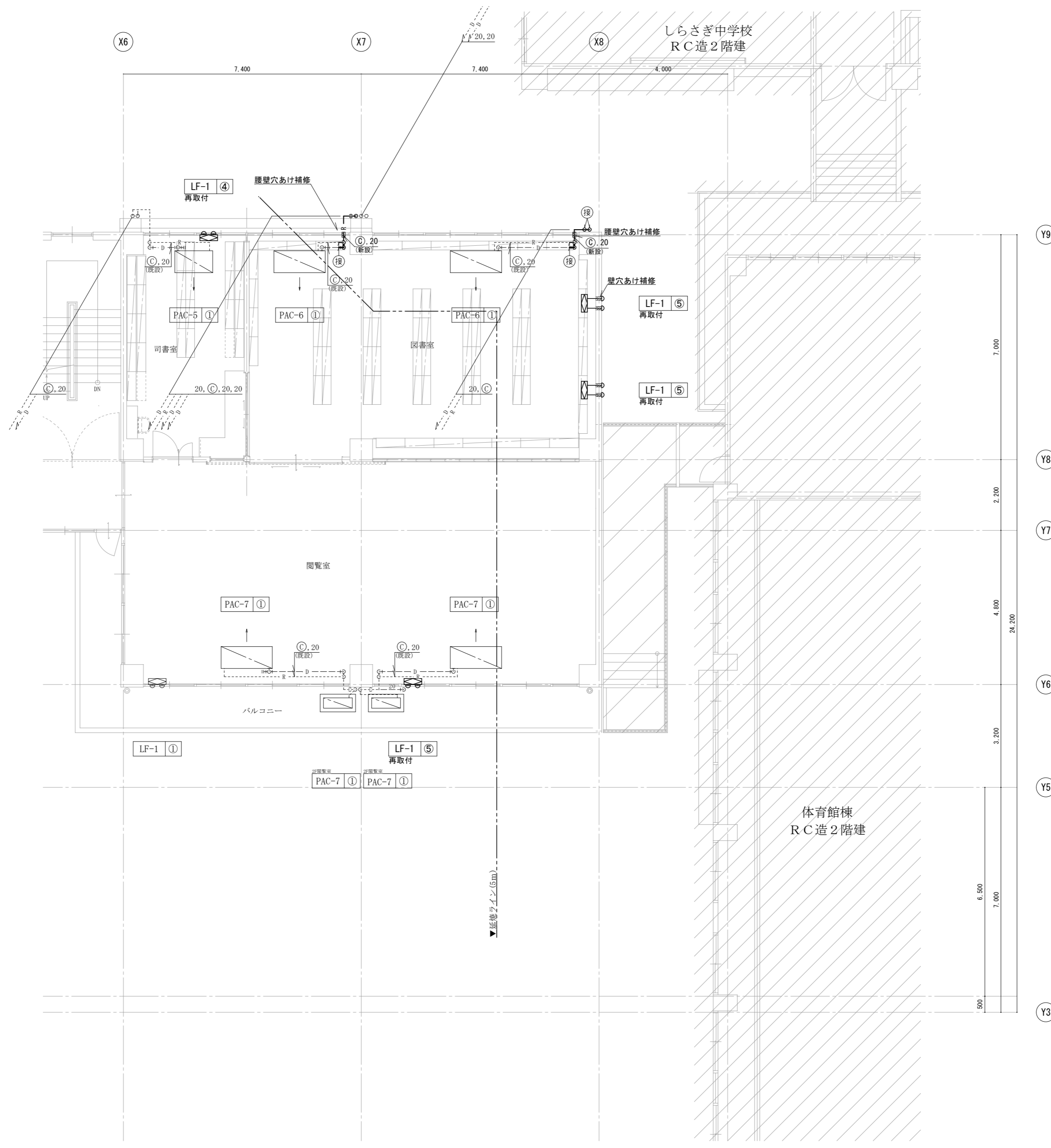


記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

※表記の冷媒管サイズは参考値とする

記号	改修内容
①	そのまま (既存のまま)
②	撤去のみ
③	撤去/新設 (既設機器撤去→機器新設)
④	取外し/再取付 (取外し→室内へ仮保管→同位置へ再取付)
⑤	移設 (取外し→室内へ仮保管→図示位置へ設置)

【注記】
 ・図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
 ・配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
 ・配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと



改修内容及び図中記号の記入例

室名	機器記号	改修内容
	①	そのまま (既存のまま)
	②	撤去のみ
	③	撤去/新設 (既設機器撤去→機器新設)
	④	取外し/再取付 (取外し→室内へ仮保管→同位置へ再取付)
	⑤	移設 (取外し→室内へ仮保管→図示位置へ設置)

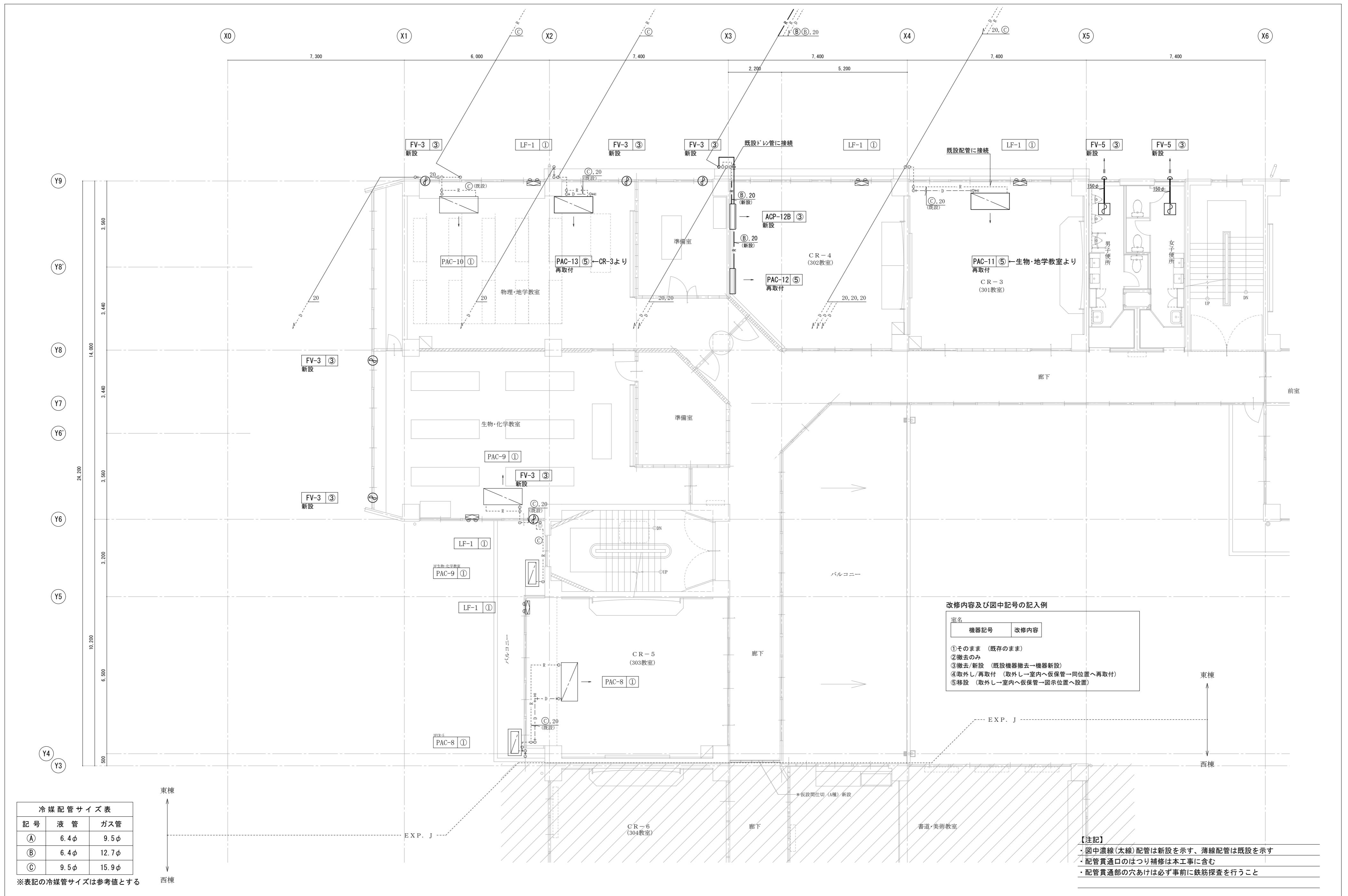
記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

※表記の冷媒管サイズは参考値とする

- 【注記】
- ・ 図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
 - ・ 配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
 - ・ 配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調			図面番号	AC-10
	図名	空調・換気設備 2階平面図(2) (改修後)	縮尺	A3 1/141 A2 1/100	作図年月	2023

かみ
株式会社 上設計
管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
tel 0883-62-3955
fax 0883-62-3966



記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

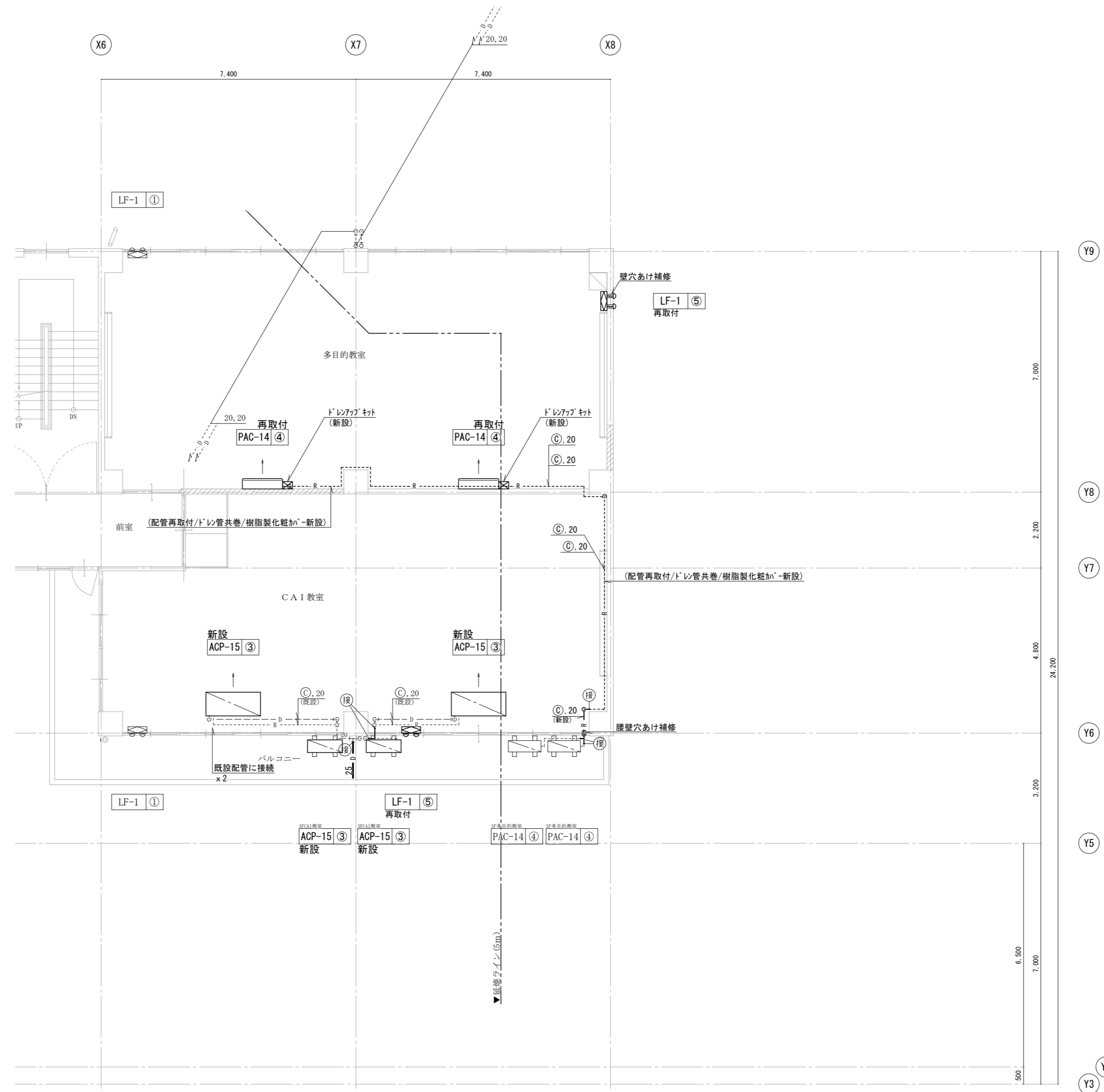
※表記の冷媒管サイズは参考値とする

記号	改修内容
①	そのまま (既存のまま)
②	撤去のみ
③	撤去/新設 (既設機器撤去→機器新設)
④	取外し/再取付 (取外し→室内へ仮保管→同位置へ再取付)
⑤	移設 (取外し→室内へ仮保管→図示位置へ設置)

【注記】
 ・図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
 ・配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
 ・配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと

徳島県県土整備部宮繕課	工事名	R6宮繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調		図面番号	AC-11
	図名	空調・換気設備 3階平面図(1) (改修後)	縮尺	A3 1/141 A2 1/100	作図年月 2023

かみ
株式会社 上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



改修内容及び図中記号の記入例

室名	機器記号	改修内容
		①そのまま (既存のまま)
		②撤去のみ
		③撤去/新設 (既設機器撤去→機器新設)
		④取外し/再取付 (取外し→室内へ仮保管→同位置へ再取付)
		⑤移設 (取外し→室内へ仮保管→図示位置へ設置)

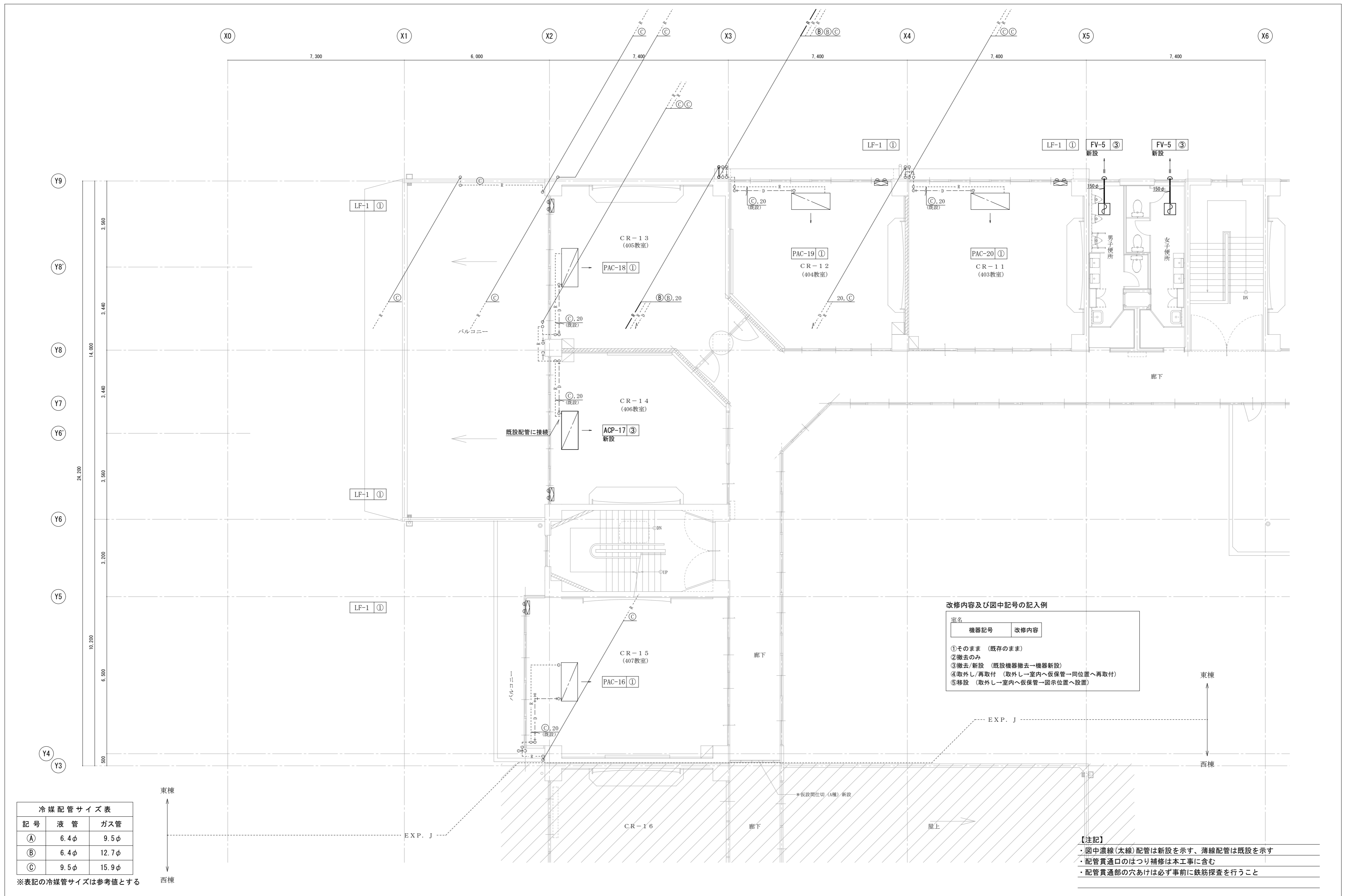
記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

※表記の冷媒管サイズは参考値とする

- 【注記】
- ・ 図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
 - ・ 配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
 - ・ 配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調		図面番号	AC-12
	図名	空調・換気設備 3階平面図(2) (改修後)	縮尺	A3 1/141 A2 1/100	作図年月 2023

かみ
株式会社 上設計
管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



改修内容及び図中記号の記入例

記号	改修内容
①	そのまま (既存のまま)
②	撤去のみ
③	撤去/新設 (既設機器撤去→機器新設)
④	取外し/再取付 (取外し→室内へ仮保管→同位置へ再取付)
⑤	移設 (取外し→室内へ仮保管→図示位置へ設置)

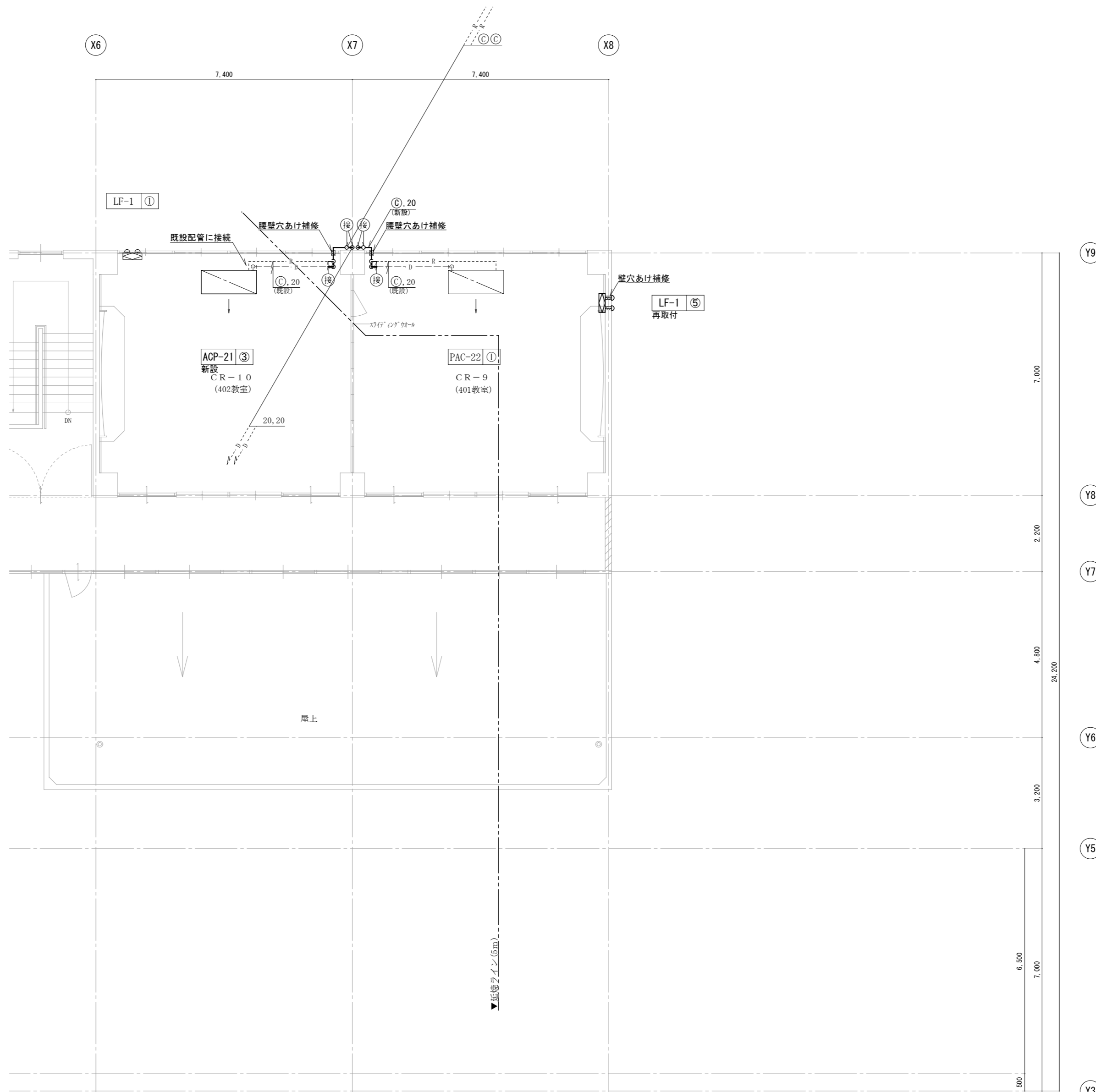
冷媒配管サイズ表

記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

※表記の冷媒管サイズは参考値とする

【注記】

- ・図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
- ・配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
- ・配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと



改修内容及び図中記号の記入例

室名	機器記号	改修内容
		①そのまま (既存のまま)
		②撤去のみ
		③撤去/新設 (既設機器撤去→機器新設)
		④取外し/再取付 (取外し→室内へ仮保管→同位置へ再取付)
		⑤移設 (取外し→室内へ仮保管→図示位置へ設置)

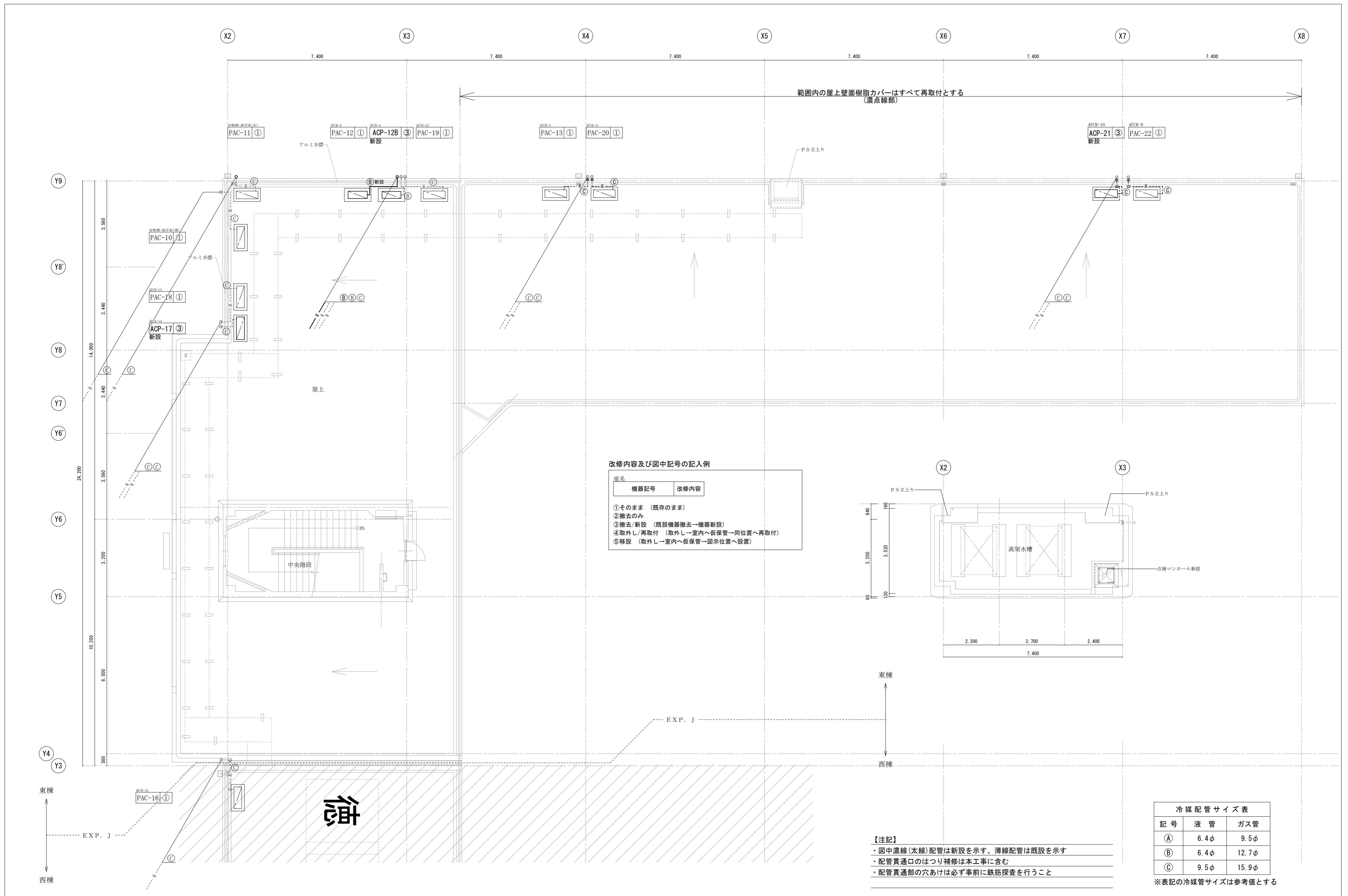
記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

※表記の冷媒管サイズは参考値とする

- 【注記】
- ・ 図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
 - ・ 配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
 - ・ 配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調		図面番号	AC-14
	図名	空調・換気設備 4階平面図(2) (改修後)	縮尺	A3 1/141 A2 1/100	作図年月 2023

かみ
株式会社 上設計
管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信
〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



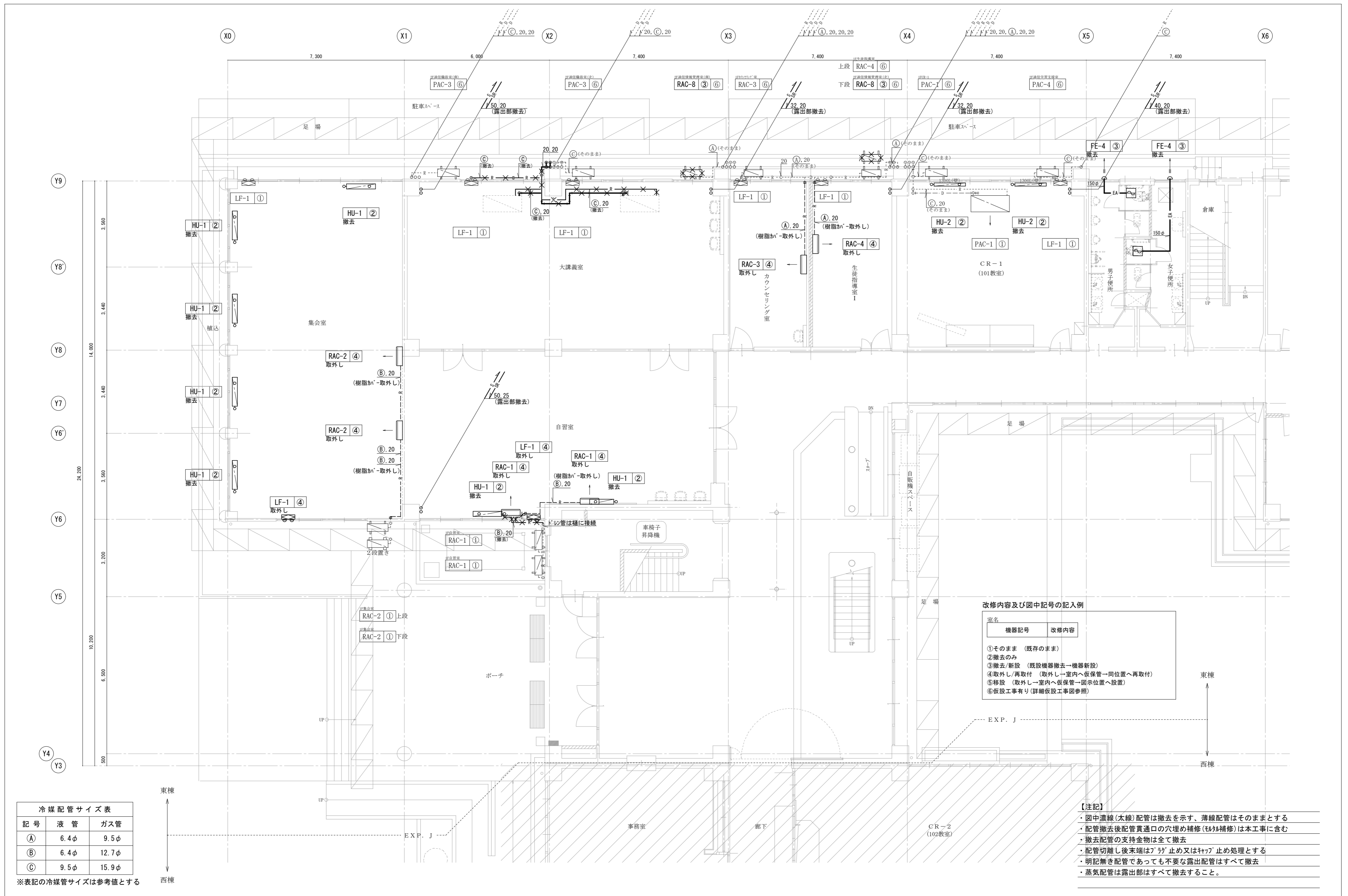
改修内容及び図中記号の記入例

室名	機器記号	改修内容
	①	そのまま (既存のまま)
	②	撤去のみ
	③	撤去/新設 (既設機器撤去→機器新設)
	④	取外し/再取付 (取外し→室内へ仮保管→同位置へ再取付)
	⑤	移設 (取外し→室内へ仮保管→図示位置へ設置)

- 【注記】
- ・ 図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
 - ・ 配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
 - ・ 配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探索を行うこと

記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

※表記の冷媒管サイズは参考値とする

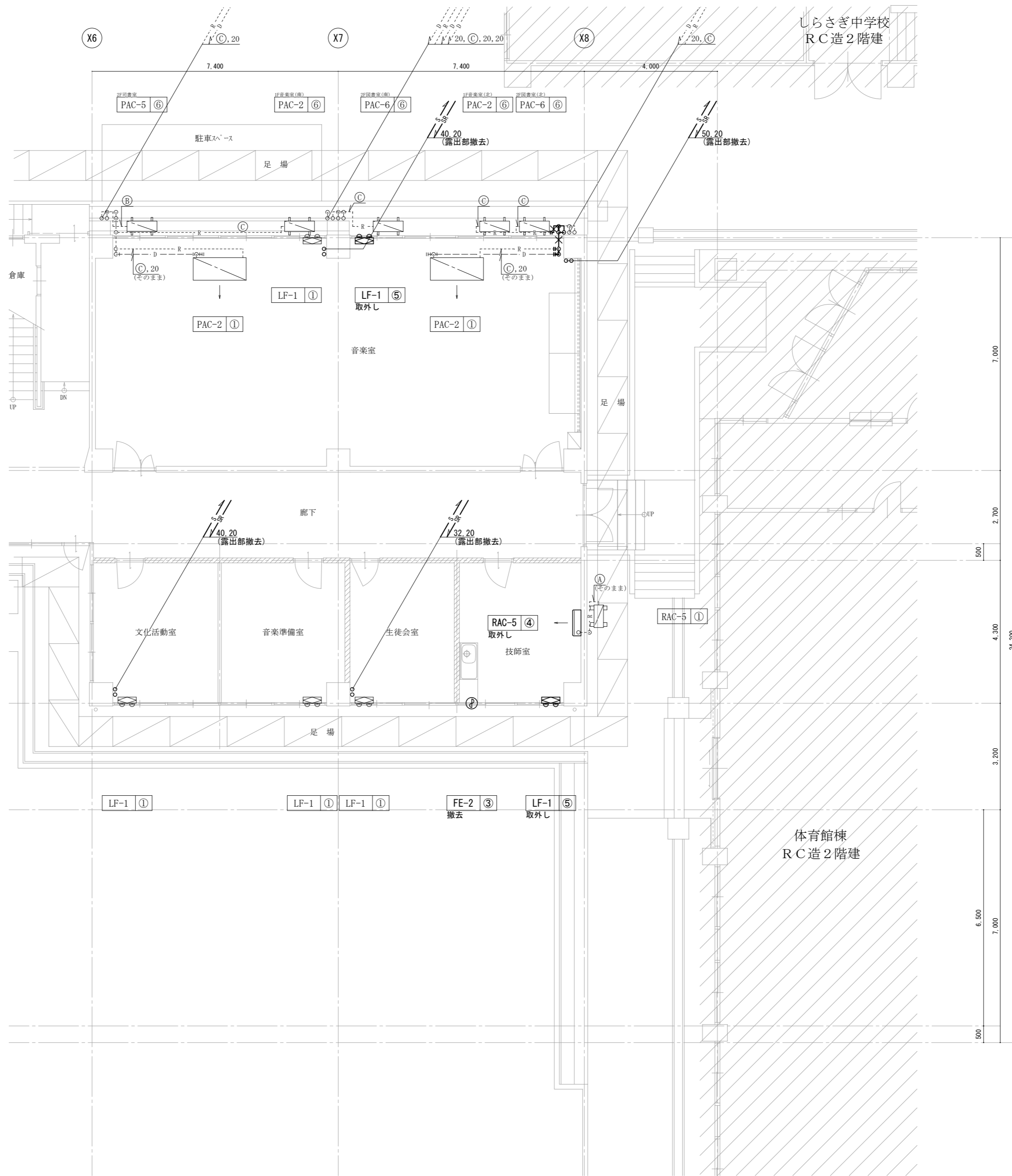


記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

※表記の冷媒管サイズは参考値とする

記号	改修内容
①	そのまま (既存のまま)
②	撤去のみ
③	撤去/新設 (既設機器撤去→機器新設)
④	取外し/再取付 (取外し→室内へ仮保管→同位置へ再取付)
⑤	移設 (取外し→室内へ仮保管→異なる位置へ設置)
⑥	仮設工事有り (詳細仮設工事図参照)

- 【注記】
- ・ 図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
 - ・ 配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(モルタル補修)は本工事に含む
 - ・ 撤去配管の支持金物は全て撤去
 - ・ 配管切離し後末端は「ラゲ」止め又は「キャップ」止め処理とする
 - ・ 明記無き配管であっても不要な露出配管はすべて撤去
 - ・ 蒸気配管は露出部はすべて撤去すること。



改修内容及び図中記号の記入例

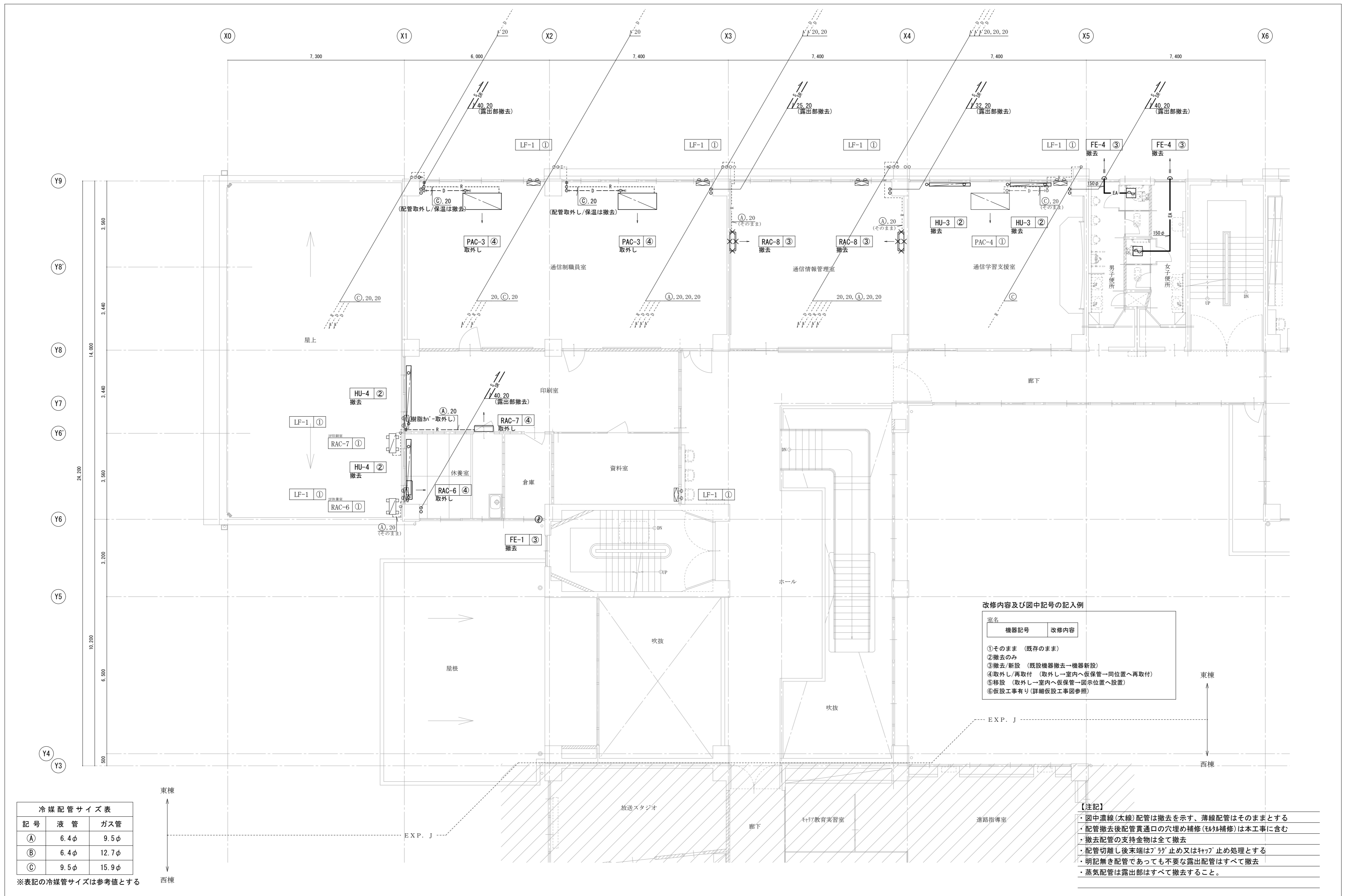
室名	機器記号	改修内容
	①	そのまま (既存のまま)
	②	撤去のみ
	③	撤去/新設 (既設機器撤去→機器新設)
	④	取外し/再取付 (取外し→室内へ仮保管→同位置へ再取付)
	⑤	移設 (取外し→室内へ仮保管→図示位置へ設置)

記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

※表記の冷媒管サイズは参考値とする

- 【注記】
- ・図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
 - ・配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(モルタル補修)は本工事に含む
 - ・撤去配管の支持金物は全て撤去
 - ・配管切離し後末端は「ラゲ」止め又は「キャップ」止め処理とする
 - ・明記無き配管であっても不要な露出配管はすべて撤去
 - ・蒸気配管は露出部はすべて撤去すること。

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調		図面番号	AC-17
	図名	空調・換気設備 1階平面図(2) (改修前)	縮尺	A3 1/141 A2 1/100	作図年月 2023
				株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	



改修内容及び図中記号の記入例

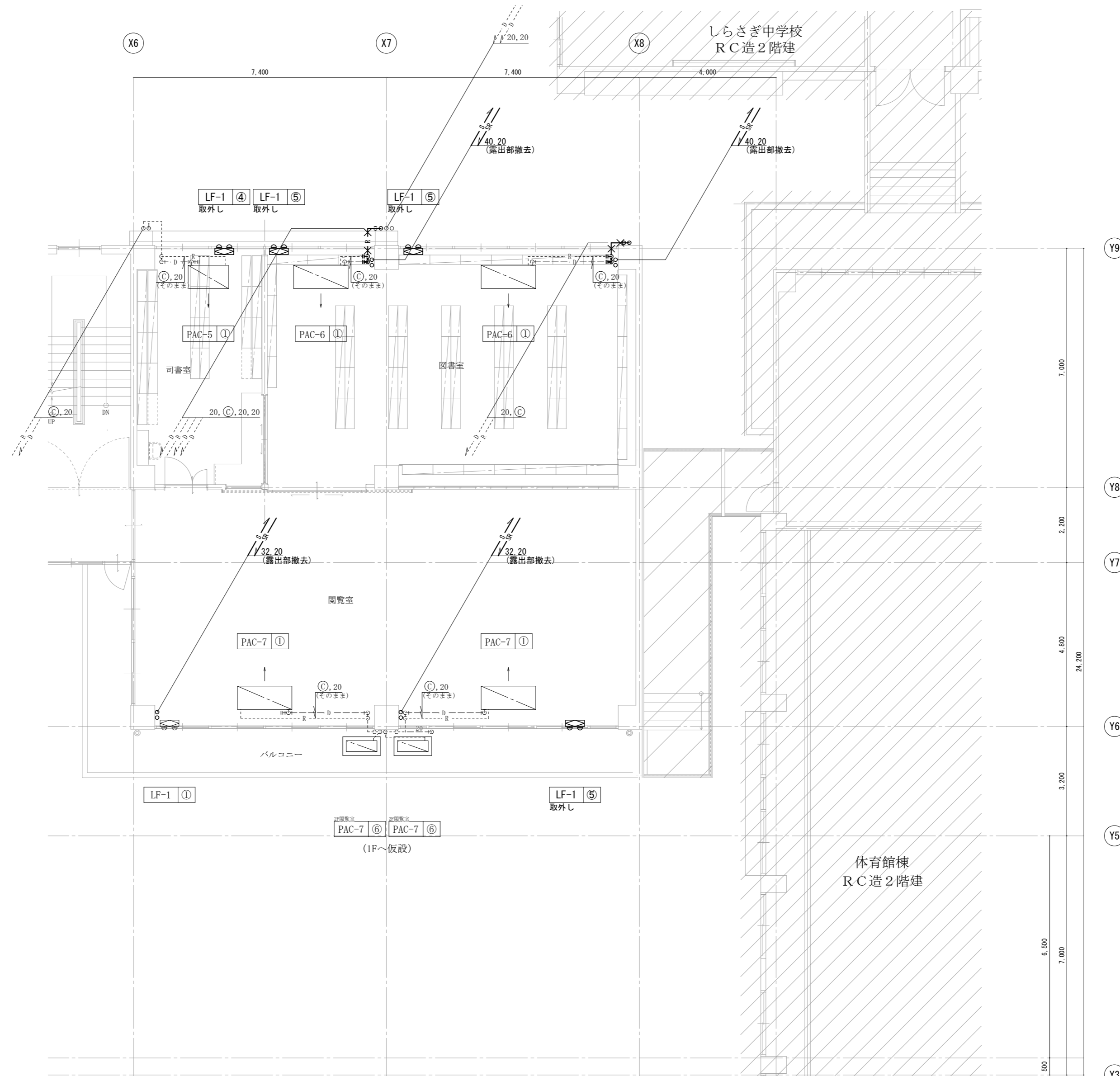
室名	機器記号	改修内容
	①	そのまま (既存のまま)
	②	撤去のみ
	③	撤去/新設 (既設機器撤去→機器新設)
	④	取外し/再取付 (取外し→室内へ仮保管→同位置へ再取付)
	⑤	移設 (取外し→室内へ仮保管→図示位置へ設置)
	⑥	仮設工事有り (詳細仮設工事図参照)

冷媒配管サイズ表

記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

※表記の冷媒管サイズは参考値とする

- 【注記】
- ・図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
 - ・配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(モルタル補修)は本工事に含む
 - ・撤去配管の支持金物は全て撤去
 - ・配管切離し後末端は「ラゲ」止め又は「キャップ」止め処理とする
 - ・明記無き配管であっても不要な露出配管はすべて撤去
 - ・蒸気配管は露出部はすべて撤去すること。



改修内容及び図中記号の記入例

室名	機器記号	改修内容
	①	そのまま (既存のまま)
	②	撤去のみ
	③	撤去/新設 (既設機器撤去→機器新設)
	④	取外し/再取付 (取外し→室内へ仮保管→同位置へ再取付)
	⑤	移設 (取外し→室内へ仮保管→図示位置へ設置)

記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

※表記の冷媒管サイズは参考値とする

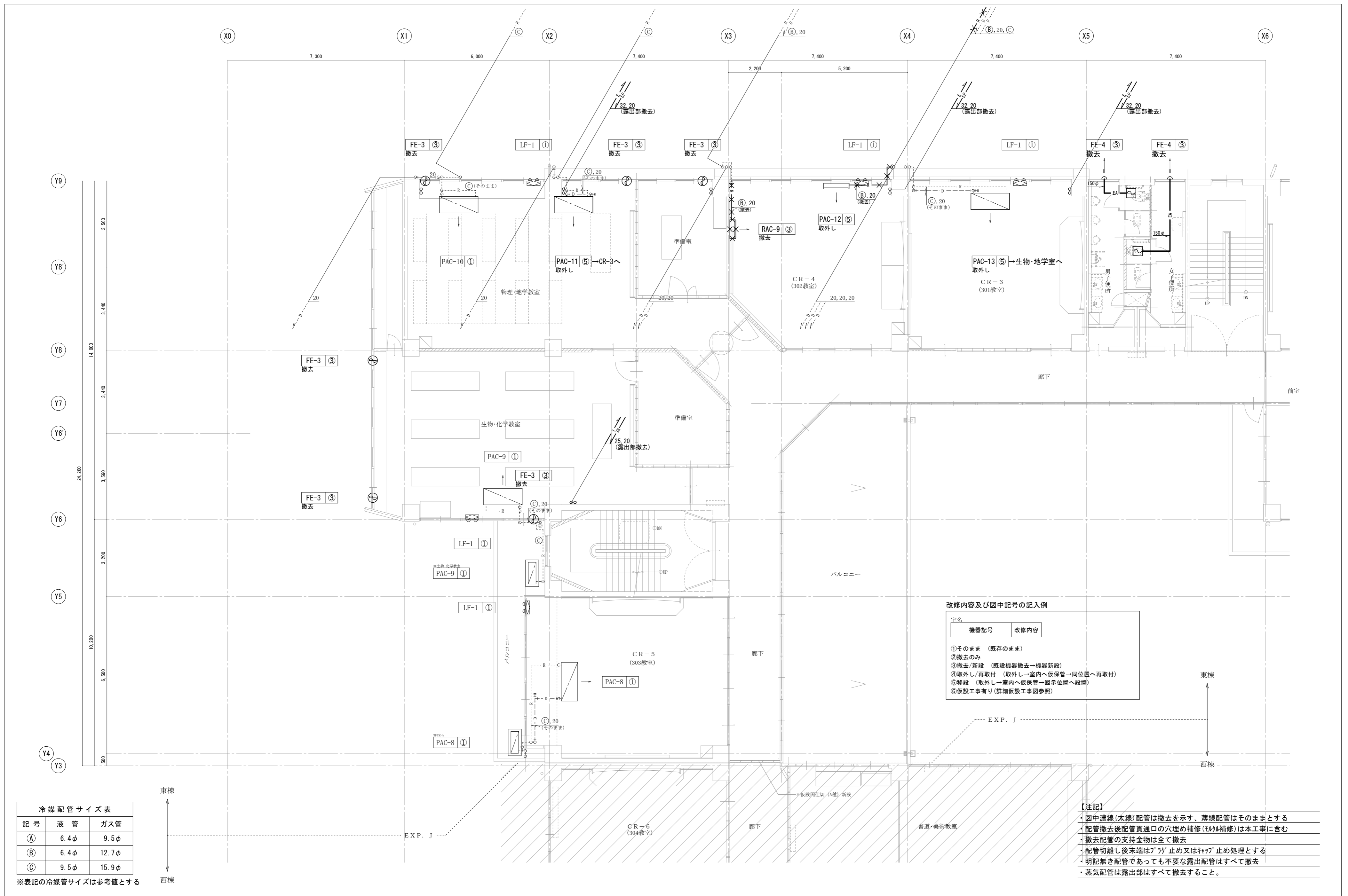
- 【注記】
- ・図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
 - ・配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(モルタル補修)は本工事に含む
 - ・撤去配管の支持金物は全て撤去
 - ・配管切離し後末端は「ラゲ」止め又は「キャップ」止め処理とする
 - ・明記無き配管であっても不要な露出配管はすべて撤去
 - ・蒸気配管は露出部はすべて撤去すること。

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調		図面番号	AC-19	
	図名	空調・換気設備 2階平面図(2) (改修前)		作図年月	2023	
	縮尺	A3	1/141	管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信		
		A2	1/100	〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966		

株式会社 上設計 かみ

管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信

〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

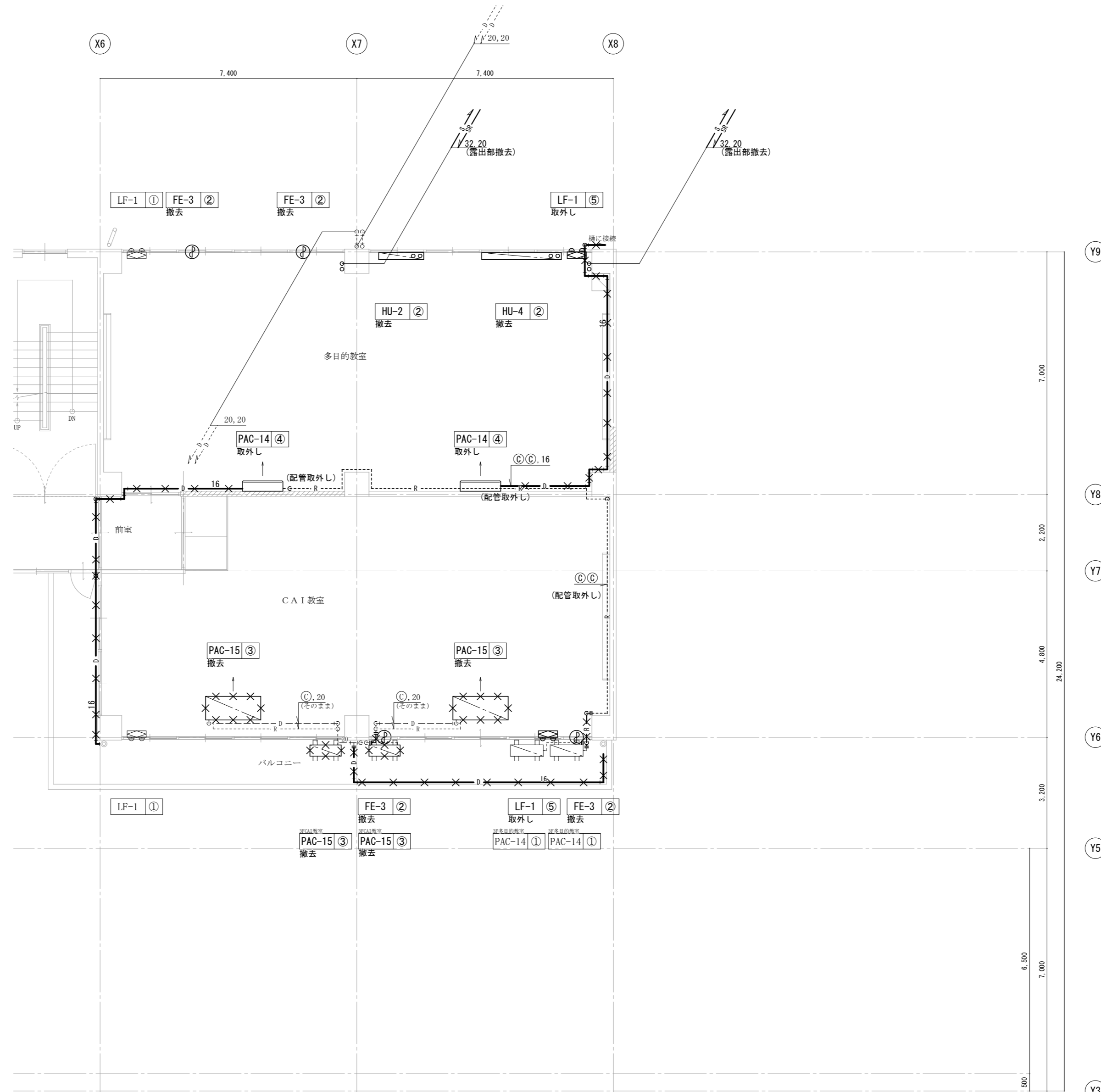


記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

※表記の冷媒管サイズは参考値とする

記号	改修内容
①	そのまま (既存のまま)
②	撤去のみ
③	撤去/新設 (既設機器撤去→機器新設)
④	取外し/再取付 (取外し→室内へ仮保管→同位置へ再取付)
⑤	移設 (取外し→室内へ仮保管→図示位置へ設置)
⑥	仮設工事有り (詳細仮設工事図参照)

- 【注記】
- ・図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
 - ・配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(モルタル補修)は本工事に含む
 - ・撤去配管の支持金物は全て撤去
 - ・配管切離し後末端は「ラゲ」止め又は「キャップ」止め処理とする
 - ・明記無き配管であっても不要な露出配管はすべて撤去
 - ・蒸気配管は露出部はすべて撤去すること。



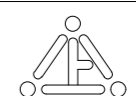
改修内容及び図中記号の記入例

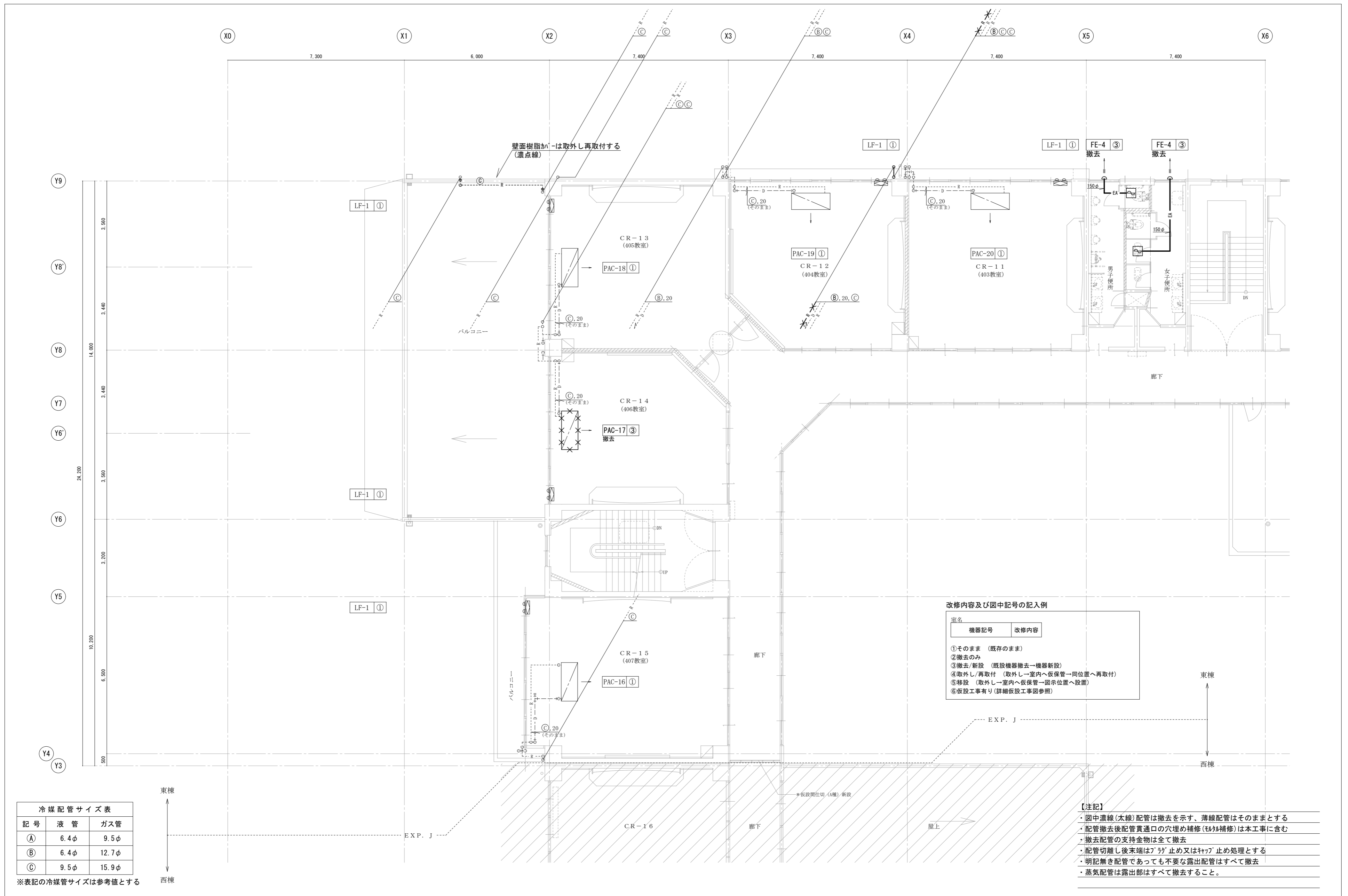
室名	機器記号	改修内容
	①	そのまま (既存のまま)
	②	撤去のみ
	③	撤去/新設 (既設機器撤去→機器新設)
	④	取外し/再取付 (取外し→室内へ仮保管→同位置へ再取付)
	⑤	移設 (取外し→室内へ仮保管→図示位置へ設置)

記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

※表記の冷媒管サイズは参考値とする

- 【注記】
- ・図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
 - ・配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(モルタル補修)は本工事に含む
 - ・撤去配管の支持金物は全て撤去
 - ・配管切離し後末端は「ラゲ」止め又は「キャップ」止め処理とする
 - ・明記無き配管であっても不要な露出配管はすべて撤去
 - ・蒸気配管は露出部はすべて撤去すること。

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調		図面番号	AC-21
	図名	空調・換気設備 3階平面図(2) (改修前)	縮尺	A3 1/141 A2 1/100	作図年月 2023
				 株式会社上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	



改修内容及び図中記号の記入例

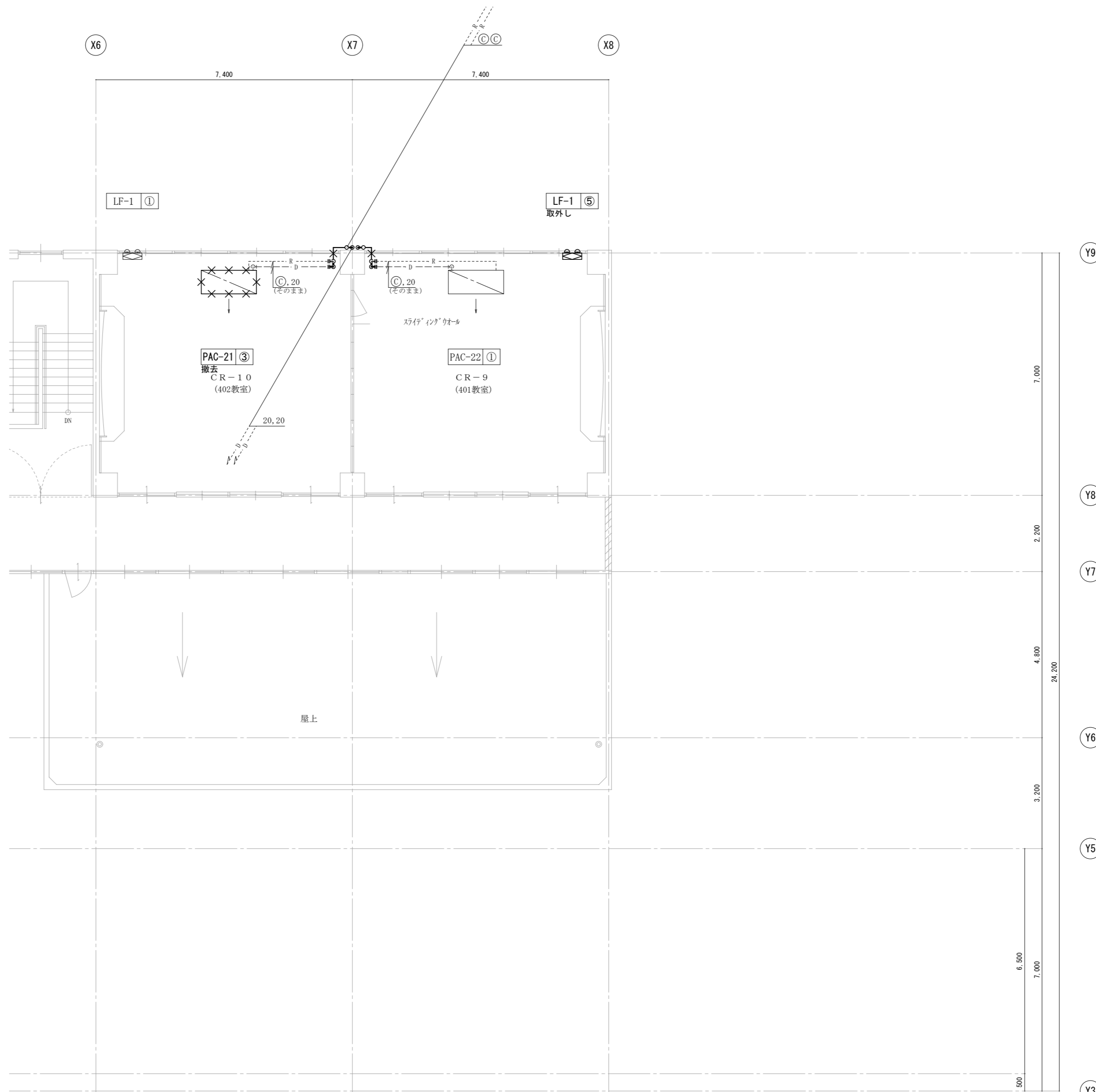
室名	機器記号	改修内容
	①	そのまま (既存のまま)
	②	撤去のみ
	③	撤去/新設 (既設機器撤去→機器新設)
	④	取外し/再取付 (取外し→室内へ仮保管→同位置へ再取付)
	⑤	移設 (取外し→室内へ仮保管→図示位置へ設置)
	⑥	仮設工事有り (詳細仮設工事図参照)

- 【注記】
- ・図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
 - ・配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(モルタル補修)は本工事に含む
 - ・撤去配管の支持金物は全て撤去
 - ・配管切離し後末端は「ラゲ」止め又は「キャップ」止め処理とする
 - ・明記無き配管であっても不要な露出配管はすべて撤去
 - ・蒸気配管は露出部はすべて撤去すること。

冷媒配管サイズ表

記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

※表記の冷媒管サイズは参考値とする



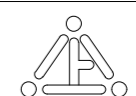
改修内容及び図中記号の記入例

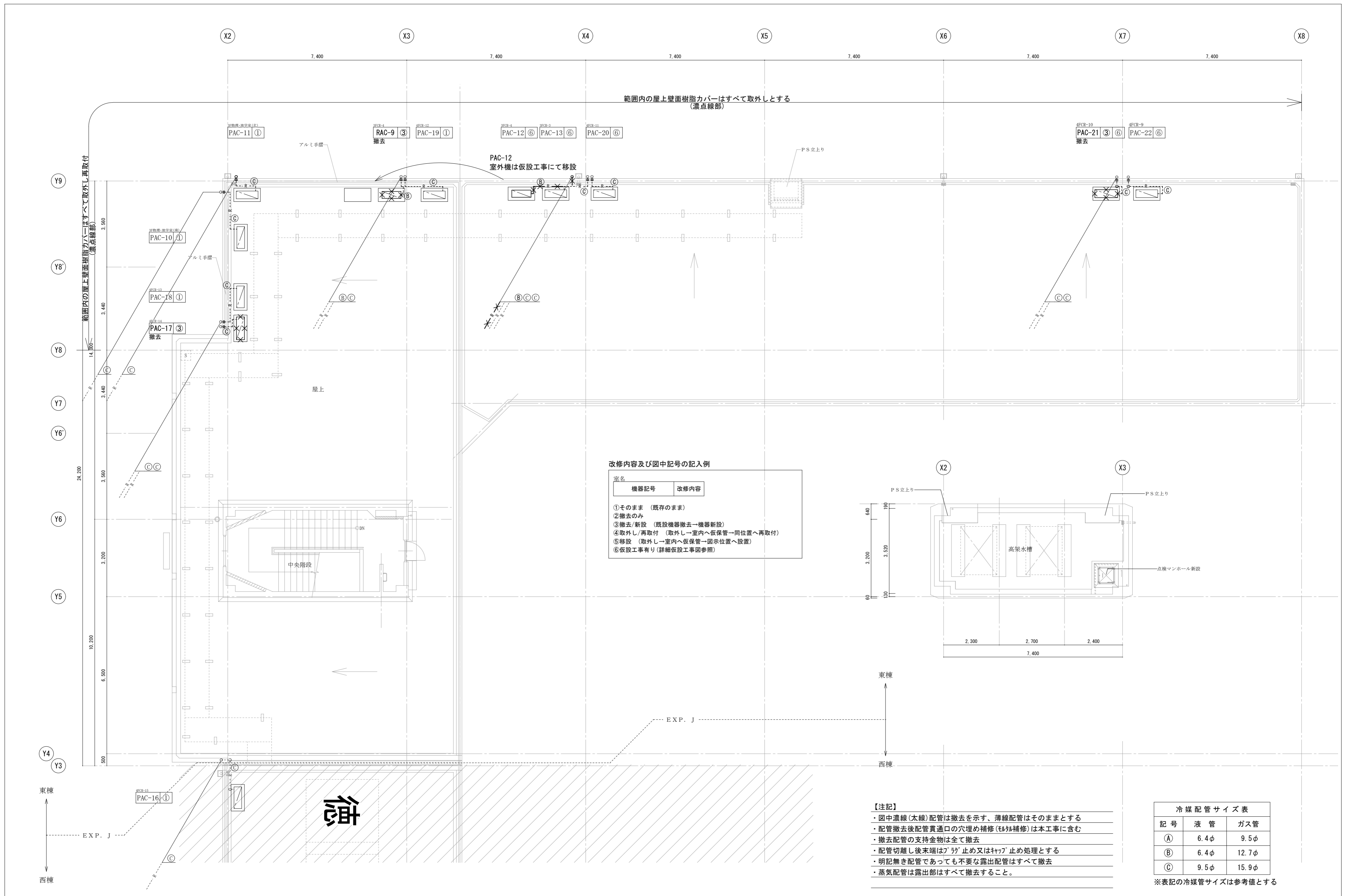
室名	機器記号	改修内容
	①	そのまま (既存のまま)
	②	撤去のみ
	③	撤去/新設 (既設機器撤去→機器新設)
	④	取外し/再取付 (取外し→室内へ仮保管→同位置へ再取付)
	⑤	移設 (取外し→室内へ仮保管→図示位置へ設置)

記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

※表記の冷媒管サイズは参考値とする

- 【注記】
- ・図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
 - ・配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(モルタル補修)は本工事に含む
 - ・撤去配管の支持金物は全て撤去
 - ・配管切離し後末端は「ラゲ」止め又は「キャップ」止め処理とする
 - ・明記無き配管であっても不要な露出配管はすべて撤去
 - ・蒸気配管は露出部はすべて撤去すること。

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調		図面番号	AC-23
	図名	空調・換気設備 4階平面図(2) (改修前)	縮尺	A3 1/141 A2 1/100	作図年月 2023
				 株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	



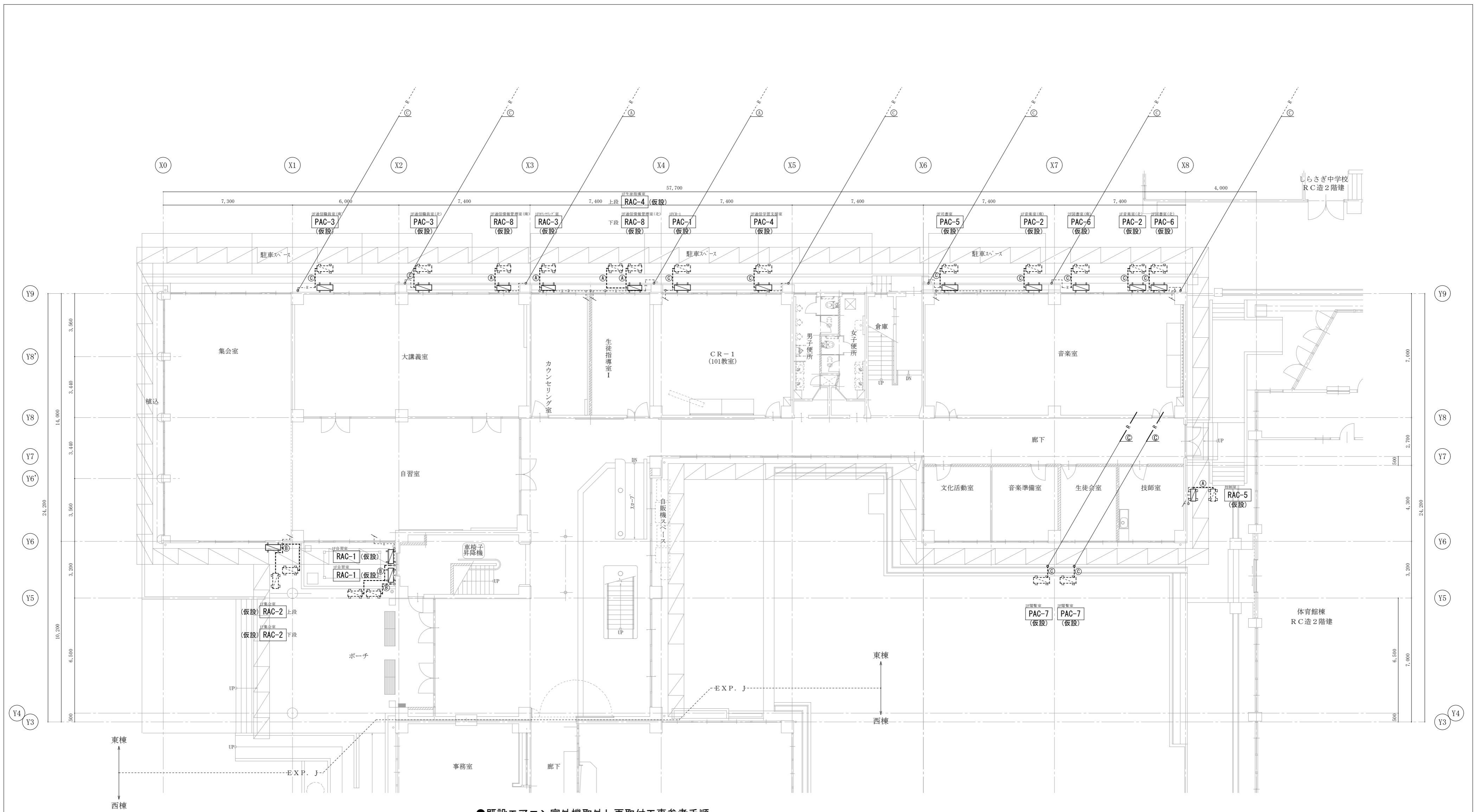
改修内容及び図中記号の記入例

室名	機器記号	改修内容
	①	そのまま (既存のまま)
	②	撤去のみ
	③	撤去/新設 (既設機器撤去→機器新設)
	④	取外し/再取付 (取外し→室内へ仮保管→同位置へ再取付)
	⑤	移設 (取外し→室内へ仮保管→図示位置へ設置)
	⑥	仮設工事有り (詳細仮設工事図参照)

- 【注記】
- ・ 図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
 - ・ 配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(モルタル補修)は本工事に含む
 - ・ 撤去配管の支持金物は全て撤去
 - ・ 配管切離し後末端は「ラ」止め又は「キャップ」止め処理とする
 - ・ 明記無き配管であっても不要な露出配管は全て撤去
 - ・ 蒸気配管は露出部は全て撤去すること。

記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

※表記の冷媒管サイズは参考値とする



●既設エアコン室外機取外し再取付工事参考手順

1. 現状の状態(運転状況・破損部分等)を確認のうえ報告
2. 冷媒の回収(ポンタウ)による室外機へ回収
3. 室外機を取外し
4. 室外機を仮設置(配管、配線延長)
5. 外壁改修期間中エアコン運転
6. 冷媒の回収(ポンタウ)による室外機へ回収
7. 室外機を取外し再取付(配管、配線接続(必要に応じ冷媒補充))(真空引き、絶縁測定等)
8. 試運転調整

【注記】
 ・別途外壁改修工事及び防水改修工事に伴い、空調機の仮設置を行うこと
 ・室外機の仮設置時期は施設管理者と協議及び足場組立ての工程を確認し行うこと。

凡例

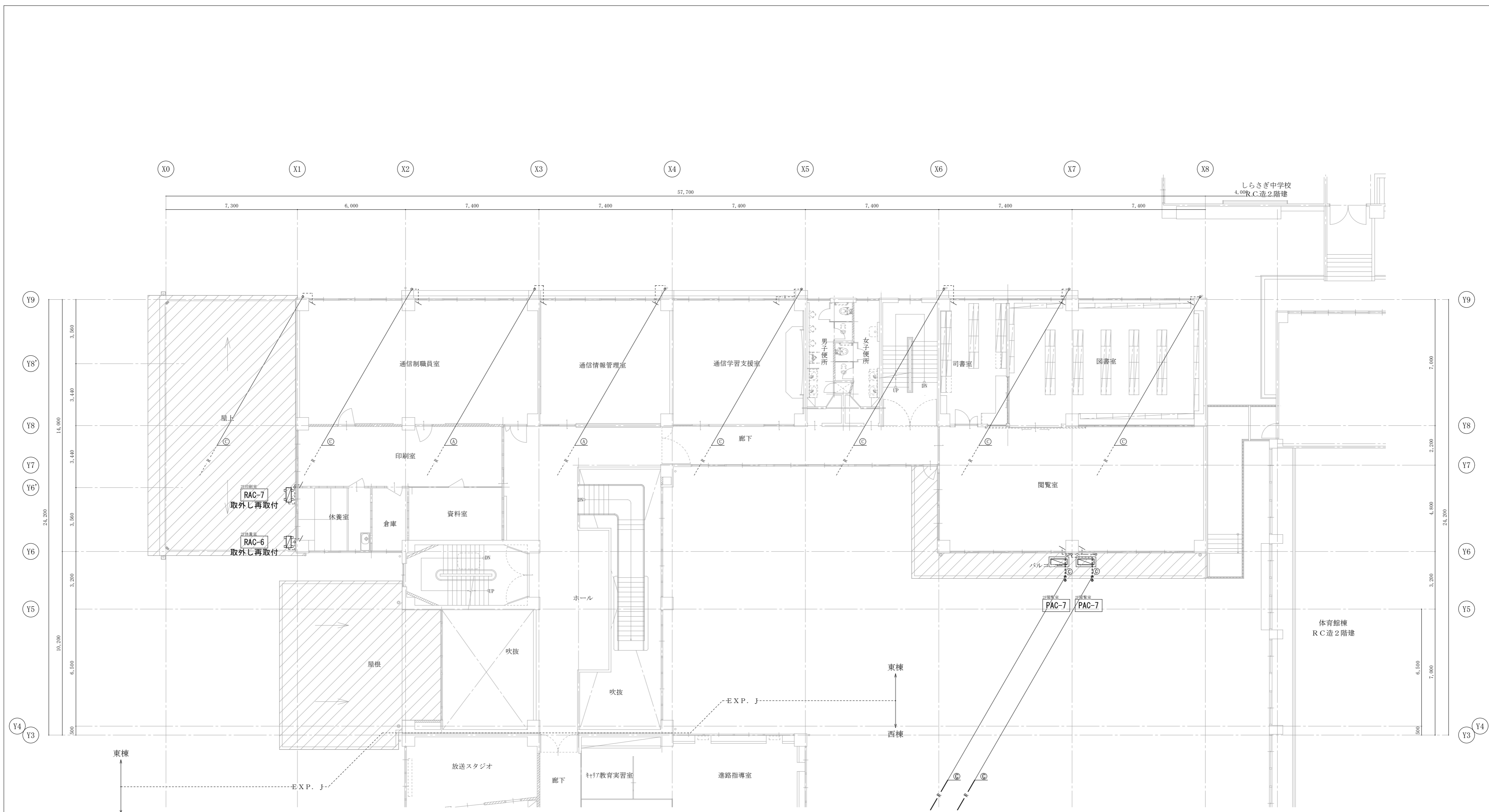
記号	説明
	室外機：既設位置及び再取付位置
	室外機：仮設置位置
	既設冷媒配管
	仮設用冷媒配管

記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

※表記の冷媒管サイズは参考値とする

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調		図面番号	AC-25
	図名	空調仮設工事 1階平面図	縮尺	A3 1/211 A2 1/150	作図年月 2023

株式会社 上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955
 fax 0883-62-3966



●既設エアコン室外機取外し再取付工事参考手順

1. 現状の状態(運転状況・破損部分等)を確認のうえ報告
2. 冷媒の回収(ポンプダウンによる室外機へ回収)
3. 室外機を取外し
4. 室外機を仮設置(配管、配線延長)
5. 外壁改修期間中エアコン運転
6. 冷媒の回収(ポンプダウンによる室外機へ回収)
7. 室外機を取外し再取付(配管、配線接続(必要に応じ冷媒補充))(真空引き、絶縁測定等)
8. 試運転調整

【注記】
 ・別途外壁改修工事及び防水改修工事に伴い、空調機の仮設置を行うこと
 ・室外機の仮設置時期は施設管理者と協議及び足場組立ての工程を確認し行うこと。

…防水改修範囲

凡例

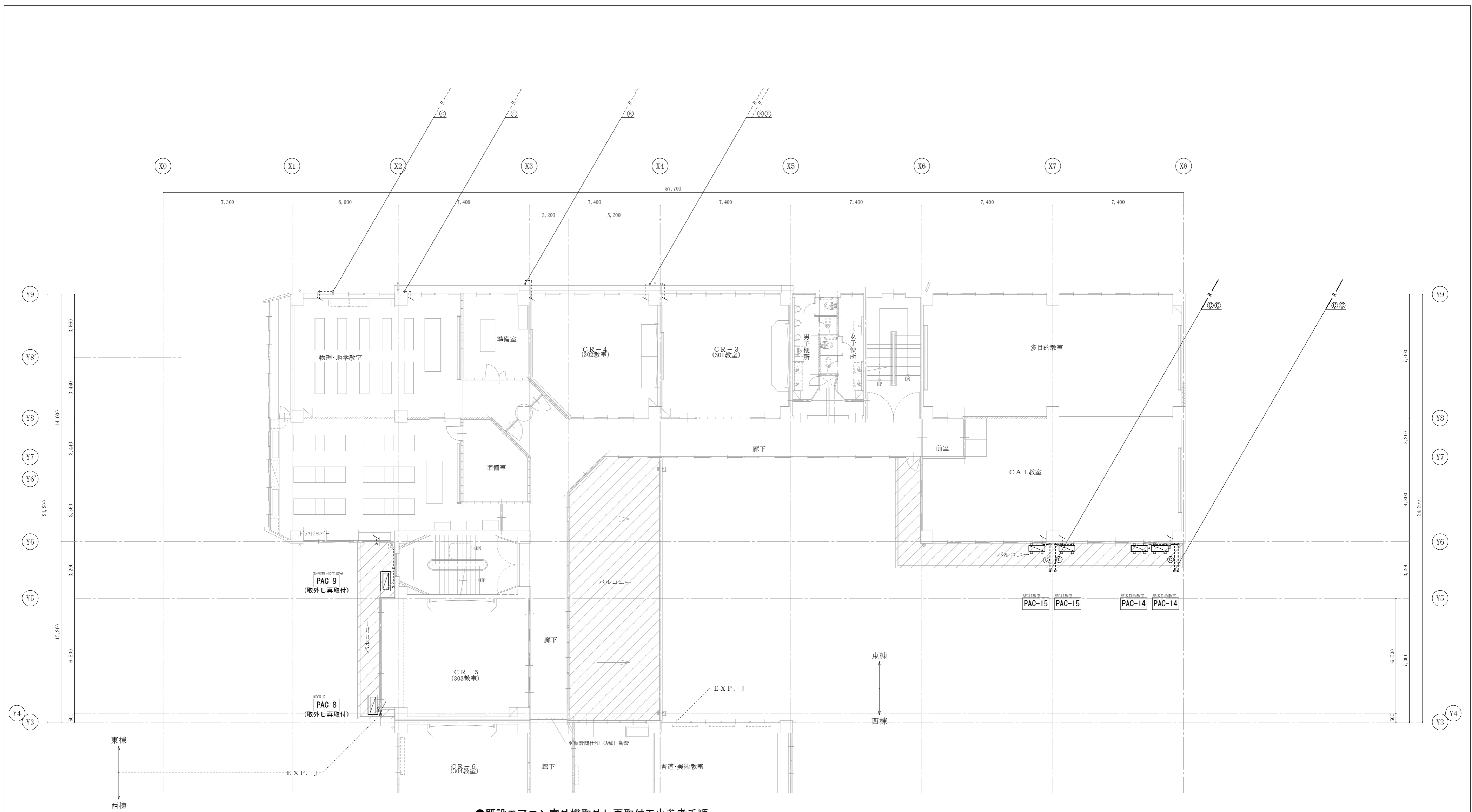
記号	説明
	室外機：既設位置及び再取付位置
	室外機：仮設置位置
	既設冷媒配管
	仮設用冷媒配管

記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

※表記の冷媒管サイズは参考値とする

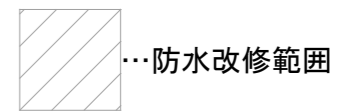
徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調		図面番号	AC-26
	図名	空調仮設工事 2階平面図	縮尺	A3 1/211 A2 1/150	作図年月 2023

株式会社 上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966



- 既設エアコン室外機取外し再取付工事参考手順
1. 現状の状態(運転状況・破損部分等)を確認のうえ報告
 2. 冷媒の回収(ポンプダウンによる室外機へ回収)
 3. 室外機を取外し
 4. 室外機を仮設置(配管、配線延長)
 5. 外壁改修期間中エアコン運転
 6. 冷媒の回収(ポンプダウンによる室外機へ回収)
 7. 室外機を取外し再取付(配管、配線接続(必要に応じ冷媒補充))(真空引き、絶縁測定等)
 8. 試運転調整

【注記】
 ・別途外壁改修工事及び防水改修工事に伴い、空調機の仮設置を行うこと
 ・室外機の仮設置時期は施設管理者と協議及び足場組立ての工程を確認し行うこと。



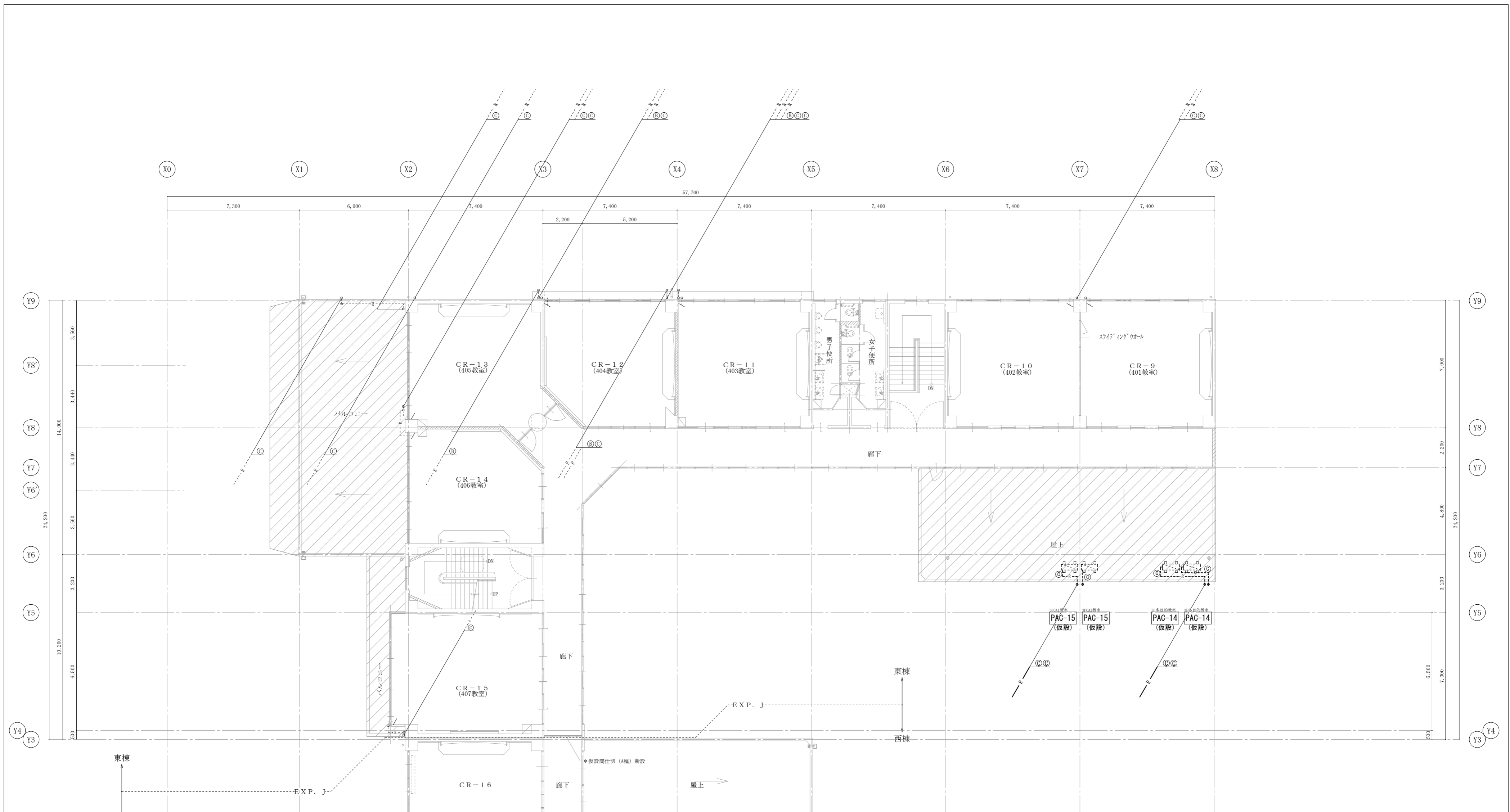
凡例

記号	説明
	室外機：既設位置及び再取付位置
	室外機：仮設置位置
	既設冷媒配管
	仮設用冷媒配管

冷媒配管サイズ表

記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

※表記の冷媒管サイズは参考値とする



●既設エアコン室外機取外し再取付工事参考手順

1. 現状の状態(運転状況・破損部分等)を確認のうえ報告
2. 冷媒の回収(ポンプダウンによる室外機へ回収)
3. 室外機を取外し
4. 室外機を仮設置(配管、配線延長)
5. 外壁改修期間中エアコン運転
6. 冷媒の回収(ポンプダウンによる室外機へ回収)
7. 室外機を取外し再取付(配管、配線接続(必要に応じ冷媒補充)(真空引き、絶縁測定等)
8. 試運転調整

【注記】

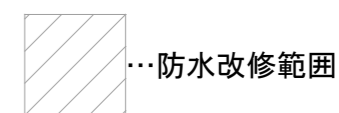
- ・別途外壁改修工事及び防水改修工事に伴い、空調機の仮設置を行うこと
- ・室外機の仮設置時期は施設管理者と協議及び足場組立ての工程を確認し行うこと。

凡例

記号	
	室外機：既設位置及び再取付位置
	室外機：仮設置位置
	既設冷媒配管
	仮設用冷媒配管

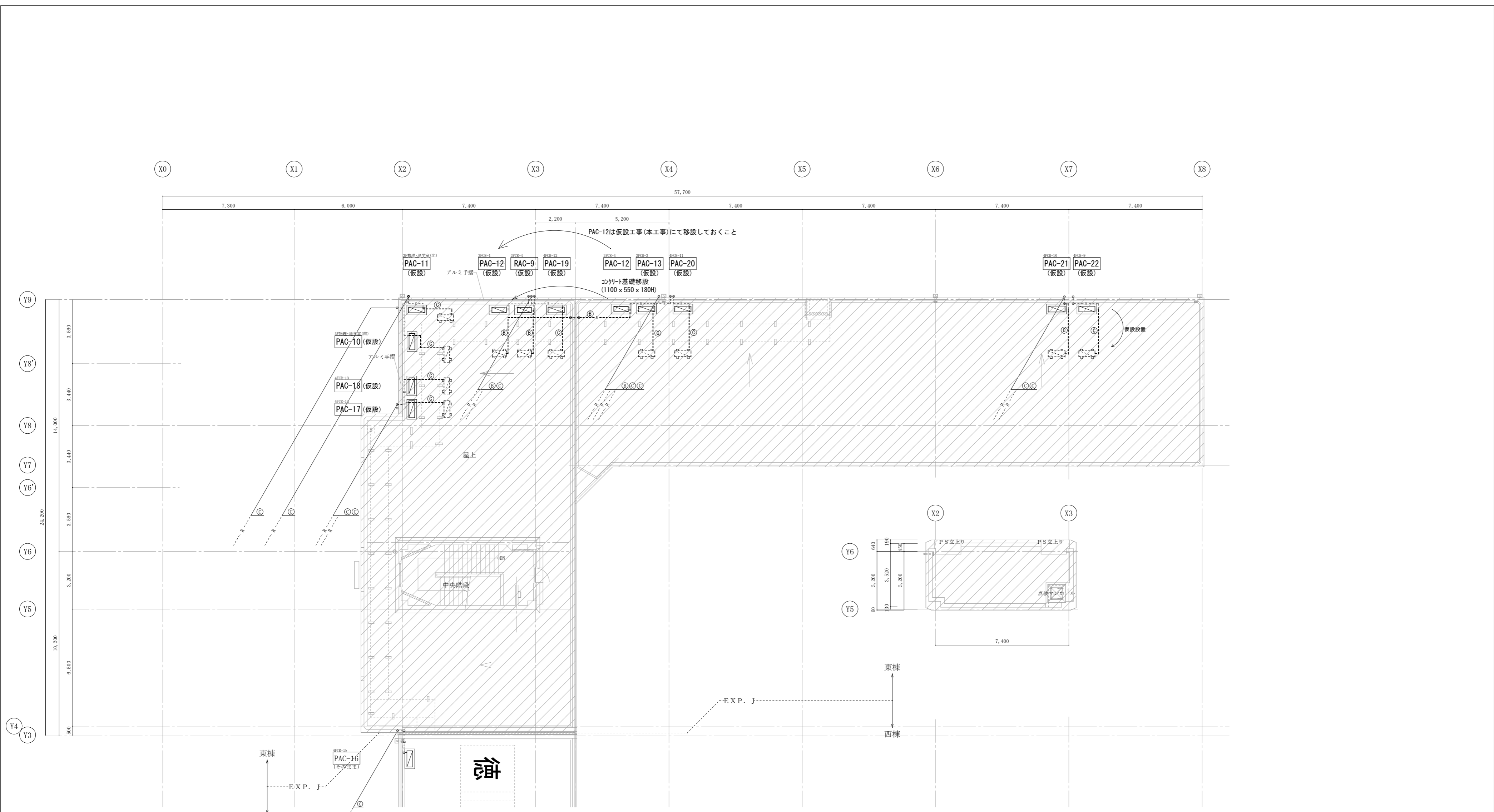
記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

※表記の冷媒管サイズは参考値とする



徳島県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調		図面番号	AC-28
	図名	空調仮設工事 4階平面図	縮尺	A3 1/211 A2 1/150	作図年月 2023

かみ
株式会社 上設計
管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信
〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
tel 0883-62-3955
fax 0883-62-3966



- 既設エアコン室外機取外し再取付工事参考手順
1. 現状の状態(運転状況・破損部分等)を確認のうえ報告
 2. 冷媒の回収(ポンプダウンによる室外機へ回収)
 3. 室外機を取外し
 4. 室外機を仮設置(配管、配線延長)
 5. 外壁改修期間中エアコン運転
 6. 冷媒の回収(ポンプダウンによる室外機へ回収)
 7. 室外機を取外し再取付(配管、配線接続(必要に応じ冷媒補充))(真空引き、絶縁測定等)
 8. 試運転調整

【注記】
 ・別途外壁改修工事及び防水改修工事に伴い、空調機の仮設置を行うこと
 ・室外機の仮設置時期は施設管理者と協議及び足場組立ての工程を確認し行うこと。

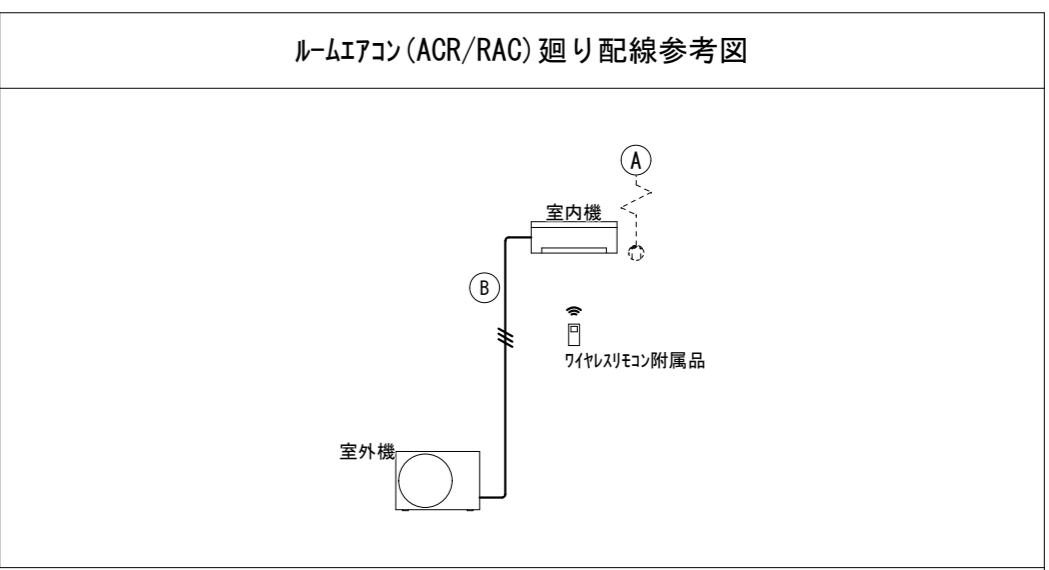
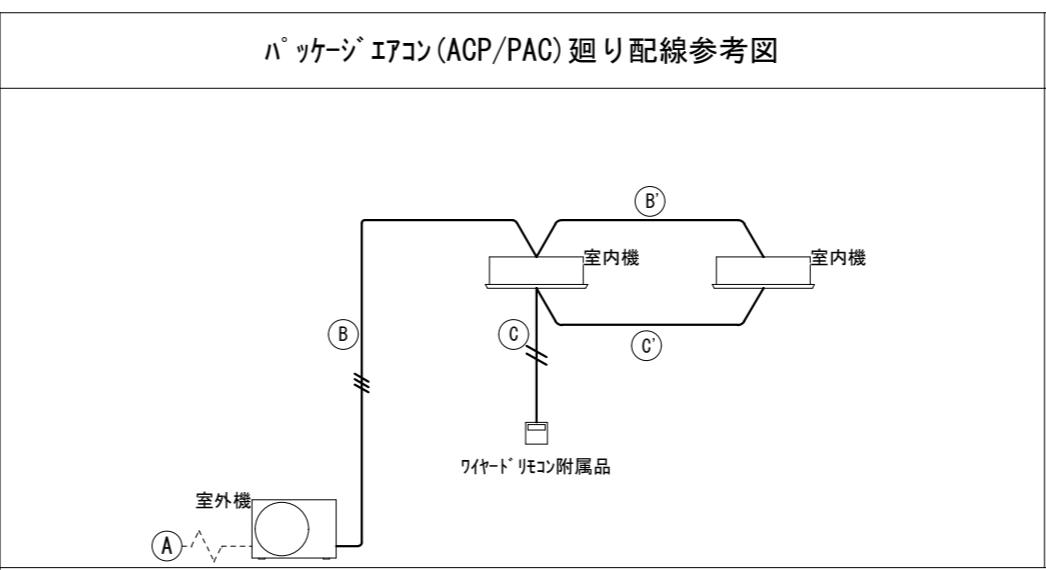
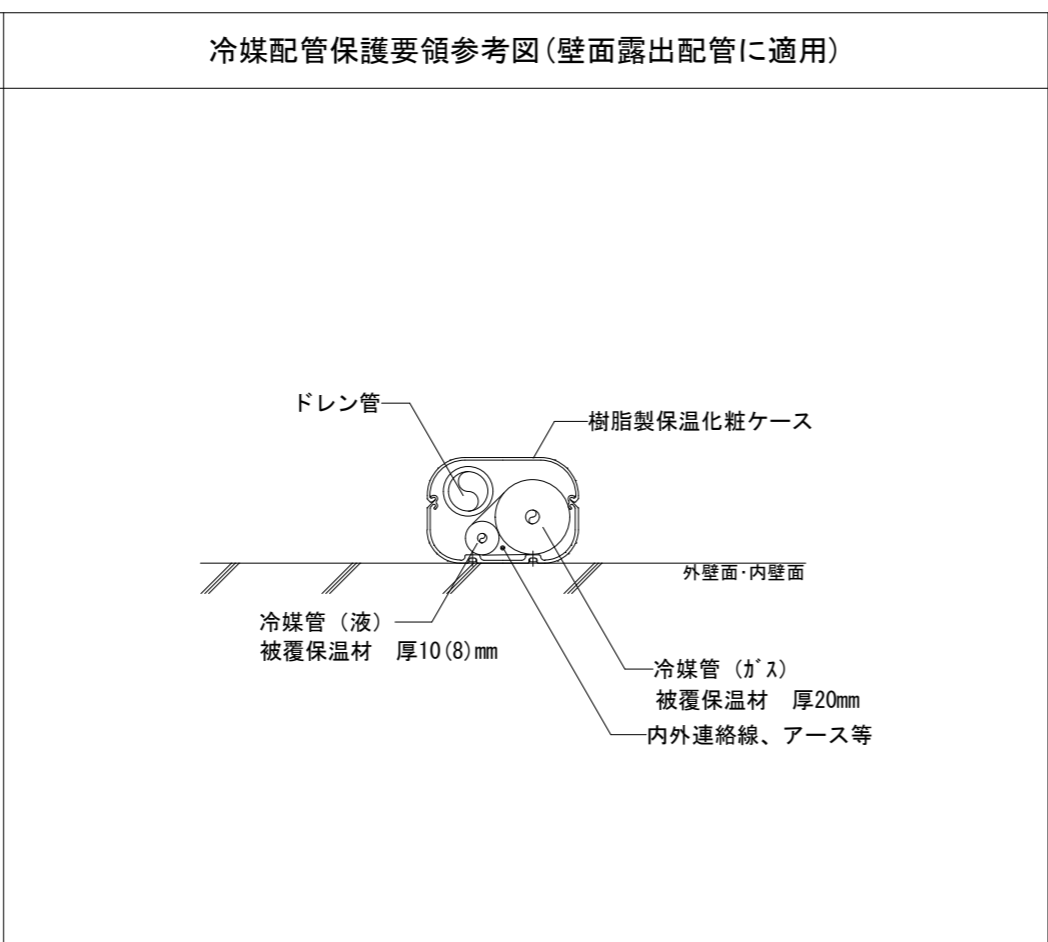
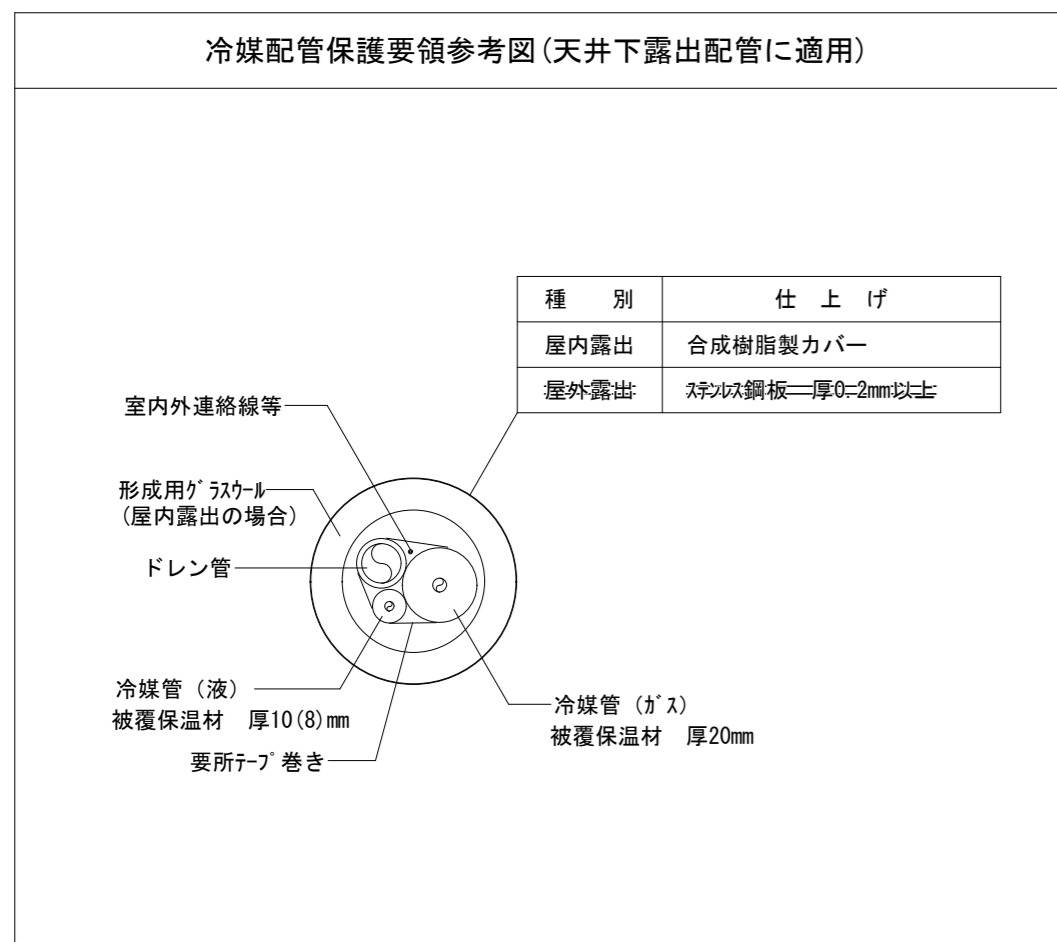
...防水改修範囲

凡例

記号	説明
	室外機：既設位置及び再取付位置
	室外機：仮設置位置
	既設冷媒配管
	仮設用冷媒配管

記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	9.5φ
Ⓑ	6.4φ	12.7φ
Ⓒ	9.5φ	15.9φ

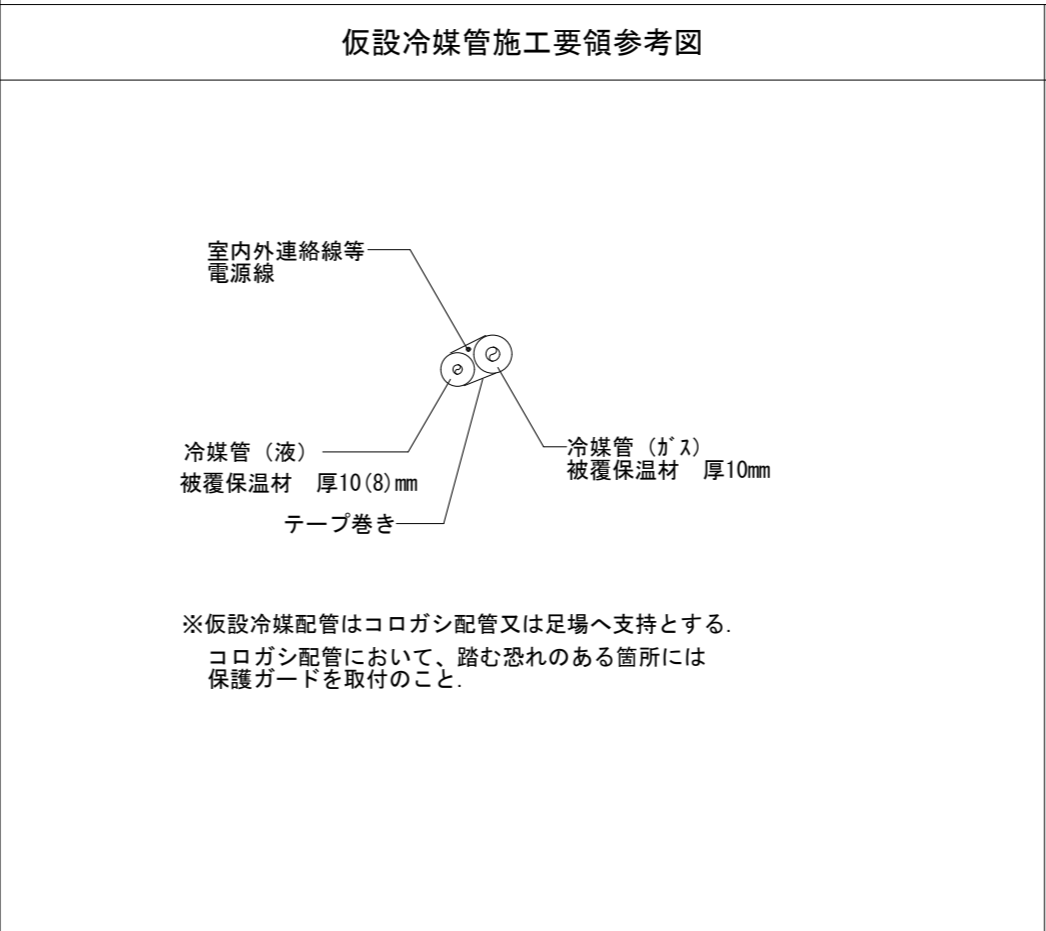
※表記の冷媒管サイズは参考値とする



記号	種類	電気	空調	線種	備考
(A)	主電源	○			
(B)	室内外間渡り線		○	EM-EEF1.6mm-3c、E1.6mm	冷媒管共巻き施工
(B')	室内内渡り線		○	EM-EEF1.6mm-2c、E1.6mm	ツイン同時運転の場合
(C)	リモコン線		○	EM-CEE1.25mm2-2c	隠蔽配管(PF16)、露出配管(タムモ-1A)、ボックス共
(C')	リモコン渡り線		○	EM-CEE1.25mm2-2c	ツイン同時運転の場合

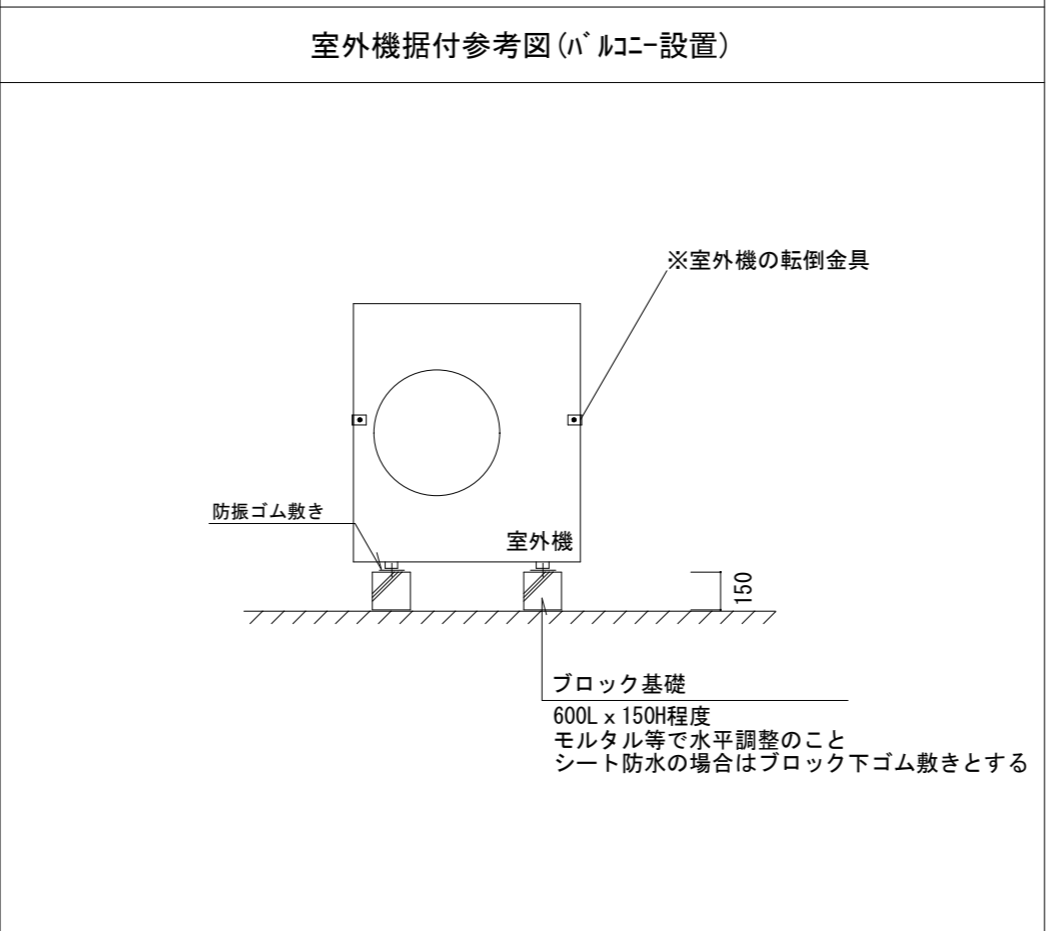
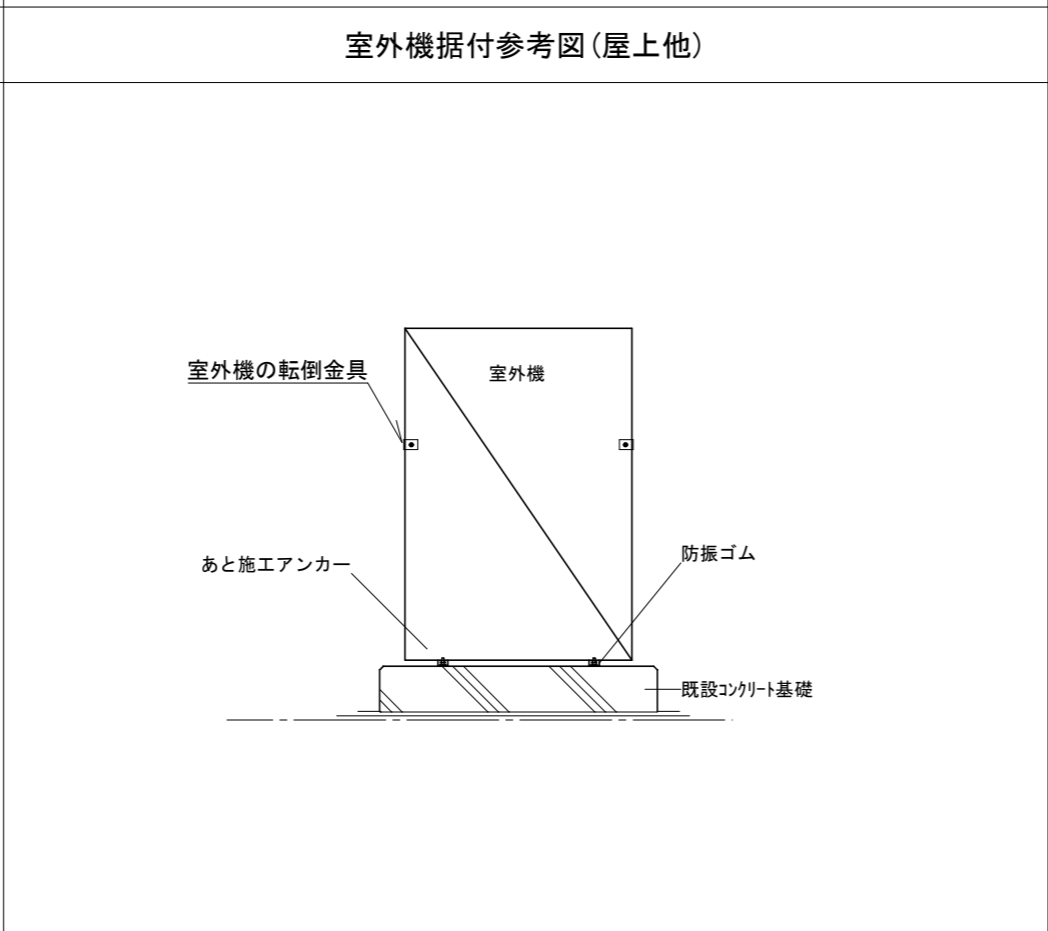
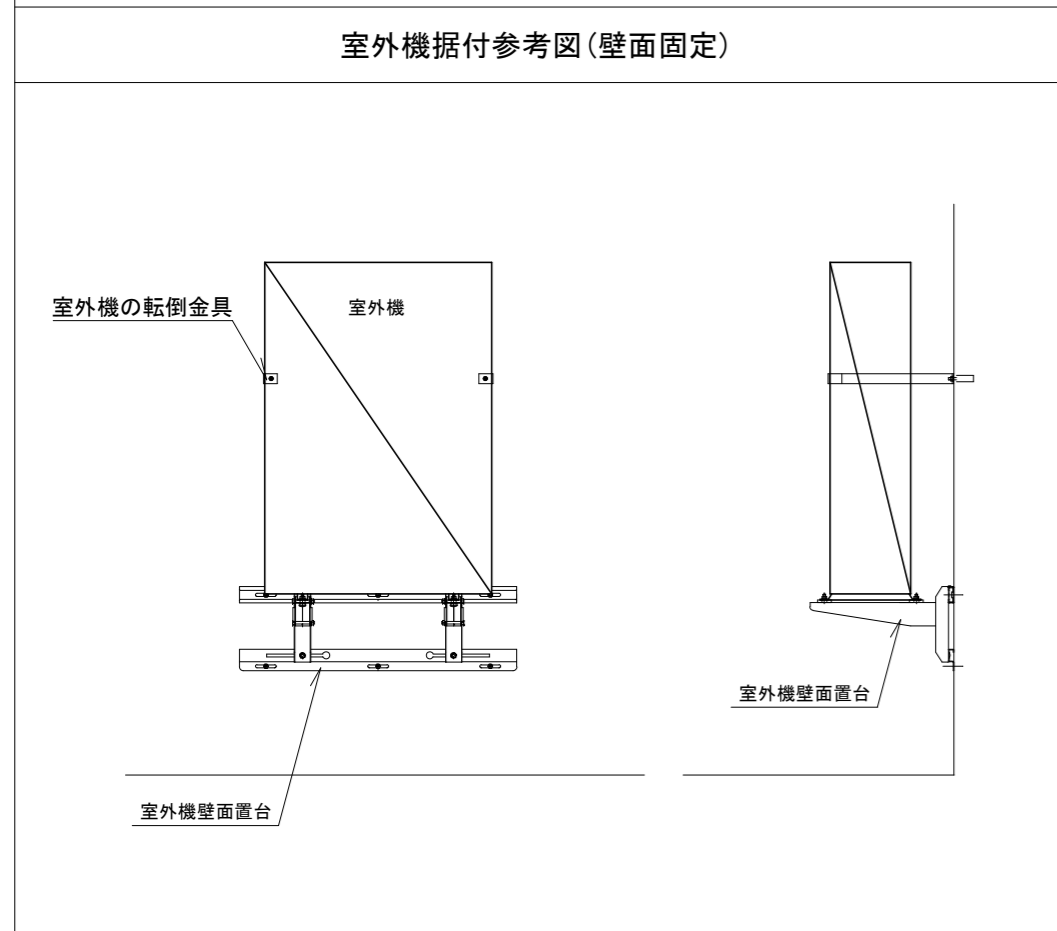
- 空調機移設・取外し再取付工事参考手順
- ①現状の状態(運転状況・破損部分等)を確認のうえ監督員へ報告
 - ②冷媒の回収(ポンプダウンによる室外機へ回収)
 - ③空調機の取外し、配管類撤去
 - ④一時保管(保管場所は施設管理者と協議による)
 - ⑤空調機再取付、配管類新設
 - ⑥配管、二次側配線接続(配管気密試験、真空引き、絶縁測定等)
 - ⑦試運転調整

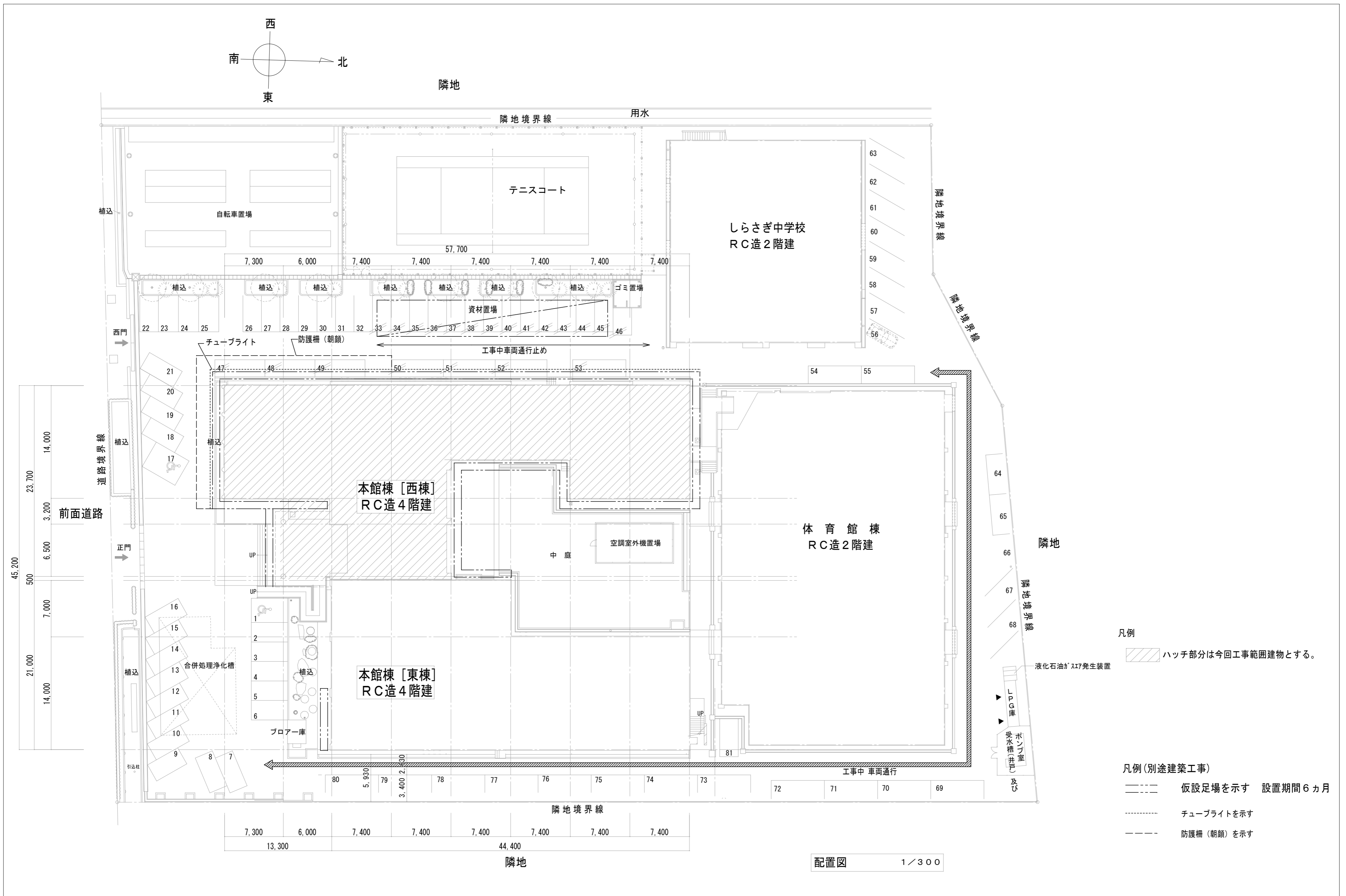
- 冷媒配管撤去復旧工事参考手順
- ①現状の状態(運転状況・破損部分等)を確認のうえ監督員へ報告
 - ②冷媒の回収(ポンプダウンによる室外機へ回収)
 - ③冷媒配管類撤去
 - ④冷媒配管類新設
 - ⑤配管、二次側配線接続(配管気密試験、真空引き、絶縁測定等)
 - ⑥試運転調整




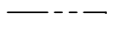
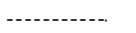
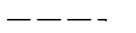
凡例

記号	名称
R	冷媒管
D	ドレン管
EA	風道排気
OA	風道外気
FD	SUS製深型フード
FD	SUS製深型フード(防火ガンバ付)
FD	壁付換気扇
FD	壁付換気扇(ケガレカバー付)
×	
—	新設配管、ダクト(太線・濃線部)
-X-X-	撤去配管、ダクト(太線・濃線部)
---	現状維持配管、ダクト(薄線部)
	配管切断箇所
≡	貫通口はつり補修箇所
(接)	既設配管・ダクトに接続箇所

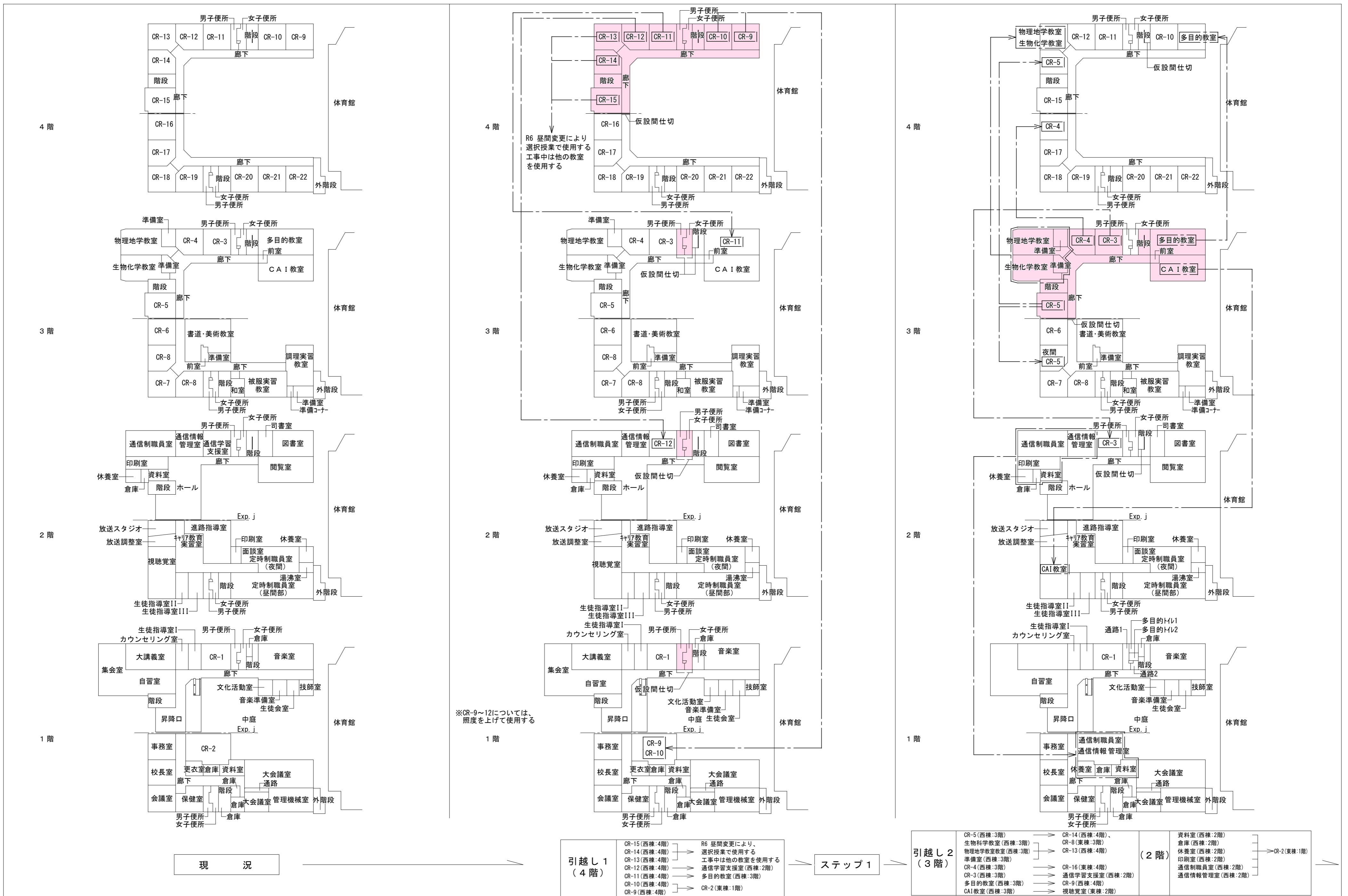




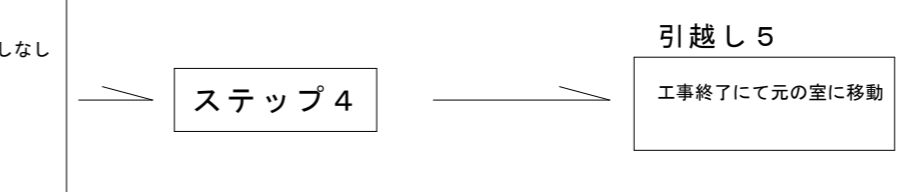
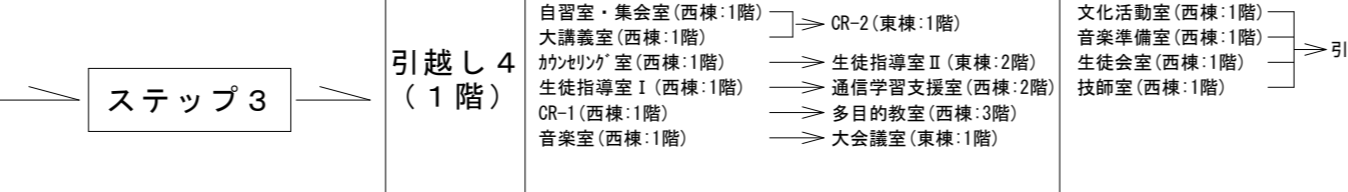
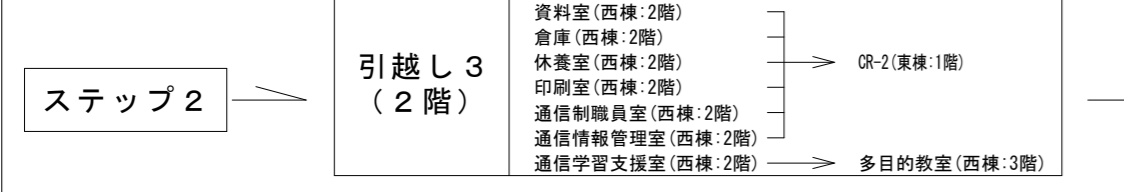
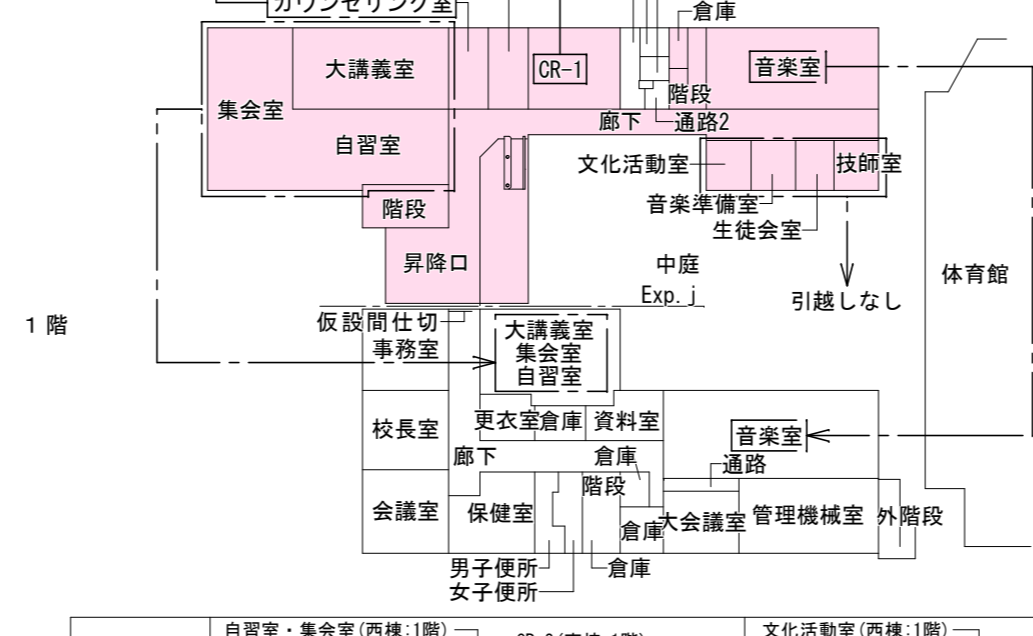
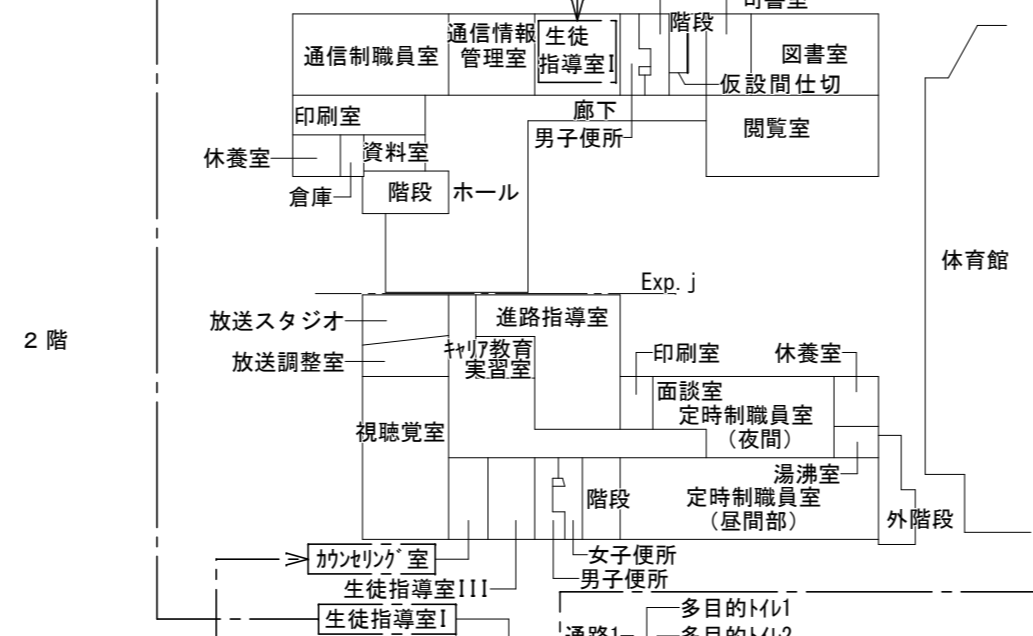
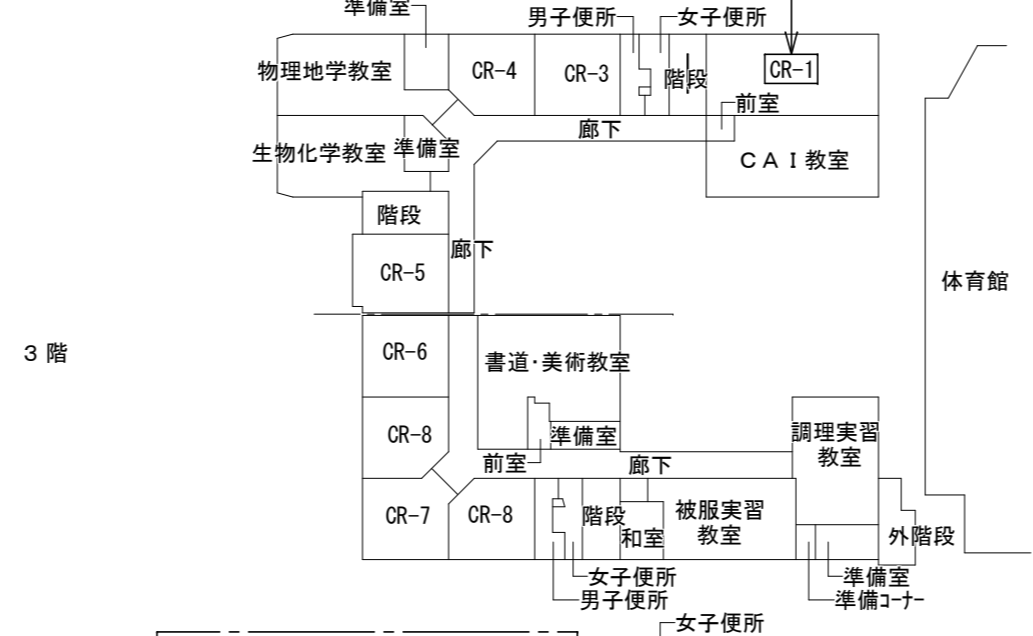
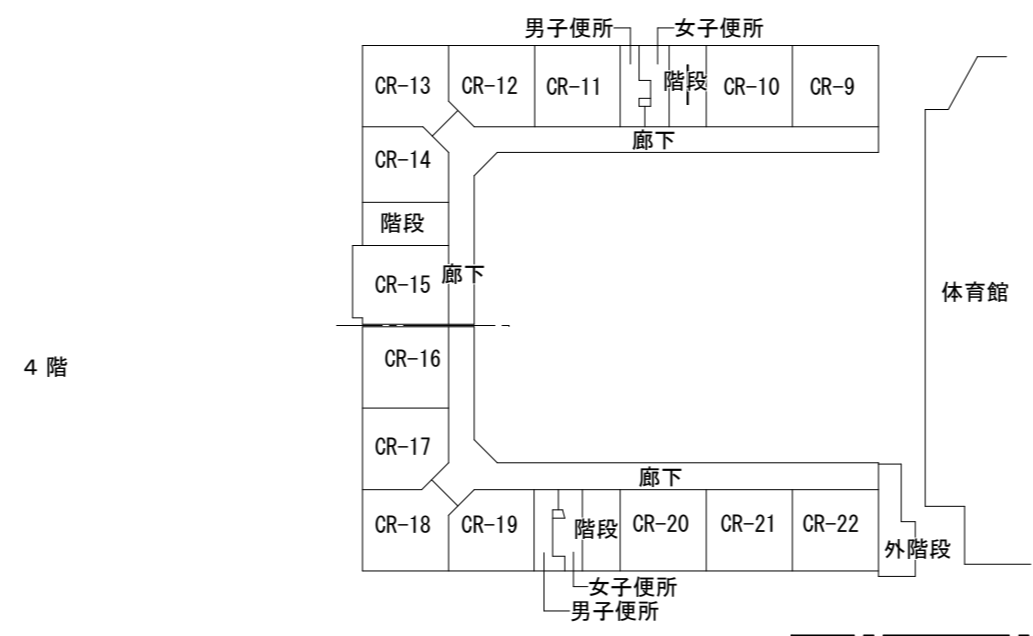
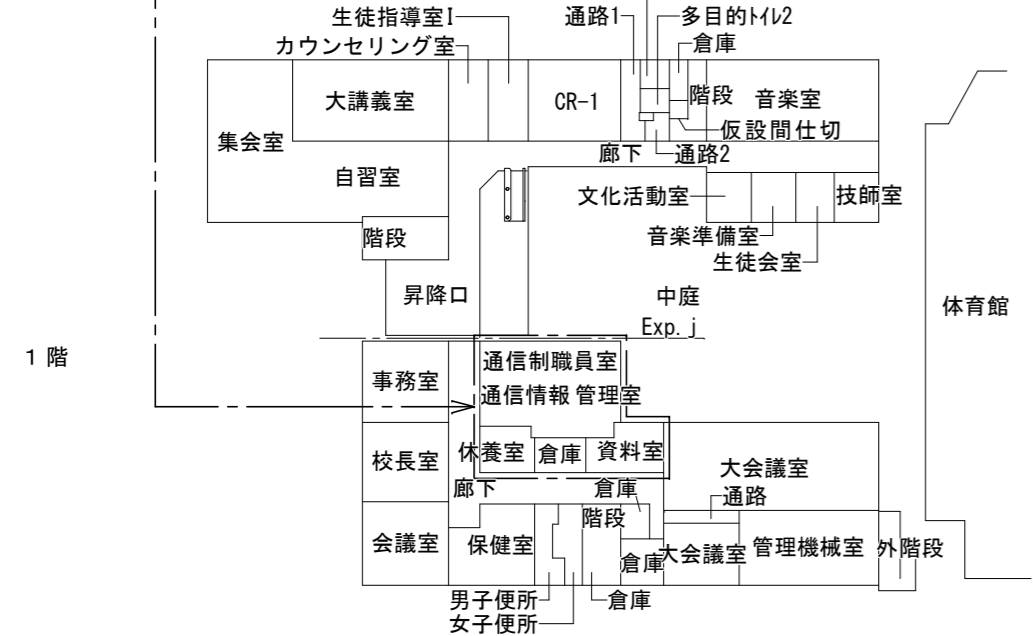
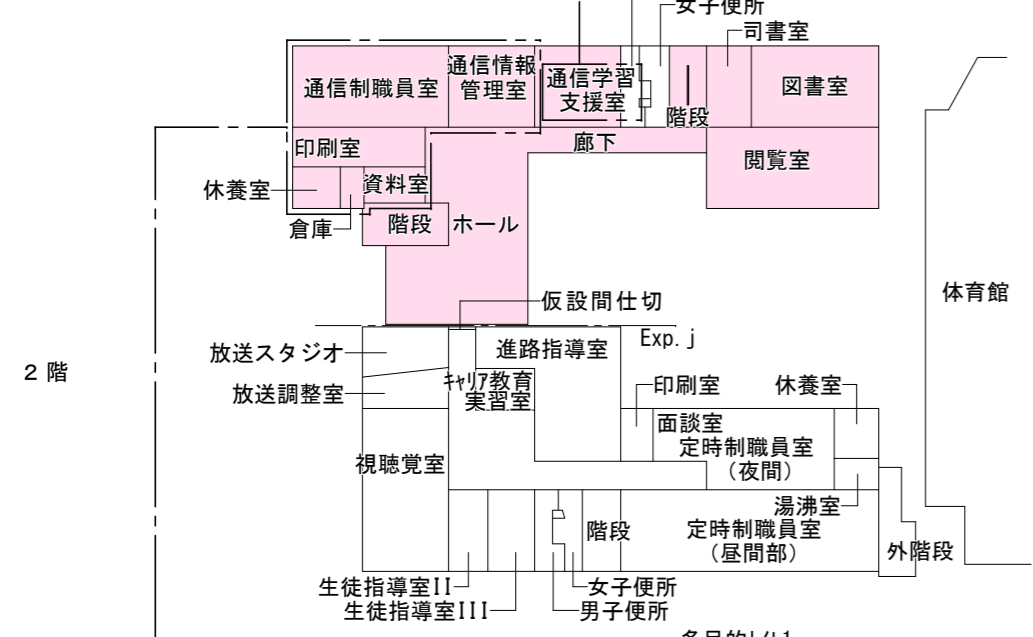
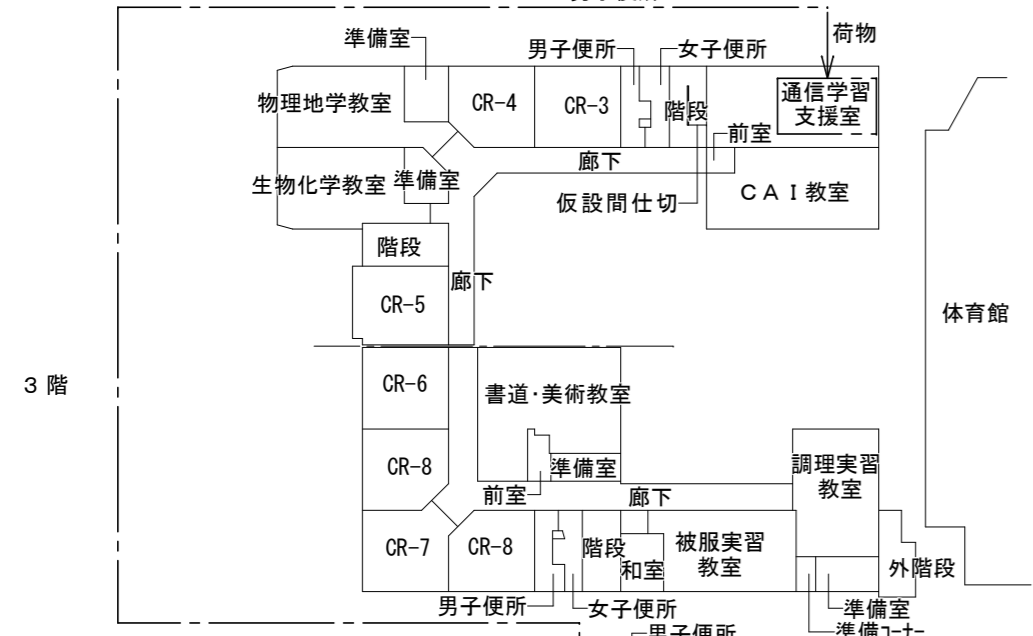
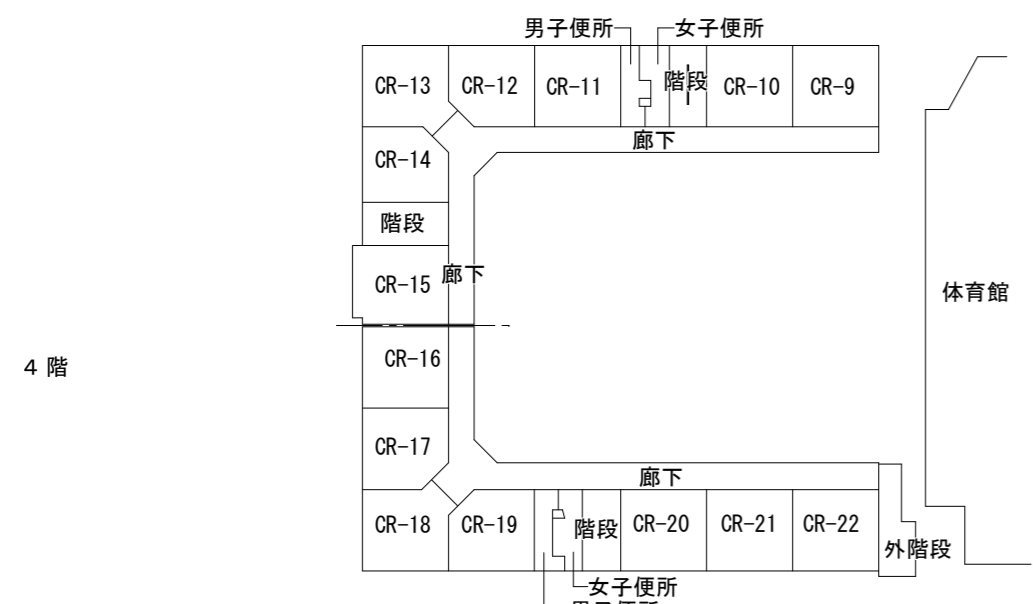
凡例
 ハッチ部分は今回工事範囲建物とする。

凡例(別途建築工事)
 仮設足場を示す 設置期間6ヵ月
 チューブライトを示す
 防護柵(朝顔)を示す

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調	図面番号	AC-31
	図名	工事中仮設計画	縮尺	A3 1/428 A2 1/300
			作図年月	2023
			株式会社 上設計 <small>かみ</small> 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966	



工事範囲を示す - - - - - 仮設間仕切り、黒板は引越し先に不要 ※赤字室名は各工事期間の移転先を示す	徳島県県土整備部営繕課	工事名 R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調	図面番号 AC-32
	図名 概略工事工程表-1 (参考図)	縮尺 A3 NON A2 NON	作図年月 2023



工事範囲を示す
 仮設間仕切り、黒板は引越し先に不要
 ※赤字室名は各工事期間の移転先を示す

徳島県県土整備部営繕課
 工事名 R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調
 図名 概略工事工程表-2 (参考図)

縮尺 A3 NON
 A2 NON

図面番号 AC-33
 作図年月 2023

株式会社 上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上栞 重信
 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966

概略工程表

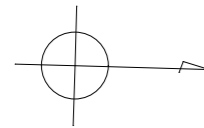
		1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月	8カ月	9カ月	10カ月	11カ月	12カ月	13カ月	14カ月	15カ月	16カ月	17カ月	18カ月	19カ月
準備工事	1カ月	■																		
外部足場	8カ月 2週間		■	■	■	■	■	■								■	■	■		
トイレ使用不可期間	2カ月半							■	■	■										
ステップ1 4階内部改修	2カ月半 撤去 改修							■	■	■										
ステップ2 3階内部改修	2カ月半 撤去 改修									■	■	■								
ステップ3 2階内部改修	2カ月半 撤去 改修										■	■	■							
ステップ4 1階内部改修	2カ月半 撤去 改修															■	■	■		
屋内階段改修工事	夏休み 期間		■	■	■															
便所改修工事	4カ月						■	■	■	■										
屋上防水改修工事(別途発注)	3カ月					■	■	■												
外壁改修工事	6カ月		■	■	■	■	■	■												
体育館連絡通路改修工事																■	■	■	■	
片付け・検査等																			■	■

※屋内階段改修工事の期間も内部利用はあるため、各階段を順番に施工し、同時施工を避けること。
 ※屋内階段改修工事の時期は、契約後協議すること。

参考図

※詳細は発注者と打合せすること

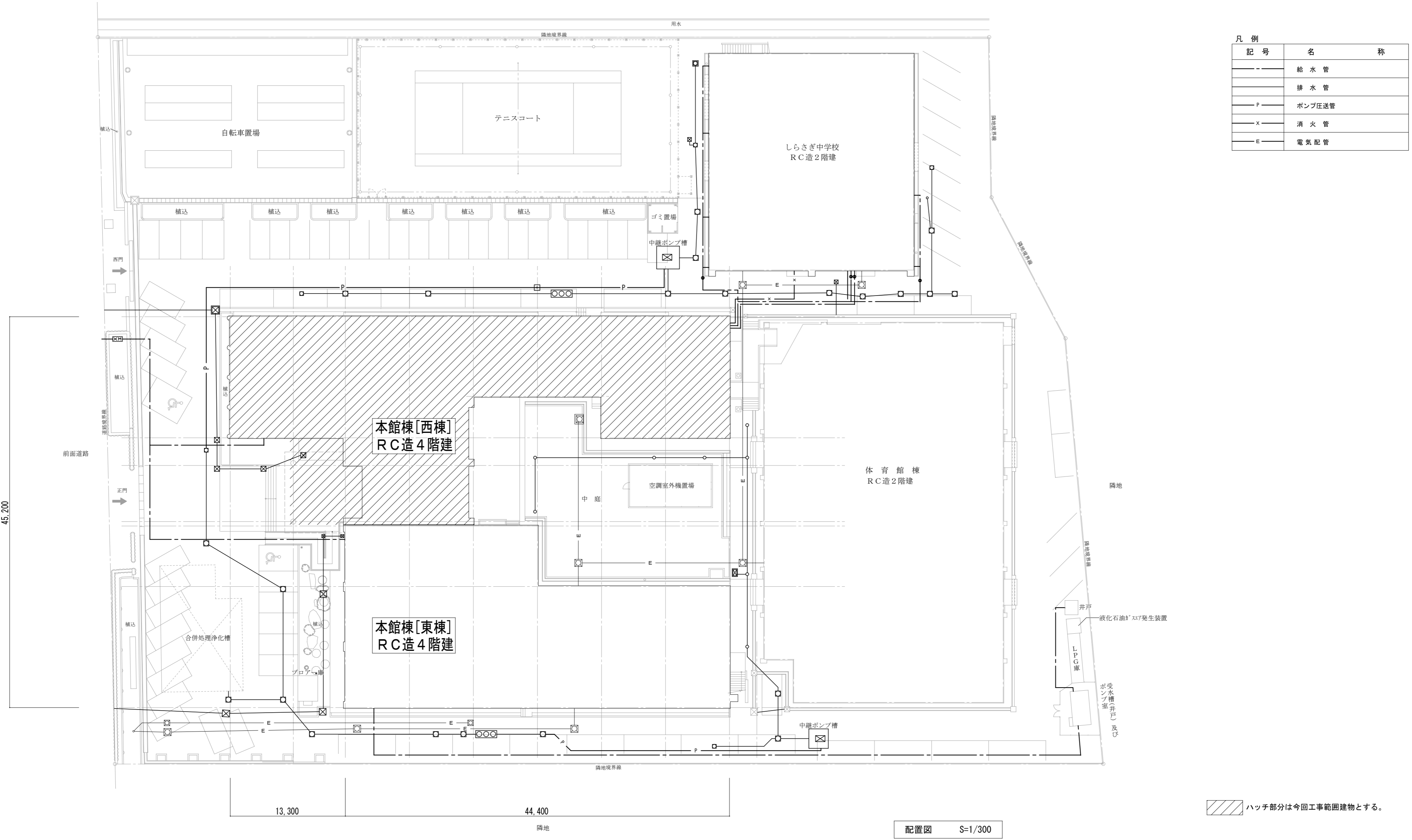
徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調			図面番号	AC-34	
	図名	概略工事工程表-3 (参考図)			作図年月	2023	
	縮尺	A3	NON		株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信 〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 tel 0883-62-3955 fax 0883-62-3966		
		A2	NON				



支障物件の確認
 ◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設資材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造物等を確認しなければならない。
 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

凡例

記号	名称
—	給水管
—	排水管
P	ポンプ圧送管
X	消火管
E	電気配管



ハッチ部分は今回工事範囲建物とする。

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事空調	図面番号	AC-35
	図名	支障物件確認図	作図年月	2023
	縮尺	A3 1/428 A2 1/300	管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信	〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
			tel 0883-62-3955	fax 0883-62-3966



かみ
株式会社 上設計
 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柁 重信